

福祉教育常任委員会

令和元年9月6日（金曜日）午後1時開会

出席委員（9名）

委員 長 齊 藤 誠 之
委員 益 子 丈 弘
委員 松 田 寛 人
委員 高 久 好 一
委員 山 本 はるひ

副委員 長 中 里 康 寛
委員 田 村 正 宏
委員 眞 壁 俊 郎
委員 相 馬 義 一

欠席委員（なし）

紹介議員（なし）

出席議会事務局職員

書 記 伊 藤 奨 理

議事日程

1. 開 会
2. 委員長挨拶
3. 協議事項
 - (1) 9月定例会における委員会の運営（付託予定議案、日程等）について
 - (2) 所管事務調査について
 - ・子どもの通学路における交通安全対策について
 - ・管外所管事務調査について
 - (3) その他
4. その他
5. 閉 会

開会 午後 1時00分

◎開会の宣告

○齊藤委員長 皆さん、お疲れさまです。

本会議終了後のところお集まりいただきまして、ありがとうございます。

ただいまから、福祉教育常任委員会のほうを開会いたしますので、よろしく願いいたします。

—————◇—————

◎委員長挨拶

○齊藤委員長 (挨拶。)

—————◇—————

◎協議事項

○齊藤委員長 それでは、審査事項に入ります。3番、協議事項ですね。

まず、(1)9月定例会における委員会の運営(付託予定議案、日程等)についてです。

こちら事務局から説明をお願いいたします。

事務局。

○伊藤書記 (9月定例会における委員会の運営(付託予定議案、日程等)について説明。)

○齊藤委員長 説明が終わりましたので、何か質問、ご意見等はございますか。

[発言する人なし]

○齊藤委員長 ないようであれば、9月定例会における委員会の付託議案審査の運営については、次第案のとおり審査を行うことで異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○齊藤委員長 異議がないようなので、付託議案の審査日程及び審査順は次第案のとおりといたします。

す。

では、続きまして、(2)所管事務調査についてを議題といたします。

まず、子どもの通学路における交通安全対策についてになります。本調査については、7月19日に開催した協議会にて、実施の細かな方向性については委員の皆様から了承を得ていたところでありました。

それでは、資料の説明を事務局からお願いいたします。

事務長。

○伊藤書記 (所管事務調査について説明。)

○齊藤委員長 ありがとうございます。

前回の協議会でいただいた意見を正副のほうで今事務局から説明があったとおり、提出をさせていただきました。執行部のほうの回答が27日に上がるということで、13時からやらせていただくという内容になっております。

質問事項に関しましては、あくまで代表的なものを正副で出ささせていただいたので、実際の説明についての質疑、質問等に関しましては、皆さんのオーケーをいただければと思います。

ただいまの説明につきまして何かご質問、ご意見はございますか。

[発言する人なし]

○齊藤委員長 ないようであれば、お諮りいたします。

子どもの通学路における交通安全対策については、資料2のとおり、所管事務調査を行うことで異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○齊藤委員長 ありがとうございます。

異議がないようですので、子どもの通学路における交通安全対策については、資料2の実施することに決しました。

続きまして、管外所管事務調査、行政視察についてであります。

行き先や日程等については、正副委員長で調整し、資料3のとおり、行政視察を計画いたしました。

それでは、具体的な内容について事務局から説明をいたします。

事務局。

○伊藤書記（管外所管事務調査について説明。）

○齊藤委員長 ただいま説明がございました。行き先の提案いただいた方ご協力ありがとうございました。なるべく応えようと思って、一生懸命アポをとっていたんですけども、ここにおさまってしまったということでご協力お願いしたいと思います。

ただいま管外の説明がありました。質問、ご意見等はございますか。

〔発言する人なし〕

○齊藤委員長 ないようであれば、お諮りいたします。

本委員会の管外の所管事務調査、行政視察については資料3のとおり実施することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 異議がないようですので、管外所管事務調査については資料3のとおり実施することに決しました。

また、今回の行政視察に当たりまして、各視察先に送る質問事項を取りまとめます様式や手段を取りまとめたいと思います。様式や手段は問いませんので、9月27日の金曜日までに担当書記までご報告くださいますようお願いいたします。各行き先に気になるテーマがあった場合にやっていたくということで、よろしく願いいたします。

また、今後10月中に気になるテーマの当市の現

状についても勉強会を開催する予定であります。

その際に皆さん、各市の報告の担当も決めたいと思いますので、ご協力お願いいたしたいと思えます。質問がないと、ありませんかと向こうの行政が言うので、何かしら9月27日までに提出いただければと思います。

あと、ICT教育の初日について、大宮司教育長が随行するという予定になっております。一応、まだ予定なのでご報告までとさせていただきます。

それでは、所管事務調査について委員の皆様からは何かございますか。大丈夫ですね。

〔発言する人なし〕

○齊藤委員長 なければ、資料3についても以上といたします。

○齊藤委員長 それでは、(3)のその他に入ります。委員の皆様から何かございますか。

〔発言する人なし〕

○齊藤委員長 事務局から何かございますか。

〔発言する人なし〕

○齊藤委員長 なければ、協議事項を終わります。

—————◇—————

◎その他

○齊藤委員長 最後に次第4、大きなその他になります。

委員の皆様から何かございますか。

山本委員。

○山本委員（予定の確認。）

○齊藤委員長 その他ございますか。

〔発言する人なし〕

○齊藤委員長 ないですね。事務局からございますか。

事務長。

○伊藤書記（事務連絡。）



◎閉会の宣告

○齊藤委員長 それでは、以上をもちまして本日の
福祉教育常任委員会を閉会といたします。

お疲れさまでした。

閉会 午後 1時15分

福祉教育常任委員会、予算常任委員会（第二分科会）
及び決算審査特別委員会（第二分科会）

令和元年9月17日（火曜日）午前10時00分開会

出席委員（9名）

委員長	齊藤誠之	副委員長	中里康寛
委員	益子丈弘	委員	田村正宏
委員	松田寛人	委員	眞壁俊郎
委員	高久好一	委員	相馬義一
委員	山本はるひ		

欠席委員（なし）

紹介議員（なし）

説明のための出席者

子ども未来 部 長	富山芳男	子育て支援 課 長	織田智富
子育て支援 課 長 補 佐	岸上容子	子ども福祉 係 長	染谷未央
給付係長	伊藤俊彦	総合支援係長	青木朋美
子ども・子育 て 総 合 センター所長 （任期付）	菊池紀男	子ども・子育 て総合センタ ー（発達支 援・ひとり親 担当）主査 （係長級）	長岡栄治
保育課長	福田博昭	保育課長補佐 兼児童係長	高橋美由紀
保育管理係長	平田篤史	保育管理係 副 主 幹	安藤弘美
保育給付係長	本澤英紀		

出席議会事務局職員

書記 伊藤奨理

議事日程

1. 開 会

2. 審査事項

[子ども未来部]

- ・子ども未来部長挨拶

[子育て支援課]

- ・議案第80号 那須塩原市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

予算常任委員会（第二分科会）

- ・議案第65号 令和元年度那須塩原市一般会計補正予算（第3号）

決算審査特別委員会（第二分科会）

- ・認定第 1号 平成30年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定について

[保育課]

- ・議案第79号 那須塩原市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

予算常任委員会（第二分科会）

- ・議案第65号 令和元年度那須塩原市一般会計補正予算（第3号）

決算審査特別委員会（第二分科会）

- ・認定第 1号 平成30年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定について

開会 午前10時00分

◎開会及び開議の宣告

○齊藤委員長 皆さん、おはようございます。福祉教育常任委員会のほうにお集まりいただきまして、ありがとうございます。きょうから3日間、慎重に審査を行っていきたいと思いますので、皆様のご協力をお願いいたします。

それでは、ただいまより福祉教育常任委員会、予算常任委員会第二分科会、決算審査特別委員会第二分科会を開会いたします。

審査の日程及び審査順は、お手元に配付の次第のとおりといたします。

今定例会におきまして当常任委員会に付託された案件は、条例の一部改正案件3件でございます。

予算常任委員会付託案件のうち、当分科会で審査すべき案件は、補正予算案件4件であります。また、決算審査特別委員会付託案件のうち、当分科会で審査すべき案件は、決算認定案件4件であります。これらの予算と決算に関する案件につきましては、関係所管課のところで随時、分科会に切りかえて審査を行います。

議案審査において討議すべき点がございましたら申し出てください。執行部退席のもと、暫時休憩中に委員間討議を行います。

委員各位におかれましては、慎重なる審査とともに、円滑な進行へのご協力をお願い申し上げます。

◎子ども未来部の審査

○齊藤委員長 それでは、審査事項に入らせていただきます。

まずは、子ども未来部から順次審査を進めてま

いります。

初めに、子ども未来部長からご挨拶をお願いいたします。

部長。

○富山子ども未来部長 (挨拶。)

○齊藤委員長 ありがとうございます。

◎子育て支援課の審査

○齊藤委員長 それでは、ただいまから子育て支援課の審査に入ります。

担当課の皆さん、お疲れさまです。

◎議案第80号の説明、質疑、討

論、採決

○齊藤委員長 それでは、議案第80号 那須塩原市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔をお願いいたします。

課長。

○織田子育て支援課長 (議案第80号について説明。)

○齊藤委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑はございませんか。

高久委員。

○高久委員 ただいま説明がありました。5年を10年にするというお話があったと思います。一番最後のところ、連携をしない期間ということですか。市内にはそういう施設はないけれども、都会のほ

うでそういう施設が多い。そうすると、市内のほうでは連携がしづらい。ということは、指導がしにくいというか、指導に至らない施設が結構あると。

○齊藤委員長 答弁を求めます。
課長。

○織田子育て支援課長 ご質問は、都市部において指導が届かないがために、連携施設の確保がままならないのかというふうなご質問かと思いますが、まず連携施設というものは、小規模事業所であったりとか、居宅型事業所であったりとか、家庭的保育事業所であったりとか、こういったところで保育をする期間がゼロ歳から2歳までとなりますので、3歳以降の保育施設について連携施設を定めるということになっております。

詳細については把握はしておりませんが、都市部においては、やはり人口も多いというところから、定員を確保する施設等の確保が容易ではないのかなというふうに推測しております。

○齊藤委員長 そのほかございますか。
益子委員。

○益子委員 先ほど高久委員もおっしゃったんですが、今のところ市のほうでは該当する施設がないということなんです。市のほうも今後、随時、今もそうだと思うんですが、今後、参考とか、いろいろな事例が多分見受けられると思いますので、そういったものもぜひ、該当はしないんですけども、一応研究、調査していただきながら、引き続き皆さんのほうで頑張っていただきたいと思えます。よろしくをお願いします。

○齊藤委員長 意見ということでよろしいですか。

○益子委員 はい。

○齊藤委員長 そのほかございますか。
〔発言する人なし〕

○齊藤委員長 討議すべき点はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○齊藤委員長 ないようですので、質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。
討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○齊藤委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

議案第80号 那須塩原市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については、原案のとおり可決すべきものとすることに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第80号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

—————◇—————

◎議案第65号の説明、質疑、討論、採決

○齊藤委員長 続きまして、福祉教育常任委員会を予算常任委員会第二分科会に切りかえます。

それでは、議案第65号 令和元年度那須塩原市一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。
執行部から議案の説明を簡潔にお願いいたします。

課長。

○織田子育て支援課長 （議案第65号について説明。）

○齊藤委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑はございませんか。

山本委員。

○山本委員 委託するのではなくて、保育士をコンシェルジュとして雇ってということなのですが、その保育士さんは新たに雇ったということでしょうか。

○齊藤委員長 新たに雇った、すみません、聞こえません。

○山本委員 どこかにいた人を連れてきたのではなくて、ここのために新たに雇ったということなのかということです。

○齊藤委員長 すみません。

答弁を求めます。

課長。

○織田子育て支援課長 今、委員ご指摘のとおり、保育士、こちらにつきましては、3名の保育士を新たに雇うことができました。予算上は1人分で予算計上しておりますが、3名で1日4時間の勤務というところで、ローテーションを組んで、無理のない業務形態を整えるということで雇用しております。

○山本委員 了解しました。

○齊藤委員長 そのほかございますか。

〔発言する人なし〕

○齊藤委員長 討議すべき点はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○齊藤委員長 ないようですので、質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○齊藤委員長 ないようですので、討論を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 異議がないものと認め、討論を終了し、これより採決いたします。

議案第65号 令和元年度那須塩原市一般会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第65号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

—————◇—————

◎認定第1号の説明、質疑、討論、採決

○齊藤委員長 続きまして、予算常任委員会を決算審査特別委員会第二分科会に切りかえます。

それでは、認定第1号 平成30年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いいたします。

課長。

○織田子育て支援課長 （認定第1号について説明。）

○齊藤委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

手を挙げてください。

高久委員。

○高久委員 今説明のなかったもの、恐らく大まかなものはお話しされたんだと思います。

137ページ、保育園臨時職員配置費、前年の…

〔「保育課」と言う人あり〕

○高久委員 失礼しました。

○齊藤委員長 そのほかございますか。
益子委員。

○益子委員 152ページの2項4目子育て支援費のほうなんです、家庭相談員費ということで先ほど説明いただいたんですが、利用者というのは、大体ふえているようなものなんでしょうか、昨年度というか。

○齊藤委員長 153ページに件数はあるんですけども、それが。

○益子委員 これを例えば利用した人の声なんかを聞かせていただければと思います。

○齊藤委員長 件数じゃなくて利用者の声。

○益子委員 はい。申しわけありません。わかったらで結構です。

○齊藤委員長 所長。

○菊池子ども・子育て総合センター所長 利用者の声なんですけれども、基本的には家庭相談員6名、今現在、センターのほうでは採用しております。その採用に際しては、やはり元教員とか、それから元保育士とか、さまざまな専門的な知識を持った人を採用しております、基本的には、まず全て相手の気持ちを受け答えする上では、まず傾聴に対処する。それですので、相談に来る方々は、すごく話しやすいということで私のほうは理解しております、その次の支援につながっていく相談の体制をとっております。

以上です。

○益子委員 了解いたしました。ありがとうございます。

○齊藤委員長 この事業についての関連の質問がある方はいらっしゃいますか。
山本委員。

○山本委員 153ページに相談の実績が出ているん

ですが、これを見ても、多分、電話相談が減って、直接お話しの方がふえているんだと思うんですね。

今、傾聴に徹しているということだったので、電話で話すよりも、直接会ったほうがいいのかということで、去年の数字とかなり減ったようです。

最後のところ、機関訪問というのがありまして、それもかなり去年からするとぐっとふえているんですけども、これはどんなもので、どういうことでふえているのか教えてください。

○齊藤委員長 答弁を求めます。
所長。

○菊池子ども・子育て総合センター所長 まず、相談件数につきましては、相談の内容については、電話相談、来所相談、家庭訪問、それから機関訪問でございまして、電話相談は若干、昨年度から比べると減っております。来所相談も昨年度とほぼ同じような数字。

今ご指摘のように、家庭訪問と機関訪問がふえております。これにつきましては、特に機関訪問につきましては、具体的にさまざまな施設との連携が必要なんです。例えば国際医療福祉大とか、それからもちろん学校、保育園、それから医療機関等、そういうところとの連携がやはり必要になってきたものですから、この数はふえております。
以上です。

○齊藤委員長 山本委員。

○山本委員 よくわかりました。ということは、相談される方が、相談内容が若干、どう表現したらいいんですかね、複雑になっているというか、重くなっているというか、電話で聞いて「はい、そうですね」ではなくなってきている傾向にあると理解してよろしいでしょうか。

○齊藤委員長 所長。

○菊池子ども・子育て総合センター所長 委員おっしゃるとおりでありまして、私たちのセンターにも一つ、発達支援システムがあります。そうしますと、やはり子どもたちの状態というのは、非常に多様化、複雑化しております。発達障害だけではなくて、精神障害等さまざまな障害があったりしていますので、専門的な支援を受けないと、家庭相談員だけでは解決できない部分がふえております。そういう意味で関係機関との連携を密にしまして、より相談者に対して適切な支援ができていると考えております。

以上です。

○齊藤委員長 山本委員。

○山本委員 こういうところでの相談が的確にできていると、先ほどの事件が起きないのではないかなというふうに思うんですけども、今の家庭相談員の制度で、今後も予算等、人もそうですし、やっていけるというふうに考えているのかどうか教えてください。

○齊藤委員長 課長。

○織田子育て支援課長 今現在、家庭相談員につきましては、所長のほうからも説明ありましたように、6名体制で取り組んでございます。案件がふえているというところで、やはりこの人数で、今、1人が持つ案件というのは、非常に多くなってきております。この辺のところを考えますと、やはり家庭相談員だけではなくて、そのほかにかかわってくる専門職等についても、今後検討していく必要というのがあるのかなというふうな感覚を持っております。

○齊藤委員長 山本委員。

○山本委員 子どもたちの虐待とかいじめとか、あるいは自殺とか、そういうものにつながっていくということの第一歩になるのではないかなと思うところがあるんですけども、ぜひこのところ

は機能していくように、やはり予算措置もそうですし、専門家に対してもそういうことで思っていて、来年の予算にぜひ反映できるような形で事業をつくっていただきたいというふうに思います。

以上です。

○齊藤委員長 意見ですね。

そのほかございますか。

田村委員。

○田村委員 135ページ、その下の90事業、子育て応援券事業費、平成30年度から対象がゼロ歳児だけという話があったんですけども、その理由を教えてください。

○齊藤委員長 係長。

○伊藤給付係長 子育て支援課給付係、伊藤と申します。よろしく願いいたします。

平成30年度からゼロ歳児のみにした理由ということになるんですが、まず、平成27年度からこの事業を初めまして、ゼロ歳から2歳までの子どもさんを対象にしてきました。利用の実績ですとか、各種アンケート、話を聞いていく中で、やはり応援券、子育て支援サービスの中で、ゼロ歳のお子様に関して、非常によく使っていただけるサービスなのかなという考えでして、効果がないというわけではないですが、1歳、2歳のお子様よりも、ゼロ歳児のお子様に使っていただけるということを知りましたので、選択と集中というところで、ゼロ歳児のみ対象ということでサービスを始めさせていただいたという経過がございます。

以上です。

○齊藤委員長 そのほか、これに関連するものはございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○齊藤委員長 そのほかございますか。

益子委員。

○益子委員 153ページ、2項4目子育て支援費のほうなんです、その中で児童虐待防止対策費（40事業）というのがあるんですが、私は新聞等々で見ている、また先ほどの冒頭の中でもあったんですが、例えば山本委員の話にも関連するものがあるかと思うんですが、こちらの事業の職員が1名ということで、私的には、虐待なんかもふえていたりとか、あと氷山の一角で見えていない部分もあるかと思うんですが、1名ということで、この事業を賄い切れるというか、可能なかなということをちょっとお伺いしたいんですが、いかがでしょうか。臨時職員が1名ということで。

○齊藤委員長 課長。

○織田子育て支援課長 今、委員ご指摘の賃金につきましては、この臨時職員、これ実際には事務補助の臨時職員となっております、先ほどの家庭相談員等、こちらにつきましては、非常勤特別職という扱いで報酬で対応してございます。

○齊藤委員長 これに関連する質疑をお持ちの方いらっしゃいますか。

〔発言する人なし〕

○齊藤委員長 なければ、そのほか質疑ございますか。

田村委員。

○田村委員 同じページの一番下の40事業、児童虐待防止対策費、いわゆる全国共通ダイヤル「189（いちはやく）」ですね。これは昨年度、そこを経由して市に入っているわけですかね。そういう件数というのはどれぐらいあるものなのでしょうか。

○齊藤委員長 所長。

○菊池子ども・子育て総合センター所長 「189（いちはやく）」というのは、基本的には国の制度でありまして、残念ながら、これは無料ではないんです。ですけれども、この「189」は基本的

には県の児童相談所のほうに通報されます。そこで、児童相談所のほうで、もし案件が軽度であれば、市のほうに送付されますけれども、ほぼ「189」にかかってきたものについては、県の児童相談所で判断してどうするかというのを決めていただくので、その件数については、具体的にこちらにはわかっておりません。

以上です。

○齊藤委員長 そのほかございますか。

山本委員。

○山本委員 135ページの2番目の広場の運営費についてなんですけれども、今「ま〜る」と「ほっぺ」は、これ委託料でやっているという説明でありました。今、こういうもののほかに、イオンタウンの中にも子どもと遊べる場所をつくったり、あるいはそれぞれの公民館においても、毎日ではないですけれども、子どもたちが親子で行ける場所があったり、あるいはいきいきふれあいセンターでもそういうこともやっていると思うんですが、このつどいの広場というふうに特化した運営と、そのほかの同じというか、未就学児の居場所、親子でいるところとの関連というんですか、お金の使い方というんですか、その辺をどういうふう、ことしの途中から入ってきたりしているんですが、どういうふうと考えていらっしゃるのか、決算から見えて教えていただきたいんですけれども。

○齊藤委員長 課長。

○織田子育て支援課長 つどいの広場とそのほかの例えばコミュニティ広場との関連性、違いということのご質問かと思えます。

つどいの広場につきましては、大方市内なんですけれども、市内に限らず利用される方がいて、やはり子育てに不安があったりとか、あとは子育ての交流の場、要するに、なかなか周りにお友達、おつき合いのある方がいらっしゃらないとか、そ

ういったところで交流を求める方なんかも集まってくるという事実もございます。

一方で、子育てコミュニティ広場につきましては、本年度、8月10日に開設いたしました。こちらについては、商業施設にあることによって気軽に立ち寄れる、そういった遊び場の一つとして設定をさせていただいております。

つどの広場との違いというところは、やはり相応にそういった遊び場、要するに遊び場だけではなくて、そういった自由に子どもと親御さんが触れ合える場所、ということでは、同じような方向性があるかと思うんですけども、どうしてもやはりこの「ほっぺ」、「ま〜る」につきましては、専門性というところ、また経験もありますから、こちらで非常にニーズに合った情報提供がいち早く提供されているものだというふうに私のほうでは考えております。

○齊藤委員長 山本委員。

○山本委員 「ま〜る」とか「ほっぺ」の敷居は高くないと思います。気楽に行けますし、事前に予約をして行かなきゃいけないとか、毎日通わなきゃいけないという場所ではないというふうに私は見えています。

ですが、利用者がふえているんだと思うんですね。そういうことからすると、そういうお子さんたちの、未就学のお子さんとお母さん、保育園には行っていない子たちなので、そういう方たちの場については、支援を一本化して、あっちにつくり、こっちにつくり、ここは委託のものと、一千何百万円委託をし、こっちは保育士さんを雇ってやってみたいなのが、私から見ると、方針が場当たりとは言わないです。でも、たくさんつくるとはいいことなんですけども、もう少し確立をしたほうがいい。そういうほうがお金も、こうやってあっちで何千万円、こちらで何百万円とかとい

うふうにならないのではないかなとずっと思っていたんですが、そういうことについては、市はどう考えてこういうものに予算をつけて決算したのかということをお聞かせください。

○齊藤委員長 課長。

○織田子育て支援課長 「ほっぺ」、「ま〜る」に関しましては、やはり継続事業として実施、委託事業としてさせていただいております。それなりに実績も上がってきております。これは委員がご指摘いただいているとおりでございます。

こちらについては、やはり今後も継続的に、そういった、なかなか交流の場が持てないとか、あとは相談を気軽にできるとか、その場の提供としては、これはやはり必要な施設だというふうには認識しております。

一方で、コミュニティ広場につきましては、こちらにも気軽に立ち寄れるということでは同じ形態ですけれども、商業施設内にあるということの利便性を生かして、遊び場の提供ができているところでは、やはり二面性にはなるんですけども、こういった施設というものは必要ではないかなと思っています。

また、こういった施設があることによって、そういった親御さんたちが、選択肢が広がるという点でも、これは有効ではないかなというふうに今のところ考えております。

○齊藤委員長 山本委員。

○山本委員 子育てコミュニティ広場、まだ始まったばかりですので、余りその評価はできないんですけども、ぜひそういうところに、それこそ商業施設に気楽に出かけるところもあるとあって来た方については、市内には「ほっぺ」もあるし、「ま〜る」もあるしというようなところをつなげていただいて、子育て支援に、やはりせっかくの予算決算のお金を使っているの、やっていただ

きたいということで終わります。

○齊藤委員長 この項についての関連の質疑はございますか。

眞壁委員。

○眞壁委員 今の関連なんですけれども、歳入のほうで、つどいの広場については国庫支出金が出ているんですけれども、今言われた、ことし始めたほうに関しては、今後どうなるか、その辺お伺いしたいんですが。

○齊藤委員長 課長。

○織田子育て支援課長 すみません、お手元にお配りをさせていただいている歳入の一覧からご質問があった、子育てコミュニティ広場に関しましては、人件費分について国からの交付金としていただいております。やはり先ほど山本委員からご質問もありましたように、お答えをしましたように、やはりこういった施設というものは、選択肢が広がるという意味でも、また継続をしてやっていくことが非常に大事なことであろうと思いますので、12月30日から1月3日だけしか休まずに毎日営業していると、業務をしているという保健師を確保しておりますので、気軽に立ち寄っていただくということで、こちらとしてはPRしていきたいというふうに考えております。

○齊藤委員長 同じくこの項での関連はございますか。

[発言する人なし]

○齊藤委員長 なければ、そのほかで質疑ございますか。

田村委員。

○田村委員 154ページの60事業です。要支援児童放課後支援費、決算額がふえているのは、人数がふえているからだと思うけれども、ふえた理由。

○齊藤委員長 所長。

○菊池子ども・子育て総合センター所長 委託団体

につきましては、市内のNPO法人キッズシェルターとNPO法人すくすく子育てやぎハウス、この2団体に委託しているわけですが、昨年度、委託機関の平成29年度よりも3カ月間長かったために委託料が増加したという経緯です。実際のところ4月から始まっています。すみません。

以上です。

○齊藤委員長 田村委員。

○田村委員 キッズシェルターとやぎハウスのそれぞれ今、利用人数はどれぐらいなんでしょうか。

○齊藤委員長 所長。

○菊池子ども・子育て総合センター所長 まず、キッズシェルターのほうは、西那須野地区ですけれども、現在15名が登録されております。やぎハウスの黒磯地区のほうについては25名登録されております。合計で40名です。

ちなみに、県内で居場所については9地区でやっているわけですが、そのうち2施設が本市にありますので、その人数についても、県内では139名、利用者、そのうち40名が本市ですので、非常に本市の取り組みについては、県内からも注目されております。

以上です。

○齊藤委員長 田村委員。

○田村委員 今後、市内で2つで、非常に県内では多いんですけれども、ただ、西那須野と黒磯ということで、中間的那須塩原あたりに、またこういった施設を将来増設というか開設するようなつもりというか、そういうことはあるんでしょうか。

○齊藤委員長 質疑的にはちょっと微妙、これは決算の質疑なので、その他で聞いていただければと思います。申しわけございません。

ここに関連した質疑をお持ちの方はいらっしゃいますか。

[発言する人なし]

○齊藤委員長 なければ、その他の質疑ある方いらっしゃいますか。

山本委員。

○山本委員 同じページの1つ上の段の短期支援費のことなんですけれども、利用申込数62件で、延べ人数142日と書いてあるんですが、委託先がキッズシェルターとやぎハウスが市内です。養徳園は市外ですね、近くないと思うんですが、これは泊まりのときは、養徳園に頼んでいるというようなことなんでしょうか。

○齊藤委員長 所長。

○菊池子ども・子育て総合センター所長 泊まりだから養徳園ではなくて、キッズシェルターのほうも、それからやぎハウスのほうも、一応泊まりは可能であります。ただ、やはり養徳園のほうが、施設のほうの準備が整っておりますので、確かに遠いんですけれども、送り迎えはしてもらえという状況があります。ですので、若干交通費はかかるんですけれども、そういう意味で養徳園のほうは、キッズシェルター、それから子育てやぎハウスよりも若干利用者が多いです。

以上です。

○齊藤委員長 山本委員。

○山本委員 養徳園は県内でも有名なところで、県内いろいろなところから利用があると思うんですが、ちなみに、これ委託料は85万7,600円、そんなに高くはないような気もするんですが、人数にしては。1日当たりどんなふうにお金を支払っているのか教えていただきたいと思います。

○齊藤委員長 所長。

○菊池子ども・子育て総合センター所長 基本的に1日、2歳児未満については1万800円、それから2歳児以上については5,600円、これが各機関に支払うものです。この半額が市の補助になっております。

ただ、さらに生活保護世帯、それから市民税非課税世帯、これら世帯についてはゼロ円、負担がありません。市民税非課税世帯、またひとり親世帯については、2歳児未満については1,100円負担。その他の一般的な負担については、2歳児未満は5,400円、2歳児以上については2,800円というふうに、それぞれ委託料が決まっております。

○齊藤委員長 山本委員。

○山本委員 現実に子育て短期支援ということで、市のほうが委託が必要だという考えでするんだと思うんですが、今どんな理由が多いのか教えてください。

○齊藤委員長 預けている理由ですか。

○山本委員 ここを使っている理由。

○齊藤委員長 所長。

○菊池子ども・子育て総合センター所長 基本的には育児疲れというケースが多いです。あとはもちろん急遽、仕事の関係でどうしても預けなきゃならない状況に、病気で預けなきゃならないという状況になったりとか、さまざま理由はありますけれども、やはり育児疲れというのが今現在多いです。

○齊藤委員長 山本委員。

○山本委員 それをどこで市は判断して、どこが調べて、こういう人は育児疲れだというようなことを判断されての人数なんですか。

○齊藤委員長 所長。

○菊池子ども・子育て総合センター所長 基本的には、これは一般的な制度なものですから、例えば要支援事業と関係ありませんので、一般の方がこの制度を知って、利用して、私どものほうに申し込みをします。その中で、こちらとして、その状況ですね、細かく調査いたしまして、それで決定します。ですので、もっといるいないというのは、ちょっとこちらでは把握できておりません。

○齊藤委員長 山本委員。

○山本委員 つまり、これはあくまでも預けたい人が預けたいよと申し込みをした中で、オーケーだというようなところに、必要なところに、養徳園まで行くのか、あるいは市内で賄えるかという判断をしたものだというのでいいですね。了解です。

○齊藤委員長 この項で関連のある方いらっしゃいますか。

〔発言する人なし〕

○齊藤委員長 なければ、その他の質疑がある方いらっしゃいますか。

田村委員。

○田村委員 157ページの一番下ですね、30事業、児童扶養手当費、前年度比も1,000万円程度少なくなっている。この理由をお聞きいたします。

○齊藤委員長 課長。

○織田子育て支援課長 こちらにつきましては、受給資格者、それと対象児童数ともに減少しているということになります。

○齊藤委員長 田村委員。

○田村委員 具体的に何人減ったかというのはわかりますか。

○齊藤委員長 課長。

○織田子育て支援課長 年間で受給資格者数が412人減っております。また、対象児童数も372人減っている状況でございます。

○齊藤委員長 田村委員。

○田村委員 たしか、私、前、1,200人ぐらいいたのかと思うんですけども、400人も減るというのは、減り過ぎのような気がするんですけども。

○齊藤委員長 前は1,500人からいたということですね、372人減ったということですから。

課長。

○織田子育て支援課長 大変申しわけございません。

先ほどの私の現状人数につきましては、年間延べ人数になりますので、正確には、まず対象者数だけ申し上げますと、1,252人から1,239人、要するに13人ほど減っているという状況がございます。

○齊藤委員長 ここに関連する質疑をお持ちの方はいらっしゃいますか。

〔発言する人なし〕

○齊藤委員長 なければ、そのほかの質疑がある方いらっしゃいますか。

〔発言する人なし〕

○齊藤委員長 それでは、討議すべき点はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○齊藤委員長 ないようですので、質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○齊藤委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

認定第1号 平成30年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 異議がないものと認めます。

よって、認定第1号については原案のとおり認定すべきものと決しました。

子育て支援課所管の審査事項は以上となります。その他として委員の皆様から何かございますか。田村委員。

○田村委員（放課後支援の施設について。）

○齊藤委員長 そのほか委員の皆さん何かございますか。

〔発言する人なし〕

○齊藤委員長 子育て支援課の皆様からは何かございますか。

○織田子育て支援課長 特にございません。

○齊藤委員長 ないようですので、以上で子育て支援課の審査を終了いたします。

お疲れさまでした。

ここで執行部入れかえのため暫時休憩いたします。

なお、休憩を10分とらせていただきますので、11時10分頃に委員会を再開いたします。それまで休憩いたします。

休憩 午前11時02分

再開 午前11時18分

○齊藤委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

—————◇—————

◎保育課の審査

○齊藤委員長 ただいまから保育課の審査に入ります。

担当課の皆さん、お疲れさまです。

—————◇—————

◎議案第79号の説明、質疑、討

論、採決

○齊藤委員長 それでは、議案第79号 那須塩原市

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題いたします。

執行部から議案の説明をお願いいたします。

課長。

○福田保育課長（議案第79号について説明。）

○齊藤委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑はございませんか。

〔発言する人なし〕

○齊藤委員長 討議すべき点はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○齊藤委員長 ないようですので、質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○齊藤委員長 ないようですので、討論を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 異議がないものと認め、討論を終了し、これより採決いたします。

議案第79号 那須塩原市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については、原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第79号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

—————◇—————

◎議案第65号の説明、質疑、討

論、採決

○齊藤委員長 続きまして、福祉教育常任委員会を
予算常任委員会第二分科会に切りかえます。

それでは、議案第65号 令和元年度那須塩原市
一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いいたしま
す。

課長。

○福田保育課長 （議案第65号について説明。）

○齊藤委員長 説明が終わりましたので、質疑を許
します。

副委員長。

○中里副委員長 ご説明ありがとうございます。

執行計画書の10ページの3款2項3目民間保育
施設運営支援費ということで、この運営施設、ど
こが運営施設なのか教えていただけますか。

○齊藤委員長 課長。

○福田保育課長 こちらにつきましては、すぎのこ
三島幼稚園、それと大田原市のふたば幼稚園で
ございます。

○齊藤委員長 そのほかございますか。

山本委員。

○山本委員 最後の15ページの幼稚園費のところ、
上の段のところ、就園奨励費のところの新規の説
明をもう少し、わかりにくかったので、お聞かせ
をお願いします。

○齊藤委員長 課長。

○福田保育課長 幼稚園就園奨励費でございますけ
れども、こちらにつきましては、扶助費のほうで
ございますけれども、こちらは無償化に伴いまし
て未移行の幼稚園、こちらはすぎのこ三島幼稚園
になりますけれども、こちらを利用する子どもに
対しまして、施設の利用料を助成するものでござ
いまして、198人分を見込んでおります。上限額

2万5,700円ということで、6カ月分ということ
で3,053万1,600円ということで、この198人とい
うのは、5月1日現在、165名が対象となってお
りまして、その20%増を見込んでの198人とい
うことで計上させていただいたものでございます。
説明は以上でございます。

○齊藤委員長 山本委員。

○山本委員 つまり、10月1日から保育園とか幼稚
園にお金が必要なくなることに伴って、奨励費は
いただくということですね。そのかわり、10月1
日から幼稚園に入る子が新たにふえると見込んで
いるということなんですか。そこら辺、すみませ
ん、よくわからないのです。

○齊藤委員長 部長。

○富山子ども未来部長 単純に申しますと、10月1
日から、今度、無償化になりますので、どちらに
しても保育料を納めなくてもよい。その分、保育
料でもうちのほうから支払いますということにな
る。今までは、保育園、幼稚園の人たちというの
は、保育料を国に納めるのですね。それに対して
市から補填する形になっていたもので、これは10月
1日からなくなるので、その分3,000万円が減額
になりますよということになります。やり方、制
度がちょっと変わるといいますか。

○齊藤委員長 山本委員。

○山本委員 先ほど165人いる分を198人とするとい
うようなところが、だから、行っている人は変わ
らないんですね。

○齊藤委員長 部長。

○富山子ども未来部長 人数としては変わらないで
す。ただ、予算の見込みとして、今後入る人がい
るかもしれないからということで、ちょっと膨ら
ませて予算にしているといったところで人数はふ
えていますけれども、実際が変わるというもの
はないです。

○齊藤委員長 そのほかございますか。

山本委員。

○山本委員 その下のわんぱく保育の利用について、先ほど朝と夕方利用している人というのは、時間外の利用ということなのだろうと思うんですが、それが幼稚園に550人ぐらい早く預けたり、遅くまで預かったりという人が現在いることの見込みですか。

○齊藤委員長 課長。

○福田保育課長 こちらにつきましては、認定こども園の1号認定をされている子ども全部と、それから幼稚園の部分になりますので、大体1,100人ぐらい対象いるんですが、その半分ほどを見込んでいるということで……

○山本委員 了解しました。

○齊藤委員長 そのほかございますか。

〔発言する人なし〕

○齊藤委員長 討議すべき点はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○齊藤委員長 ないようですので、質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○齊藤委員長 ないようですので、討論を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 異議がないものと認め、討論を終了し、これより採決いたします。

議案第65号 令和元年度那須塩原市一般会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第65号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

—————◇—————

◎認定第1号の説明、質疑、討論、採決

○齊藤委員長 続きまして、予算常任委員会を決算審査特別委員会第二分科会に切りかえます。

それでは、認定第1号 平成30年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いいたします。

課長。

○福田保育課長 （認定第1号について説明。）

○齊藤委員長 説明が終わりました。

昼食の時間のため、1時間休憩したいと思います。

ただいまより休憩いたします。

午後1時より再開いたします。

休憩 午後 零時06分

再開 午後 零時59分

○齊藤委員長 それでは、休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

説明が終わりましたので、質疑を許します。

中里副委員長。

○中里副委員長 説明ありがとうございます。

まず初めに、決算書の49ページ、50ページ。

児童福祉費負担金の収入未済額についてなんですが、未済額について、ここ3カ年を見ますと、

少しずつ圧縮されているので、評価はできる部分ではありますが、それでも1,000万円以上未済額があるということで、主な原因と、これまでどのような対応をしてきたのかについてお伺いいたします。

○齊藤委員長 課長。

○福田保育課長 収入未済額につきましては、これまでの対応といたしましては、督促状の発送から催告書の発送ということで、滞納者につきましてはの対応につきましては、これまでそういった直接訪問をしたり、電話を頻繁にかけてというような対応は行っておりませんでした。今年度につきましては、滞納整理マニュアル、きちんと整理いたしまして作成をいたしまして、差し押さえの実施に至る、滞納処分までに至るような対応を今してございまして、実際の差し押さえを実施、今年度に入って行ったところでございます。

昨年度までにつきましては、そういった対応がもうひとつできていなかったということがございます。

今年度につきましては、全滞納者129名ほどございまして、滞納額といたしまして1,200万円ほどございましたが、5月と6月に納付相談期間を設けて、夜、夜間ですとか、そういった対応を行ったところでありまして、滞納者全員、反応がない方については、必ず一度は訪問をいたしまして、さらに電話をして対応をして、さらに差し押さえに至るといような対応を今年度につきましては行ってございますので、今後につきましても、納めていただけるような財力がある方につきましては、そういった差し押さえなどの対応を厳しくしてやっていきたいと考えております。

以上でございます。

○中里副委員長 はい、大丈夫です。

○齊藤委員長 関連した質疑をお持ちの方、いらっ

しゃいますか。大丈夫ですね。

それでは、そのほかの質疑ある方いらっしゃいますか。

高久委員。

○高久委員 先ほども言った137ページ。

臨時職員の配置費、細かい説明をしていただいたので、大体内容はわかったんですが、こういう中で、その組み込みの中で、臨時職員がかかっているという中で、再任用の職員から正職員になったという、そういう職員は何人かいるんですか。

〔「再任用ではないですね」「臨時さん」と言う人あり〕

○高久委員 臨時か。臨時から正職員になった方というのはいるんでしょうか。

○齊藤委員長 課長。

○福田保育課長 保育課では、そういったところまでは把握していませんが、総務課のほうで確認しないとよくわからないところではありますけれども、正職員として採用されるにはやはり採用試験、9月に行われる、年に何回か行われる採用試験に合格をしなければならないというのがありますので、今のところ知る限りでは臨時職員から正職員にというのは聞き及んでおりません。採用人数が少ないということもありますので、大体が大学を卒業された方が中心になっているかと思えます。

以上でございます。

○高久委員 新規の方が中心になるというお話だと思います。

○齊藤委員長 高久委員。

○高久委員 今までも、この4億円という金額、ずっと変わらないんですが、ここの中で1,300万ほど減ったと。減った内容が、その人数の変動というお話でしたけれども、やはりこの人たち、年度採用の臨時職員の条例も出ていますが、やはり安

心して那須塩原市で、保育所で働くというのでは、非常に不安定な状況、いつでも辞めさせられる、いつも給料が安いという状況の中で、安心して働けるための市独自の努力というのは、市のほうはどんなものを考えているのでしょうか。

○齊藤委員長 これ、先ですか、過去ですか。行ってきたか、行っていくのでしょうか、どちら。

○高久委員 行ってきた。

○齊藤委員長 では、過去だそうです。
課長。

○福田保育課長 臨時職員が働きやすい職場環境ということでございますけれども、正職員の園長を中心に、現在保育士の育成につきましては取り組んでいるところであります。それもアクションプログラムに基づきまして、そういった保育士の育成に取り組んでいくところでございますが、臨時職員につきましても、正職員と同じような形で、安心・安全の保育ができるよう、園長、副園長を中心に指導を徹底しているところでございます。

今後も、そういったところで、臨時職員の負担が過大にならないような保育、バランスのとれたクラスの配置ですとか、そういったところを今後とも配慮して保育に当たっていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○齊藤委員長 高久委員。

○高久委員 安心・安全の保育のためにという答えがありましたけれども、安心・安全のための保育として、臨時職員の研修というのは年にどのぐらいあるのでしょうか。

○齊藤委員長 先ほどのこちらの説明にあった研修のほうになってしまいますが。関連ではあるんですけれども、一応、名目上では、こちら先ほど説明があった別なところに、年に二、三回研修をしていて、臨時もそれを受けているという話をさっ

きされていた項目が、ちょっとページが開けないんですけれども、どこかにあったので、そちらで見えていただいて。

○高久委員 では、先に行きます。

これは、正規の職員と臨時の職員と同じ研修を受けているという、受けとめてよろしいのでしょうか。

○齊藤委員長 課長。

○福田保育課長 こちら、保育所の研修につきまして、文化会館で実施しているものも、臨時職員を対象としておりますし、あとは各園ごとに、園長を中心に研修会を行っておりますので、そういったところで、保育の安全・安心な保育の実現に向けて取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

○齊藤委員長 同じページでいいんですか。

変わっていってしまうと、関連で皆さんあったときに聞けないものですから。最初が配置費だったんですけれども、今のが10事業の総務費に戻ってしまったんですね。同じような場所ですか。

そのほかのものだと。

高久委員。

○高久委員 その、今、園長を中心にとのお話がありました。

そうすると、園長と臨時職員でやはり回数がどんどん変わってくるという捉え方でいいのでしょうか。

○齊藤委員長 課長。

○福田保育課長 正職員につきましては、市外で行われる、例えば宇都宮市などで行われる研修とか、そういったところに出張して参加をしているというようなこともありますので、必ずしも臨時職員さんにつきましては、そういった出張というのは難しいものですから、そういった園の中で、外で聞いてきたような研修につきまして、中の臨時職

員のほかに、そういった内容をさらに研修を行っていくというようなことで取り組んでいるというところでございます。

回数につきましては、そういったことで、正職員と臨時職員につきましては、トータルの回数というふうには違って来るかと思われます。

以上でございます。

○齊藤委員長 いいですか。

では、今の137ページの保育園臨時職員配置費の関連で、あわせてご質疑がある方いらっしゃいますか。

山本委員。

○山本委員 確認したいんですけども、臨時職員の時給を教えてください。

○齊藤委員長 課長。

○福田保育課長 時給は1,000円ということでございます。

○齊藤委員長 山本委員。

○山本委員 それは、ここに書いてありますよね。主任加配から、用務員さんはちょっと違うかもしれないんですが、抜いて、保育にかかわる、調理ものぞいて、保育にかかわっている方々は、ここにある、どのようなものであっても1時間1,000円ということによろしいですか。保育士。

○齊藤委員長 課長。

○福田保育課長 同じということでございます。

○山本委員 了解です。

○齊藤委員長 調理師と用務員を抜いて同じと言ったんですね。はい。

そのほか、こちらで関連する質疑がある方いらっしゃいますか。

益子委員。

○益子委員 先ほどの山本委員の話ですと、時給は1,000円ということで、調理と用務員の方を除いて時給1,000円ということだったんですが、例え

ば働いている年数なんかが違うと思うんですが、その方なんかも、時給1,000円という認識でよろしいんでしょうか。

○齊藤委員長 課長。

○福田保育課長 年数が経過した方も同じということでございます。

○齊藤委員長 益子委員。

○益子委員 そうしますと、例えば経験を踏んでいくうちに、いろいろ保育の質ですとか、対応なんかも変わってくると思うんですが、その辺を勘案してやるという考えはございませんか。

○齊藤委員長 課長。

○福田保育課長 現在のところ、そういったところを加味するという考えはございません。

○齊藤委員長 益子委員。

○益子委員 では、意見なんですけど、ぜひそういうところも、お考えいただければ、例えば臨時さんでも働きやすい環境、先ほど高久委員もありましたけれども、そのような観点からもなると思いますので、例えばそうすれば職員のモチベーションなんかも上がると思いますので、ぜひそういったところも考えていただければと思います。お願いします。

○齊藤委員長 そのほか、関連の質疑がある方いらっしゃいますか。

ここで進行を交代いたします。

○中里副委員長 進行を交代します。

齊藤委員長。

○齊藤委員長 すみません。

今、関連の事業で言っていたんですが、説明の中で、公立の入園が減少したというお話がございました。

当時、公立保育園は、入る学年によって大体は満タンに埋まっていた、私立に流れているという現状だったのに、なぜ公立の入園が減少して、職

員の人数が減ったため、1,300万の話になったのか。

多分30年度に、最後補正を2,000万ぐらい組みましたよね。それで、ことしの当初は4億2,000万になったと思っているんですけども、その辺を踏まえて説明願えればと思います。

○中里副委員長 課長。

○福田保育課長 公立の保育園に通う園児が減ったということでございますが、こちらにつきましては、私立の保育園が開設によりまして、そちらのほうに入園する児童が流れたということでございます。

また、先ほど補正のお話ございました。30年度につきましては、当初は4億円で当初予算としておりましたところ、12月補正で1,531万3,000円の補正をさせていただいておりまして、予算額としたしましてはトータル4億1,531万3,000円ということでございました。

さらに、3月末にそちら、予算の流用というのがございまして、流用後のトータルの予算がこの4億1,898万ということになりまして、そちらにおける決算ということになっております。

説明は以上でございます。

○中里副委員長 齊藤委員長。

○齊藤委員長 流用の中身について、お願いいたします。

○中里副委員長 課長。

○福田保育課長 流用の中身につきましては、3月議会終了後、こちら、年度末になりまして、大田原市のなでしこ幼稚園から、想定外の請求額1,000万円というものがございました。これは、本市の児童が市外の施設を広域で利用する場合がありますけれども、これは公定価格に基づきまして、対象の施設へ給付費委託料を支払う必要がございます。

そういったところで、平成30年度の末でそういった請求があり、毎月4月から100万円から180万円までなでしこ幼稚園の請求は、4月から100万円から180万円で推移しておりましたところ、3月のその末の時点で、4月にさかのぼって加算が、国の公定価格の加算が再計算をされまして、毎月160万円から290万円ということで、さかのぼって再計算をされ、1,000万円の請求となったものがございまして、そちらにつきましては、財源について精査するところ、財政課と協議、相談を行いまして、流用をさせていただき、そこに宛てさせていただいたということでございます。

説明は以上でございます。

○中里副委員長 齊藤委員長。

○齊藤委員長 今、想定外ということだったんですが、この値段については、その公定価格に基づいた金額なので、市としては不服とかあれとかは言えなかったということで解釈してよろしいんでしょうか。

○中里副委員長 係長。

○本澤保育給付係長 市外の施設につきましては、例えば大田原市の、先ほどの、大田原市の施設なんですけれども、大田原市のほうで加算の認定を実際行っておりまして、4月から3月まで、当初の時点で暫定の加算ということで、暫定の金額でお支払いしていたところなんですけれども、年度末に大田原市のほうでの認定、加算の認定が終わりまして、それに基づいて、認定自体は大田原市が行ったものなんですけれども、それを4月まで遡及して実際の支払うべき価格というのは幾らなのかというのが出てきたところで、それらについて、1,000万円の精算の請求が出てきてしまって、というのは、今まで暫定とそこまでの変化はないだろうというところで想定しておりまして、そこでちょっと想定外の請求でした。

○中里副委員長 齊藤委員長。

○齊藤委員長 市のほうで決めるということなんです、そうすると、ほかの広域認定で利用されている幼稚園の方々の差というのもこのぐらいの規模でいいという解釈でいいんですか。でよかったのかということ。

○中里副委員長 係長。

○本澤保育給付係長 そのほかの施設については、なでしこについては30年度から認定こども園になった施設でございます、新しいものでしたので、大田原市のほうで、どれぐらいの認定による税制負担が出るのかというのが予測ができないところもありまして、その他の施設については、200万程度、多いところでの200万程度の精算額というところで、想定範囲内だったんですけども、実績等もあれば、ある程度これぐらいの見込みかなというところは出せるところがあるんですが、なでしこについては、ちょっと新規のケースだったので、実際には大田原市のほうでというところがありますので、そちらでちょっと読めないところがありましたので、結果、そういう請求が出てきてしまったということです。

○齊藤委員長 わかりました。

○中里副委員長 進行を戻します。

○齊藤委員長 そのほか、この項目について質疑がある方いらっしゃいますか。

山本委員。

○山本委員 広域利用のところですよ。

ページでいうと149ページの保育施設の広域利用のところになるんですが、関連ということではないですか。

先ほど、ことしが1億2,738万7,951円で、29年度が8,400万だということで、ふえた理由を認定こども園に、なでしこ聖家幼稚園、認定こども園になったことだという説明だったんですが、こ

れ、そもそも30年度は那須塩原市以外の保育園、あるいは認定こども園に預けた方、つまり件数ではなくて人の数が、とてもふえているんですか。お金がふえたということは、払っているお金がふえたんだから、人も物すごくふえたんですか。そこがよくわからない。

○齊藤委員長 係長。

○本澤保育給付係長 人数的にそこまでふえたということではなくて、この2つの施設で増の要因ということで、なでしこ幼稚園と聖家幼稚園というところのお話があったと思うんですけども、こちらについては、29年度までは、新制度に移行する前に、旧制度の幼稚園というところで、そちらの運営費については、29年度までは県の私学助成という運営費の補助金がありまして、県から直接支払っていたものなんです、新制度に移りまして認定こども園になった場合については、市町村が経費を支払うということになりますので、その分が純増になるというところでの増。

○齊藤委員長 山本委員。

○山本委員 つまり、前の年までは教育費のほうで全部入っていたというか、見ていたものが、この30年度になったら、認定こども園になったので、全部その保育のほうのお金になったので、子どもの数がふえたわけではないということではないですか。

で、もう一つ。

同じところなんですけれども、広域、保育の利用、市外のところで、遠いところだと他県もあるんですけども、こういうものというのは、那須塩原市に住所があって、本来は那須塩原市の保育園とか認定幼稚園に入る資格のある人たちが、いろいろな都合でほかのところに入っているということだと思んですけど、これの認定をするのは、市がするんですか。

○齊藤委員長 答弁を求めます。
係長。

○本澤保育給付係長 施設に対する支払いは市のほうで行うわけなんですけれども、認定自体は所在地の市が行う。

○齊藤委員長 山本委員。

○山本委員 そうすると、例えば西那須野地域と大田原というのは、混在しているようなところがあるんですけれども、大田原の施設のほうが入りやすいというふうに思えば、自分のおうちが那須塩原市の西那須野にあって、通勤しているところが那須塩原市の市内の保育園と大田原の認定こども園とか保育園と、どっこいどっこいの場所だったりするときは、本人が入りやすいほうとして大田原を選ぶということができるといことなんですか。

○齊藤委員長 係長。

○本澤保育給付係長 入りやすいというところのお話かと思うんですけれども、基本的に市内の施設については、入園選考においては、住民票が市内にある方を先に優先されということで、市外の方については、基本的には他市からの協議という中で、協議を受けまして、それを見て、空きがあれば、他市のお子さんを受け入れというのはある。

○齊藤委員長 山本委員。

○山本委員 逆の話で、そうではなくて、那須塩原市に住所があって、この施設、結構、那須塩原市に近いところもありますよね。大田原市に。矢板とか、そちらは違いますけれども。そういうときに、那須塩原に住所要件がある人が、ここに家があって、施設がこちらに、大田原がここにあって、それから那須塩原市の保育園がここにあって、勤め先がここにあって、どちらを経由しても同じような条件だという場合に、ここの那須塩原市の住民の人が、理由はともかく、どちらを選んでいい

いというシステムになっているのかということを知っている。

○齊藤委員長 係長。

○本澤保育給付係長 入園の申し込み自体は、たとえば市内でも市外でも、どちらでもできる形にはなるんですが、ただし那須塩原市のおさんが大田原市の施設を申し込みするという場合には、当然大田原市の方が優先になってきますので、入園しづらくなるというか、可能性が下がるという形になります。

○齊藤委員長 山本委員。

○山本委員 ということは、この表に入っている人については、やはりどうしてもこの大田原だったら、聖家幼稚園かなでしこ幼稚園に行くほうが、自分の仕事上都合がいいという人だという理解をすればよろしいわけですね。

○齊藤委員長 係長。

○本澤保育給付係長 説明が戻ってしまうんですが、例えばですけれども、認定こども園については、1号認定の幼稚園組のおさんもいらっしゃいますので、そういった方については特に選考とか、市のほうで行われている、来年も通うことができますので、2つの幼稚園、認定こども園があったかと思うんですが、それについては、ほぼほぼ似たような幼稚園と認定というところですので、選考にかかわらず、希望すれば園のほうで受け入れられるのであれば。

○山本委員 了解しました。はい。

○齊藤委員長 この広域のところでは何かございますか。

なければ、そのほかに質疑がある方は。

副委員長。

○中里副委員長 決算書の49ページ、50ページの部分です。

同様に、児童福祉費負担金の不納欠損額について

てなんです、今回の不納欠損額が150万円というところで、例年の倍以上になっているんですけれども、こういった不納欠損となり得る人に対しては、どのような対応がなされてきたのかをお伺いいたします。

○齊藤委員長 課長。

○福田保育課長 滞納整理につきましては、先ほど申し上げましたが、督促状をまず送りまして、それでも納入がない場合につきましては、催告書を送って納入を促しているところでございますが、それでも電話などによりましての催告、文書によりましての催告でも、納入がない方につきましては、5年間という時効がございますので、その5年間を迎えたときに不納欠損の対象となってくるということでございまして、こちらの大半は5年の時効を迎えた不納欠損ということでの中身となっております。

説明は以上でございます。

○齊藤委員長 副委員長。

○中里副委員長 この未済額についても一緒なんです、この不納欠損になる方というのは、払いたくとも払えない方が多いのか、あるいは悪質な方が多いのか。

○齊藤委員長 課長。

○福田保育課長 昨年までの実態につきましては、そこまでの把握ができておらなかったというところもございまして、今年度につきましては、そういったことではなく、対応処分、差し押さえ処分まで至るまでの流れをきちんと、催告書を発送の後、差し押さえ予告を発送したり、給与ですとか預貯金調査を実施いたしまして、それでも納められない状態というものについての把握を今年度につきましてははしているところでありまして、執行停止の処分なども今年度は行っているところでございます。

昨年度につきましては、本当に納められない方に不納欠損ということにできてはいなかったというところがありますけれども、今年度につきましては、本当に納められない方を見きわめた上で、そういった執行停止の処分などを行っているところでございます。

説明は以上でございます。

○齊藤委員長 副委員長。

○中里副委員長 ちなみに人数は何名ぐらいいらっしゃいますか。

○齊藤委員長 係長。

○本澤保育給付係長 昨年度、不納欠損を行った人数なんです、20名。

○中里副委員長 了解しました。

○齊藤委員長 この決算書について、関連のある方いらっしゃいますか。

[発言する人なし]

○齊藤委員長 なければ、その他の質疑がある方。副委員長。

○中里副委員長 今度、市政報告書の160ページ。

放課後児童クラブ整備事業費の中の、先ほど課長から説明があったように、大原間小学校の放課後児童クラブ新築工事が繰り越しというふうな説明でしたよね。その繰り越しとなった理由を教えてくださいいただけますか。

○齊藤委員長 課長。

○福田保育課長 こちらの大原間小学校放課後児童クラブ新築工事が繰り越しになった理由といたしましては、建設資材の不足がございまして、高力ボルトなどの資材不足が影響しておりまして、それによりまして延期となったという経緯がございます。

以上でございます。

○中里副委員長 了解しました。

○齊藤委員長 それでは、この項目に関連して質疑

がある方いらっしゃいますか。

[発言する人なし]

○齊藤委員長 ないようですので、その他で質疑がある方いらっしゃいますか。

山本委員。

○山本委員 2つページが前に戻って158ページ、159ページ、160ページと放課後児童クラブの管理の話なんですけど、まず最初に、公設と民営の放課後児童クラブ、159ページの上に表があるんですけど、去年まではここ、例えば大原間小学校放課後児童クラブという記載ではなくて、大原間のびっこクラブというように、その名前が出ていたものが、全部小学校単位になった理由をまず教えてください。名前が変わったのかどうか。

○齊藤委員長 補佐。

○高橋保育課長補佐 去年の決算であった大原間のびっこクラブという名前は今も残っておりますが、正式名称といいますか、そういったものは大原間小学校放課後児童クラブですので、そちらのところについて、今回出させていただきました。

○齊藤委員長 山本委員。

○山本委員 それはわかりました。幾つあるかわかりやすくなったかなというふうには考えます。

次に、前のページの158ページの委託料のところなんですけれども、若干ふえていると思うんです。委託料が。公設民営に関しては1カ所に全部委託をして管理をしているということで、多分民営のほうも本決算がされると思うんですが、その中で、この決算上の中でふえているということで、子どもたちにとって、このクラブの運営というか、ここにいる子どもたちの状態とかというのは、よくなっているという上でのこの決算なのか、教えてください。

例えば人数のこととか、それから指導員の数とか、そういうこととかについて、こういう形式の

運営になって、いろいろなものがアップしているかということで、理解していいのかということですよ。

○齊藤委員長 いい意味で改善されたかみたいな感じですか。

○山本委員 そうですね。お金が上がっていて、下がっていたらどうしようもないので。どうなっているか。一本化したことで。

○齊藤委員長 補佐。

○高橋保育課長補佐 今のところは、委託料での増の理由としましては、新規でクラブ、大山に3番目の、たいようというところが増設された。それから、支援の単位、支援というのはクラスという形ですけども、こちらのほうが概況のところ、今まで、29年度までは1支援だったものが、2つになったというところで、年間、やはり人件費等ふえたというところで、委託料のほうを積算としては増ということで入れてあります。

○齊藤委員長 あと、ふえたことによってという話の。

○高橋保育課長補佐 一括で、NPO法人に一括で委託をしたということで、2年目、30年度が2年目となります。かなり支援員につきましても、充実していますし、それから運営の状態としまして、一本化されたことによって支援の質の向上等も図られておりますので、子どもたちにとっても、保育の質というものを確保できているというふうに思います。

以上です。

○齊藤委員長 山本委員。

○山本委員 私もこう見に行くと、そういうふうによくなっているかなというふうにも実感いたします。で、次にいくんですが、その半分から下のところの民設民営の部分なんですけれども、ここも結構ふえているというか、施設も結構ふえていて、

規模はそれぞれではあるんですが、こちらのほうはそれぞれの施設ごとに、独自の保育をやっていると思うんです。で、今、公設民営に入りたかったんだけど、人数の関係なので入れなかったから民設民営に行っているという人は、この昨年度はいたかどうかわかりますか。

○齊藤委員長 補佐。

○高橋保育課長補佐 正式にそこまでの把握というのはしていないんですが、そういったお話を聞く機会がございました。公設に入れなかったので、入っているというような形で。

○齊藤委員長 山本委員。

○山本委員 つまり、数は少ないかもしれないんですが、そういう方はいらっしゃると思うんです。そうすると、やはり質が公設民営のほうがよくなっているということからすると、やはりこの民設民営のほうに補助金を出すに当たっては、やはりそここの覚悟をきちんとしていただかないと、ただもうけでやっているわけではない、ばかりではないので、していただかないとならないんですが、その辺の、1億以上出しているんですよね、1億何千万出していることに対して、1つずつのクラブに対して、このお金に見合ったちゃんと保育をしているかということをどのくらい踏み込んでやっているのかを教えてください。

○齊藤委員長 補佐。

○高橋保育課長補佐 民設民営のクラブに対しても、指導監査というものを実施しております。もちろん会計のほうもそうですが、運営のほうに関しても、クラブのほうでよく指導等を実施しております。

○齊藤委員長 山本委員。

○山本委員 ということは、市のほうとしては、小さい問題はあるかもしれないんですが、大枠としては、この民設民営と、公設民営と、行っている

お子さんの保育の質は、まあまあ、それぞれ保たれているというふうに考えて、この補助金を出しているということの理解でよろしいんですか。

○齊藤委員長 補佐。

○高橋保育課長補佐 はい、そのように考えております。

○山本委員 以上で、ありません。

○齊藤委員長 ほかに関連して質疑のある方いらっしゃいますか。

[発言する人なし]

○齊藤委員長 なければ、その他の質疑がある方いらっしゃいますか。

益子委員。

○益子委員 136ページ、3款民生費、2項2目保育園管理費になります。

こちらの保育園等芸術家派遣事業講師謝礼ということで、16回派遣されたということなんですけど、こちらの派遣された効果は、どんなふうな効果が上がっているんでしょうか。

○齊藤委員長 派遣の内容と効果について、課長。

○福田保育課長 こちらの芸術家派遣事業でございますが、保育園等に芸術家、造形ですとか、絵画、音楽家などを派遣いたしまして、子どもたちの豊かな感性を育むというような目的で行っている事業でございます。こちらにつきましては、年長クラスを対象に行っているものでありますが、幼児期に、そういった芸術に触れる機会を提供させていただくことによりまして、子どもたちのさまざまな表現活動といったものを効果的に発揮するというのを期待して行っております。

どの園におきまして、子どもたち楽しく実施をいたしておりまして、希望する園につきましてもふえているというような状況でございます。

今後につきましても、継続して行っていきたい

と考えております。

以上でございます。

○齊藤委員長 益子委員。

○益子委員 先ほど、年長さんでされていて、継続でやりたいということで、大変すばらしい取り組みだと思うんですが、16回といいますと、例えば公立で行われている部分なのか、民営でやられているところに派遣しているのか、その辺の内訳を教えてくださいたいと思うんですが。

○齊藤委員長 係長。

○平田保育管理係長 平成30年度の状況でございますが、公立保育園が6保育園ございます。私立の保育園が4カ所でございます。あと認定こども園全体で合計12園でございます。

○齊藤委員長 益子委員。

○益子委員 そうしますと、公立が6園、私立が4園。認定が12園ということで、22園で行われたということなんでしょうか。

○齊藤委員長 係長。

○平田保育管理係長 園児は、4歳、5歳を対象としておりまして、1つの園が2回実施しているところもございます。

○齊藤委員長 益子委員。

○益子委員 そうしますと、かなりニーズがあって、すばらしい取り組みなんだということが伺えますが、先ほどの課長の話ですと、子どものうちにこういった造詣を深めていただいて、こういう子どものうちからアートに対する考え方とか、美術に対する考え方、あとは情操教育の面なんかもあると思うんですが、年長さんだけじゃなくて、例えば年少さんであるとか、年中さんのほうに考えをはっきりしていくようなお考えはございませんでしょうか。

○齊藤委員長 課長。

○福田保育課長 それにつきましては、予算的なもの

のもございますし、講師の派遣回数が非常に多くなってしまうということもございますので、今のところ、年長のクラスに対してということでございまして、人数が少ないようなところにつきましては、年中も入っているというような状況でございますので、今のところ、同じような形で進めたいと考えております。

以上でございます。

○齊藤委員長 益子委員。

○益子委員 ありがとうございます。

それでは、講師の派遣された方なんかは、例えばふだん非日常で、美術家、芸術家なんていいますと、大体個人個人で取り組まれる方とか多いと思うんですが、例えば逆に芸術家の方が子どもたちから受けた刺激によって、いいような方向、芸術性に、いろいろな作品が、いいものが芽生えたとか、そういうような、逆に芸術家側のほうのプラスの面なんかの考えはお聞きしたりとか、そういったアンケートをとったりとか、そういう考えはございませんでしょうか。

○齊藤委員長 課長。

○福田保育課長 今のところ、そういったアンケートですとか、そういった芸術家の方から直接その辺のお話を伺ったことはございませんが、芸術家の方につきましては、自分としてもこういったことをやれてよかったというようなお話は伺っているところではございます。

以上でございます。

○齊藤委員長 益子委員。

○益子委員 では、意見なんですが、ぜひすばらしい取り組みなので、例えば双方にとっても相互的にも有効だと考えられますので、ぜひそのような方向で、例えば教わる子ども側にしても、いろいろな面で刺激を受けて、情操的なものが期待できますし、逆に芸術家のほうも、先ほど課長のほう

のご意見にありましたとおり、プラスの意見持っている方も多いと思いますし、逆に子どもたちに対して、本市の子どもたちに対する目なんかも、今後よりよい方向に向けられていくと思いますので、ぜひ相互的な交流を今後とも続けていただきたいと思います。

以上になります。

○齊藤委員長 そのほかございますか。

山本委員。

○山本委員 134ページのファミリーサポートセンターの委託ということなんですが、昨年度でしたかの委員会のときに、ここを見学させていただいて、説明をいただいたときに、ファミリーサポートセンターの利用をする人は、送り迎え、送迎を希望される方がとても多いということを知りました。

ことしの活動件数、送迎1,088、預かりを131で、1,519件なんですけど、1年目、29年のときの統計の取り方はそれと違って、送迎が1,062、預かりが318、送迎プラス預かりが367で1,747件だったんです。

ですから、30年度はちょっと書き方がどういうふうになっているのか、送迎プラス預かりをばらけて多分載せたんだとすれば、かなり件数が減っているというふうに見るのか、ちょっとわからないんですが、その辺のところの、ファミサポの目的からして、預かりが多いのかなと思っていたら、送迎ばかり頼む人が多いということだったので、その辺が今年度どんなふうなことになって、運営業務を頼まれているのか。ちょっと実態を教えてくださいたいと思います。

○齊藤委員長 補佐。

○高橋保育課長補佐 まず、件数のカウントの仕方が、国の把握の仕方が変わったということで、29と30がちょっと変わっているというのが、まずご

ざいます。

ただ、実態としては、やはり送迎の部分が多いという実態は変わらないというのがございます。

○齊藤委員長 山本委員。

○山本委員 ファミリーサポートセンターの西那須野にある場所というのが、私たち見に行ったときに、事務的なものは西那須野の支所の中だっただけではないかというような印象をみんなで持ったんですね。

とてもお金をかけてやっているんですが、電話があるだけで、人が訪ねてくるわけではない、電話でお願いをされて、2人ですか、常駐していて、そこが多分市の連携をとりながらやっているのであれば、電話一本で済むんだったら、市役所に事務所を持ってきて、あとは電話で全部連絡をとってやっているだけだったので、非常に私から見たら、非効率的な感じがしました。

それと、送迎がファミリーサポートセンターの、ニーズがどうであれ、タクシーがわりみたいにして使っているわけですよ、何か塾に連れて行ってね、帰りも迎えに行つてね、何かクラブに行くのをお願いねというような方なんですよ、本当に。

ファミサポってそういうことで始めたんだっけなということで、とても不思議な気がしたんですが、これ、その辺はどういうふうには市は考えて、ここに1,000万近くやって委託しているのか、改めてお聞きしたいと思います。

○齊藤委員長 補佐。

○高橋保育課長補佐 まず、登録とかその辺については、電話でできるということもあるんですが、一番大事なのがマッチングといいまして、預けた人と預ける人のマッチングを事務所でやっているわけではなくて、預ける方の自宅で行ったりするんですね。そこに立ち会ったりとかということで、ただ電話一本という事務ではないというこ

とで、委託の内容につきましても、聞くというふうになってしまうとあれなんですけれども、重要なところがございます。

それと、月曜日から金曜日は1日開設で、土曜日も半日開設していきまして、運営のほうをやっております。

以上です。

○齊藤委員長 山本委員。

○山本委員 大切な事業だと思います。

ですが、利用している人が友達にいます、その方に聞くと、いつも同じ人に頼んでいるのねと。何を頼んでいるかという、本当に中学生と小学生の送迎を頼んでいる。お仕事をされているので。だから、もう、またお願いねみたいなので済んでしまうみたいなんです。

それだけではないと思うんですが、お聞きすると、預かりのほとんどが同じ方が同じ方、何かそのたび、それはもちろん初めての方はマッチングが必要なのでしょうけれども、ほぼ結構、もう同じ人に来てねと、何曜日はお願ひね、うちで見てちょうだいねとか、ここの塾からここへ行って、ここの自宅へ来てねみたい送迎だと、そういうふうにして、長期頼んでいる人は大変便利で、タクシーより便利でいいんだということなんです、事務の方に聞いたら、だからとても忙しいとは言えないんです。あそこを見ていると。

だから要らないとは言わないんですが、ぜひ、ここからは意見になります。それから、お答えもほしいんですが、2年目ということで、順調に進んではいるんでしょうけれども、やはりお金のかかることだし、特に西那須野の支所の中って結構まだ空き、空いているところもあるので、事務所の維持もこれ、お金すごくかかっているんですよ。あの場所。駐車場もないし。

そういうことからすると、やり方については、

やはり来年度、しっかりと委託をされている人たち、たくさん委託をしているわけではないですか。ここに市は。だから、だぶっている人もいます。人として。そういうところに、ここにこの人の分、ここにこの人の分みたいに出しているようなところがあるのではないかとみえるので、ぜひ精査をしていただいて、システムを考えていただきたいというふうに思う。

そういうことは全然ないと思っていらっしゃいますか。

○齊藤委員長 部長。

○富山子ども未来部長 こちら、ファミリーサポートセンターについても、いわゆる業務委託しておりますけれども、一応設計というのはもちろん考えているところでございます。

そのマッチングするのに何人の人件費が必要なのか、そういうふうなものの方も含んで、そして、その中で設計を組んだ中で、その金額の中で、一般入札といったところでやってきているものですから、今、委員さんからありましたけれども、もう一度設計段階で、もう一度改めて、どれぐらい必要なものなのか、何をするのか、そのようなのを改めてやっていきたいというふうに思います。

また、ファミリーサポートセンターとしては、この事業というのはいわゆる保護者にかわって、子どもの世話をを行うというのが、このファミリーサポートセンターのメインであって、そのうちの一環が送り迎え、送迎になるというふうな捉え方をしているので、いわゆる運送法という白タク、それにも該当しないような扱いになるわけです。

多分、運送だけだと、そういったところがあるだろうと思うんですが、それは運送法違反なので、国のほうに、ファミリーサポートセンターについては、その子育て、保護者にかわって子育ての一環であるというような捉え方を、この送迎だ

けれども、それがいわゆる附属的な部分というような見方をしているものですので、今後も保護者にかわって子育ての一環、送り迎えしてあげるかわりに使ってあげるといふようなところで、もう少し今後幅を広げられるような、もうちょっと使いやすくなるような、今よりちょっと広域的な連携というのができないのかという形で、那須塩原市だけでやっていますから、それを大田原、那須町と広域でできないのかというようなところもちょっと考えているところありまして、そのようなところ、幅を広げながら、広域的な連携の中でまたさらにどんなものがよいのか、市町村と情報共有しながら、進めていきたいなというふうにはちょっと思っております。

○齊藤委員長 山本委員。

○山本委員 その点わかりました。

ちなみにこれ、入札をしているということなんですけど、1年1年ではないと思うんですけども、最初の入札のときに何件ぐらいの人が手を挙げて競争したんですか。

○齊藤委員長 補佐。

○高橋保育課長補佐 プロポーザルを実施いたしました。29年から5カ年契約なんですけど、その時点では今お願いしている1者のみとなりました。

○山本委員 了解しました。

○齊藤委員長 ファミリーサポートセンター運営費の部分で、そのほかの質疑ある方いらっしゃいますか。

〔発言する人なし〕

○齊藤委員長 ないようですので、その他の質疑ある方いらっしゃいますか。

〔発言する人なし〕

○齊藤委員長 討議すべき点はございますか。

ないですね。討議すべき点はございませんね。

〔「なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 ないようですので、質疑を終了したいと思いますけど、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

高久委員。

○高久委員 やはり、毎年やっているんですが、保育園の臨時職員配置というのは、予算の問題、予算決算の問題、決算です。

やはり4億円からのお金を使っています。臨時職員が287名というふうには先ほど出ています。保育士の約7割、実数は7割を超える、保育士関係、保育所関係が7割を超える職員が臨時というのは、やはりこれは正常でないというのが、私の考え方です。

こういう内容では、先ほど説明の中で、研修とか働きやすい職場、働き続けられるよう、そして保育の質が維持できるように講習等もしているというお話がありましたけれども、やはり研修が園長と臨時というのが違うという、内容等。恐らく正規の職員と臨時職員の研修の内容も違うという報告が全国的に出ていますので、ここでは出ませんでしたけれども、やはり保育の質の問題、維持していくというのと、待機児童減ってきていても、やはり潜在的に待機児童も70名というところまで来ましたが、やはり今の使い方、決算が出てくるというのには賛成できません。

以上です。

○齊藤委員長 ほかに討論はありませんか。

〔発言する人なし〕

○齊藤委員長 ないようですので、討論を終結したいと思いますけど、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 異議がないものと認め、討論を終結

し、これより採決をいたします。

反対討論がございましたので、挙手により採決をいたします。

認定第1号 平成30年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定についてを原案のとおり認定すべきものとするに賛成する委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○齊藤委員長 挙手多数と認めます。

よって、認定第1号は原案のとおり認定すべきものと決しました。

保育課の所管の審査事項は以上となります。

その他として、委員の皆様から何かございますか。

[発言する人なし]

○齊藤委員長 保育課の皆様からは何かございますか。

[発言する人なし]

○齊藤委員長 ないようなので、以上で保育課の審査を終了といたします。

これで子ども未来部の本定例会における審査は終了となりますが、子ども未来部全体として何かございますか。

部長。

○富山子ども未来部長 (教育保育ガイドブックについて。)

○齊藤委員長 それでは、以上で子ども未来部の審査を終了といたします。

お疲れさまでした。

ここで執行部退室のため、暫時休憩といたします。

休憩 午後 2時06分

再開 午後 2時07分

○齊藤委員長 それでは、休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

各委員から何かございますか。

[発言する人なし]

○齊藤委員長 事務局のほうから何かありますか。事務局。

○伊藤書記 (事務連絡。)

—————◇—————

◎散会の宣告

○齊藤委員長 それでは、以上で本日の委員会を散会といたします。

お疲れさまでした。

散会 午後 2時08分

福祉教育常任委員会・予算常任委員会（第二分科会）
及び決算審査特別委員会（第二分科会）

令和元年9月18日（水曜日）午前10時00分開会

出席委員（9名）

委員 長	齊 藤 誠 之	副 委 員 長	中 里 康 寛
委 員	益 子 丈 弘	委 員	田 村 正 宏
委 員	松 田 寛 人	委 員	眞 壁 俊 郎
委 員	高 久 好 一	委 員	相 馬 義 一
委 員	山 本 はるひ		

欠席委員（なし）

紹介議員（なし）

説明のための出席者

教 育 部 長	小 泉 聖 一	教育総務課長	平 井 克 巳
教育総務課長 補 佐	金 子 嘉	総 務 係 長	三 宅 和 幸
給 食 係 長	波 多 腰 香 澄	学校整備推進 室 長	加 藤 正 之
学 校 整 備 推 進 室 主 査 (係長級)	中 山 和 成	黒磯学校給食 共同調理場長 兼 業 務 係 長	松 本 仁 志
共英学校給食 共同調理場長 兼 業 務 係 長	佐 藤 和 穂	西 那 須 野 学 校 給 食 共 同 調 理 場 長 兼 業 務 係 長	飯 田 大 助
学 校 教 育 課 参 事 兼 学 校 教 育 課 長	小 泉 秀 夫	学 校 教 育 課 副 参 事 兼 英 語 教 育 推 進 室 長	山 本 幸 子
学 校 教 育 課 長 補 佐 兼 学 校 支 援 教 職 員 係 長	渋 井 尚 子	学 校 指 導 係 長	相 樂 尚 志
児 童 生 徒 サ ポ ー ト セ ン タ ー 所 長 (任期付)	薄 井 拓	児 童 生 徒 サ ポ ー ト セ ン タ ー 児 童 生 徒 係 長	井 上 芽 久 美
生 涯 学 習 課 長 (青 少 年 セ ン タ ー 所 長 兼 務)	栗 野 誠 一	生 涯 学 習 課 長 補 佐 兼 文 化 振 興 係 長	小 池 久 史

生涯学習課 主幹 (任期付)	吉村敏昭	生涯学習係長	興野和人
文化振興係 副主幹	石川敦史	青少年係長	田中望
那須野が原 博物館長	松本裕之	黒磯公民館長	広瀬範道
スポーツ振興 課長	小高裕一	スポーツ振興 課長補佐兼 管理係長	岡孝子
スポーツ振興 係長	東泉秀幸	国体推進課長	増淵剛
国体推進課長 補佐兼 総務企画係長	佐原勝美	競技係長	大島彰

出席議会事務局職員

書記 伊藤 奨 理

議事日程

1. 開 会

2. 審査事項

[教育部]

・教育部長挨拶

[教育総務課]

予算常任委員会 (第二分科会)

・議案第 6 5 号 令和元年度那須塩原市一般会計補正予算 (第 3 号)

決算審査特別委員会 (第二分科会)

・認定第 1 号 平成 3 0 年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定について

[学校教育課]

予算常任委員会 (第二分科会)

・議案第 6 5 号 令和元年度那須塩原市一般会計補正予算 (第 3 号)

決算審査特別委員会 (第二分科会)

・認定第 1 号 平成 3 0 年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定について

[生涯学習課]

予算常任委員会 (第二分科会)

・議案第 6 5 号 令和元年度那須塩原市一般会計補正予算 (第 3 号)

決算審査特別委員会 (第二分科会)

・認定第 1 号 平成 3 0 年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定について

[スポーツ振興課]

予算常任委員会（第二分科会）

- ・議案第 65 号 令和元年度那須塩原市一般会計補正予算（第 3 号）

決算審査特別委員会（第二分科会）

- ・認定第 1 号 平成 30 年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定について

〔国体推進課〕

決算審査特別委員会（第二分科会）

- ・認定第 1 号 平成 30 年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定について

開会 午前10時00分

◎開会及び開議の宣告

○齊藤委員長 皆さん、おはようございます。

散会前に引き続き、福祉教育常任委員会、予算常任委員会第二分科会、決算審査特別委員会第二分科会を再開いたします。

◎教育部の審査

○齊藤委員長 それでは、次第により、本日の審査に入らせていただきます。

これより、教育委員会事務局教育部の審査に入ります。

初めに、教育部長からご挨拶をお願いいたします。

部長。

○小泉教育部長 (挨拶。)

○齊藤委員長 ありがとうございます。

◎教育総務課の審査

○齊藤委員長 ただいまから教育総務課の審査に入ります。

担当課の皆さん、お疲れさまです。

教育総務課については、福祉教育常任委員会に対する付託案件がございませんので、予算常任委員会第二分科会に切りかえ審査を行います。

◎議案第65号の説明、質疑、討

論、採決

○齊藤委員長 それでは、議案第65号 令和元年度那須塩原市一般会計補正予算(第3号)を議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いいたします。

課長。

○平井教育総務課長 (議案第65号について説明。)

○齊藤委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑はございませんか。

[発言する人なし]

○齊藤委員長 討議すべき点はございますか。

[発言する人なし]

○齊藤委員長 ないようですので、質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○齊藤委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

[「ありません」と言う人あり]

○齊藤委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○齊藤委員長 異議ないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

議案第65号 令和元年度那須塩原市一般会計補正予算(第3号)は、原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○齊藤委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第65号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

◎認定第1号の説明、質疑、討論、

採決

○齊藤委員長 続きまして、予算常任委員会を決算審査特別委員会第二分科会に切りかえます。

それでは、認定第1号 平成30年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いいたします。

課長。

○平井教育総務課長 (認定第1号について説明。)

○齊藤委員長 それでは、説明が終わりましたので、質疑を許します。

副委員長。

○中里副委員長 まず、決算書の153ページ、154ページをごらんください。

教育委員会費の旅費についてです。

予算額が43万9,000円に対して、支出済額が24万3,750円ということで、執行率が55%ということなんですけれども、確認したいんですけれども、予定していた研修など計画どおりに達成できたのか、確認させてください。

○齊藤委員長 課長。

○平井教育総務課長 こちらの旅費ですが、主に教育長の出張に関する旅費ということになってございます。

全国的な組織とか、あとは県外の研修会等も一昨年度等は行っていたところなんです、昨年度は都合により参加できなかったということで、県外出張なものですから、1件当たりなども2泊3日とかそういった出張になりますので、いきなり旅費が大きいというところから、それらが出張に参加できず実際の執行額が少なくなったということでございます。

○中里副委員長 了解しました。

○齊藤委員長 そのほかございますか。

決算書について、関連の質疑をお持ちの方いらっしゃいますか。

山本委員。

○山本委員 ページは今、出てこないの伺います。

給食費に対しての収入未済額とか不納欠損額について、若干説明をしていただきたいと思います。

○齊藤委員長 課長。

○平井教育総務課長 収入未済額。

決算書の74ページ……

○山本委員 そうですね、2段目のところですね。

○平井教育総務課長 まず、未済額ですが、現年度、過年度ございますけれども、結果的には納入に至っていない、給食費納入に至っていないという金額が収入未済額となります。また、不納欠損関係については、不納欠損は行っておりませんので、ゼロ円ということでの決算となっております。

○齊藤委員長 山本委員。

○山本委員 小中学校の給食費については、収入の少ない人に関しては、就学援助ということで、そちらを申請すれば払わなくてもよいことになると思うんですが、この未済が出ているのは、そういう人たちが申請をしていないものが多いのか、あるいは、払うことができる能力があるのに、普通に言えば、悪質で払わないのか、その辺はどんなふう考えていらっしゃるか教えてください。

○齊藤委員長 課長。

○平井教育総務課長 まず、納付いただけていない方には、隣戸訪問なんか実施しておる状況でありまして、印象的には、モラルのほうの割合が非常に高いかなというふうなことになります。

○齊藤委員長 山本委員。

○山本委員 そうすると、誰がそれを判断するのかはともかくとして、払っていない人の家庭が今収

入が少ないんだろうとか、払えるだけのものがないんだというふうにも判断ができた場合には、1つ目の申請をしてくださいたいなことはされているんですか。

○齊藤委員長 課長。

○平井教育総務課長 そちらのほうは説明をさせていただきます。

○齊藤委員長 山本委員。

○山本委員 了解しました。

○齊藤委員長 ただいまの項目で関連の質疑をお持ちの方いらっしゃいますか。

[発言する人なし]

○齊藤委員長 なければ、その他の質疑ございますか。

益子委員。

○益子委員 市政報告書の301ページになります。

2項1目小学校管理費、小学校施設維持管理費、3001事業、その次ページに続いているんですが、地下オイルタンク漏えい検査料とございますが、先日、議場でご説明ありましたが、オイルの漏えい事件ありました。それを受けてのものなんでしょうか。それともそれを受ける以前からこのような業務をしていたということだったんでしょうか。

○齊藤委員長 課長。

○平井教育総務課長 こちらは、今回の事故を受けてというものではございません。内容としましては、1,000L以上の灯油のタンク、こちらを設置している学校につきましては、設置後10年経過しますと年に1回検査を行うということを義務づけられているところからの件数でございます。

○齊藤委員長 益子委員。

○益子委員 そうしますと、先日の事故に関しては、このような取り組みをされていた中での漏えい事件ということで、金属疲労なのか、あるいはご説明ありましたとおり地震の影響なのか何なのかは

わかりませんが、いずれにしても漏えいが起きてしまったという中で、議場において、他の議員からも指摘あったんですが、原因がわからないという中で利用されている。あの段階の答弁の中では、その部分は使用しないで対応するというようなお答えでしたが、場合によっては、原因を究明しないとその他のところから同じような条件、金属疲労だったりすると、建物を建てた時点で同じときに配置とか整備されたところなので、そのような可能性もあるんですが、その辺のお考えはいかがでしょうか。

○齊藤委員長 課長。

○平井教育総務課長 先ほど申し上げましたとおり、年1回義務づけられておるところがございまして、例年ですと3月末ぐらいに実施している形なんですけど、今年度におきましては、こういった事故もございましたので、使用前に点検をまずするといったことをしたい。あと確認して行きたいと思っております。

ただ、点検というのはどうしても年に1回というような形になってまいりますので、じゃ、そのときは大丈夫というのが出てくるかと思えます。そういった部分については、ソフト的な対応で、油量計、メーターを定期的に確認することによって、万が一のときに早く気づくことができるというような対応をさせていただきます。

○齊藤委員長 益子委員。

○益子委員 そうしますと、ただいまのお答えですと、年1回のほかに、独自のほうの取り組みというような感じで、油量計なりを確認してやっただくということなんですけど、そうしますと、今回のことを受ける前も、もしかすると取り消されているかもしれないんですが、マニュアル的なものを新たに整備するとか、あるんでしたら、それをまたさらに改善してよりよい方向に進めていく

というようなお考えはおありでしょうか。

○齊藤委員長 課長。

○平井教育総務課長 現実的にマニュアルを明文化したというものが現在はございません。話はしていますけれどもというところで、通知とかで学校に周知しているのはありますが、きちんとしたマニュアルはないというところから、マニュアルのほうを整備して、きちっと日常的な管理を行えるような形をとっていきたいと考えております。

○齊藤委員長 益子委員。

○益子委員 そうしますと、課長のお話しにもありましたとおり、現段階ではマニュアル的なものではなくて、ある意味、口頭ですとか日常的な慣習でやっていたというような感じなんです。ぜひ今後、今回大事に至らなかったからよかったです。場合によってはお子さんの命を預かっていたりとか、あと今回の校舎に関しては、すぐそばに配膳室がありました。配膳室と言いますと、やっぱり食事に関するものですので、場合によってはその油のにおいが移ってしまったりとか、もっと最悪の場合は、油がしみ込んでしまったりとか、そうすると、食事できないですし、気がつかないでいってしまうと食べてしまう恐れもあるものですから、あとは、火の取り扱いはないかもしれませんが、場合によっては火器類があったりしますと火災とかも発生しますし、場合によっては、これから冬場の寒い時期になりますと、何らかの形でそういうような火災の、空気の乾燥する時期でございますので、そういったものもあわせて、今後ますます、先ほど取り組みされるということだったので、ぜひそれは、先生方忙しい中でいろいろされているとは思いますが、それを、やっぱり子どもの命、学校の安全を守るんだという意味で、ぜひそちらのほうを着実に実施していただければと思いますので、よろしく願いいたします。

す。

○齊藤委員長 そのほかございますか。

山本委員。

○山本委員 301ページと302ページ、小中一緒なので一緒にお聞きするんですが、学校別配当予算内訳という表のことなんです。今の予算内訳と書いてあるんですが、合計の金額はあくまでも決算書なんです。これは予算であって、全部使ったわけではないというようなことなんです。

○齊藤委員長 係長。

○三宅総務係長 申しわけございません。表現がちょっと誤っております。これ、予算と書いてありますが、表現してあるのは決算で表現しております。

○齊藤委員長 学校別配当決算内訳ですね。

○三宅総務係長 はい。

○齊藤委員長 山本委員。

○山本委員 間違いではなくて、予算の内訳という言い方をすることなんです。

○齊藤委員長 ややこしい、もう一回お願いします。課長。

○平井教育総務課長 執行が学校で執行しています。これらの経費については、なので、教育総務課に予算措置された後に、教育総務課から学校にその分を配当しているというような形なんです。執行は学校にやっていただいている。それなので、配当予算という名称になっております。中身は先ほど申し上げたとおり決算でございますが、名称としては、すみません、学校配当予算ということでちょっとやらせていただいているものですから、表記がそのようになってございます。

○齊藤委員長 山本委員。

○山本委員 そういたしますと、例えば、黒磯小学校626万6,689円という額は予算として渡っていて、この中身が需用費、役務費、委託料というふうに

分かれてはいますが、この学校の中の決算というのは、学校の中で終わっているというふうに理解すればいいんですか。

○齊藤委員長 課長。

○平井教育総務課長 あくまで決算になりますと、まずは教育総務課についている予算になりますので、学校内で決算が終わっているということではないです。

○齊藤委員長 山本委員。

○山本委員 そうすると、予算としてこれだけ渡したと。これが決算と同じということは、小学校も中学校も全て1円たりとも残さないで全部使い切っているという理解でよろしいわけですか。

○齊藤委員長 課長。

○平井教育総務課長 すみません、説明が不足したかもしれないんですが、配当予算の中で執行した結果がこちらになっていますので、逆に配当したのと実際使ったのがイコールではなく、各学校に金額を配当して、その中から執行していますので、満額使っているというわけではないです。

○齊藤委員長 山本委員。

○山本委員 そうすると、学校別配当予算内訳というその記載の仕方が誤解を受けるんじゃないですか。私は、今おっしゃったようなことだというふうにはどうやっても読み取れなかったのでお聞きしたんですが、ほかの方は。

そういたしますと、そもそもの学校配当予算については、これだけ使っているという中で、必要なものだけ使ったこれが結果だということではないですね。

続いて。

○齊藤委員長 はい、どうぞ。

○山本委員 続けてなんですが、その学校名の後ろに子どもの数が書いていないので、ちょっとうまく言えないんですが、子どもの数に比例してい

るような決算ではないような気がいたしますので、これを教育総務課のほうで配当するときの基準がありましたら教えてください。

○齊藤委員長 課長。

○平井教育総務課長 まずは、予算編成は市内部も学校も同じように取り扱っておりまして、来年度何が必要なかというところから要望を出していただいております。その中身を学校と詰めて、結果的には、その学校に配当するお金というものを、実際予算措置が終わってからになりますけれども、3月議会で議決をいただいた後に、その予算の中で割り振りをする。あくまで基準的なものは、まず来年度何が必要なんだというものをを出していただいた中からの協議となります。

○齊藤委員長 山本委員。

○山本委員 実は、非常に具体的な例があったので気になったんですが、それは、とある学校で、もう30年以上たつ学校なんですけど、卒業式とか運動会とかのときに、来賓の人たちが使う机とか折りたたみ椅子とかあるんですが、それが非常にもうひどくて、座が落ちちゃって、本当に座りにくかったり、机もちょっと乗れば倒れるかなというようなことがございまして、こういうものの買いかえる基準であるんですかと学校にお聞きいたしましたら、学校のほうは、申しわけございませんと言って謝るばかりで、余りそういうことがわからなかったもので、たまたま去年の決算書を見たらあったので。今のお話しですと、学校のほうがそういうものを、例えば100とか200とか当然取りかえたい、買いかえたいんだということになると、この配当予算の中で措置をしてもらえるというものなんではないでしょうか。

○齊藤委員長 課長。

○平井教育総務課長 まず、見ていただくと、什器とかそういう細かい部分、積み上げで金額は多く

なっておりますが、こういったところは配当という形をとっています。ただ、机・椅子等になって備品になったときには、教育総務課での執行にはなるんですけども、やり方は基本同じです。学校から、こういう事情で来年度はかえたい、買いたい等の要望をいただいた中で学校と調整して。ただ、どうしてもその予算の会議がございまして、全てに答えられるというわけではございませんが、まずはそこから出していただいて調整を図るという点では、学校に配当している予算も、結果的に教育総務課が購入して、物を学校に渡しているというものについても同じように考えます。

○齊藤委員長 山本委員。

○山本委員 そういたしますと、今の学校に置いてある子ども用ではない椅子とか机、備品は、この中には入ってはいないけれども、要求とすれば、学校のほうからまずは要求を出してもらわないと、こちらで察して、もう長く買っていないのというようなことはないということよろしいですか。

○齊藤委員長 課長。

○平井教育総務課長 なかなか各学校回って現状の把握というのも、そういった備品関係は難しいものですから、まず第一弾的には、学校さんから話をいただくというような形をとっております。

○齊藤委員長 山本委員。

○山本委員 そうすると、学校にあるそういう机とか椅子というのは似たようなものがあると思うんですが、それは機械的というか決まり的に、20年たったら更新しますというような基準というか、そういう決まりはないということよろしいんですね。

○齊藤委員長 課長。

○平井教育総務課長 年数というのも一つの目安になるかもしれないんですが、同じ年数だから程度が同じかところもありますので、やはり物を見て

というような形にはなってきて、基準はございません。

○齊藤委員長 山本委員。

○山本委員 そのところはわかりました。

学校別配当予算に戻るんですけども、そういたしますと、ここにある需用費なり役務費、委託料なりというものは、学校規模ということで予算を措置しているわけではないということの理解でよろしいですね。

○齊藤委員長 課長。

○平井教育総務課長 先ほど申しあげました積み上げでやっておりますので、規模に応じてという形ではございませんので。

○齊藤委員長 山本委員。

○山本委員 それはわかりました。学校の力関係でたくさん出せばというようなことはあるのかないのかわかりませんが、すみません。

合計額が決まっていて、それを分けているわけでもないということよろしいんですか。それについて。

○齊藤委員長 課長。

○平井教育総務課長 あくまで予算ですので、どうしても全体的な額をどう各学校に配分するかというのはありますから、全体の額は決まっております。

○山本委員 はい、わかりました。ありがとうございます。

○齊藤委員長 この部分で関連の質疑をお持ちの方いらっしゃいますか。

[発言する人なし]

○齊藤委員長 なければ、その他の質疑を許します。高久委員。

○高久委員 288ページから289にかけて。

学校給食の賄い材料費、給食用材料ということなんですけれども、これが出ているんですが、た

またま塩原のほうが出てこなかったもんですから、塩原は自校方式ですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○高久委員 そういう中で、地産地消面からの那須塩原市産の農産物、これはどのくらい使っているのか。

○齊藤委員長 課長。

○平井教育総務課長 地産地消の中でも、那須塩原市産に特化してというところまでのご質問かと思いますが、現状を調査していますが、調査機関というのがありまして、県内産というのはやっております。いわゆる市内産というのが、なかなか難しい、つらいといえますか、状況です。

○齊藤委員長 高久委員。

○高久委員 それでは、県内産の率はどのくらいですか。

○齊藤委員長 課長。

○平井教育総務課長 毎年度調査をしているところなんですけど、まず、30年度の調査でいきますと49.5%となっております。

○齊藤委員長 高久委員。

○高久委員 そうすると、県の目標は県内産を50%ぐらいという数値ですので、ほぼ近いところまで行っているということの評価でいいですね。

その中で気になるのは、パンの材料が不足、当然、小麦ということになると思うんです。国内産なのか輸入物なのか。

○齊藤委員長 課長。

○平井教育総務課長 パンの原料でございます小麦でございますが、輸入のもので使用しております。

〔「やっぱり」と言う人あり〕

○齊藤委員長 高久委員。

○高久委員 今、やっぱりということをおっしゃるんですが、これがアメリカの要求とかカナダの要求で、小麦の中に含まれる、パンの中に含まれる除草剤、

これが今まで5%ぐらいかな、5ppmだったんですね。今度30ppmまで緩和されると、小麦の中。特に、輸入。国内産は検出できずと、検査の結果。ただ、輸入の小麦からつくったパンは検出していると。0.2とか0.3とかという現在の数値、これが緩和されてくるので、これから、その対策というのはある程度考えているのでしょうか。

○齊藤委員長 課長。

○平井教育総務課長 給食につきましては、学校給食会というところを通じまして、いろいろ納品いただいているところです。そこは本市に限らず、他自治体も活用されている組織でございますので、そういったところと連携を図りながら、この対策、対応が必要なものかどうかも含め、協議検討したいと考えております。

○齊藤委員長 そのほか質疑ございますか。
田村委員。

○田村委員 一つは、281ページの一番下段の4001の奨学資金貸与費、この奨学生選考委員の方が4名いらっしゃいますということですが、この選考委員の人の属性はどのような方なのかをお聞きします。

○齊藤委員長 課長。

○平井教育総務課長 選考委員のメンバーというようにことでよろしいでしょうか。

まず、教育委員の方になっていただいているのと、あと、高校の先生、本市内4校ございますが、2校の校長先生になっていただいております。そのほか、中学校の校長先生1名、ほか2名の方を委嘱してもらっています。

○齊藤委員長 4名を超えていますけれども。課長。

○平井教育総務課長 人数なんですけど、合計しますと7名です。7名のうち学校の先生等はこの報酬、支給対象にならないというところで、報酬支給させていただいている方は限定されて4人といった

ところになっております。

○齊藤委員長 田村委員。

○田村委員 じゃ、別のところで。

次のページの282ページの中段より下の6001事業、奨学資金給付費ですね、これは菅間病院さんからの寄附でというお話がありましたけれども、これはあれですか、給付型奨学金だから、返済義務のない奨学金という理解でよろしいのでしょうか。

○齊藤委員長 課長。

○平井教育総務課長 給付型奨学金になりますので、返済はございません。

○齊藤委員長 田村委員。

○田村委員 それで、先ほどたしか3名が枠が、という話があったかと思うんですけども、実際は、この8人のうちその3名の枠の方は菅間記念病院さんのその附属の学校というんですか、そこに行くための給付、奨学金という理解でいいですか。

○齊藤委員長 課長。

○平井教育総務課長 8名のうち3名が医療系・福祉系等を対象としているわけなんですけど、こういったことによって、実は、菅間記念病院さんから年間60万円のご寄附をいただいています。その60万円というのが、1人当たり20万円なので割ると3名という形であります。一般財源から5名分まで寄附金を充てた形で3名で、その菅間記念病院さんのほうで附属の学校等はお持ちではないので、あくまで医療系・福祉系・保育系に進まれる学生さんを支援したいというところから、その3名分の枠を設けてご寄附をいただいたものを充てられているというような形です。

○齊藤委員長 田村委員。

○田村委員 わかりました。

○齊藤委員長 この部分で関連の質疑をお持ちの方いらっしゃいますか。

ないですね。

それでは、その他の質疑ございますか。

益子委員。

○益子委員 前のページになってしまうんですが、奨学金の貸与ということで、もしかすると先ほどのものとちょっと関連しているかもしれないのでちょっと手を挙げてしまったんですが、奨学金という部分ですと、例えば282ページ、教育費1項2目事務局費の中の、先ほどもありましたとおり、奨学金貸与費、4001事業、その中で、次のページの表がございます。こちらのほう、高等学校、大学等で72名ということであるんですが、新規の方とかも含めてこのような人数だと思うんですが、市のほうでは、一応想定する人数というのはどのくらいを想定されての目標なんですか。

○齊藤委員長 課長。

○平井教育総務課長 この奨学基金の貸与事業なんですけど、まず、基金というものから貸与事業を行っている。基金のほうのいわゆる金額にも限りがあるものですから、そういったところで、今後、原資の確保も含め努めていかなければならないところなんですけど、現状としては15名、今年度実施しますのが15名ということで考えております。前回までは、20名とかそういうところではやっていたんですけども、何分、返済期間も修学年数の4倍ということで、四年制大学だと16年かけて返還していただくというような形をとっておりますので、人数的にはなかなか多くふやすことが難しいような状況で、今年度は先ほど申し上げたとおり15名です。

○齊藤委員長 益子委員。

○益子委員 そうしますと、原資の確保も難しいですし、四年制大学に進学しますと返済が完了するまでに大体16年ということの返済ということだと思うんですが、そうしますと、まず1点目、原資

のほうの確保なんかは市のほうでは考えていらっ
しゃるんでしょうか。

○齊藤委員長 課長。

○平井教育総務課長 原資の確保ですが、今、取り
組みについて内部で詰めております。最終的に決
まれば、今年度ぐらいから身動きがとれればなど
いうふうに考えております。

○齊藤委員長 益子委員。

○益子委員 そうしますと、ただいま考えていらっ
しゃるところだったんですが、何名ぐらいを考え
ていらっしゃるんですか。これはあくまでも詰め
てからの話だと思うんですが、具体的に大体の目
安で結構ですので、教えてください。

○齊藤委員長 課長。

○平井教育総務課長 人数については、今年度15名
ということでお話ししたんですが、それを継続し
ていけばなというふうには考えております。そ
れがそのことができるだけの原資確保に努めてい
きたいと考えています

○齊藤委員長 益子委員。

○益子委員 ありがとうございます。その部分は了
解いたしました。

そうしますと、返済という部分で16年というこ
とで、実質親御さんも関係するかと思うんですが、
16年かけて返済するとしますと、実質借りている
分より利子等を含めますと多くなって、場合によ
っては返せない方もいらっしゃると思うんです
が、その辺の返済に当たっての計画とか、そう
いうアドバイスとか、場合によってはその返しや
すいような仕組みというのは考えていらっしゃる
んでしょうか。

○齊藤委員長 考えてきたのかという捉え方で答
えていただいてもよろしいですか。決算の認定なので、
先の事業の話ばかり今出ていますので、よろしく
お願いします。今までどうしてきたのかというこ

とで答弁いただければと思います。

課長。

○平井教育総務課長 本市の奨学資金の貸与につ
きましては、無利子になっております。貸与です
が、なかなか就職難しいという場合には、ある程度決
まった金額ではなく、相談しながらの金額で分割
的などころの対応をしております。

○齊藤委員長 益子委員。

○益子委員 そうしますと、そのような対応で今
まで対応されてきて、特に問題はなかったという
ような認識でよろしいんでしょうか。

○齊藤委員長 課長。

○平井教育総務課長 特に問題はなかったと捉え
ております。

○齊藤委員長 益子委員。

○益子委員 そうしますと、利用者の方も、とて
も進学をするに当たっても、場合によってはお金
がないけれども、先ほどのお答えですと、優秀な方
ぜひ、多くの方が高等教育を受けて、本市のため
、また社会のために貢献されると思うんですが、
そういった考えですと、今の段階だと成績優秀者
というのが前提にあると思うんですが、場合によ
っては、もうちょっと成績、優秀じゃないとは言
いませんが、ちょっと若干規定とするような方
、対応にはちょっと厳しいかなという方も、場合
によってはさらに上の学校に行きたいという方も
中にはいらっしゃると思うんですが、そのような
方も、今まで対応はそのような方向で考えてきた
、対応でカバーできたというような考えでよろし
いんでしょうか。

○齊藤委員長 課長。

○平井教育総務課長 成績優秀だけではもちろん
なく、経済状況も当然含みますので、対応でき
るかというふうに考えております。

○益子委員 ありがとうございます。

○齊藤委員長 ちょっとここで10分間の休憩をいたします。すみません、質疑の途中ですが。

11時20分過ぎに再開いたします。

休憩 午前11時12分

再開 午前11時22分

○齊藤委員長 それでは、休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

その他の質疑をお持ちの方いらっしゃいますか。
山本委員。

○山本委員 280ページの事務局管理費の中に小中学校等通学区域審議会委員の報酬が入っていますが、これはどんなことをして、1年限りのものなのか、説明をお願いします。

○齊藤委員長 課長。

○平井教育総務課長 こちらの小中学校等通学区域審議会なんですけど、31年3月の議会で議決をいただきました適正配置基本計画第2段階、これを箒根地区の学校再編プランのところになります。通学区域が変わるといふ形の中で、それらを決めるに当たっては、教育委員会からこの審議会に諮問をして、その答申を受けて事業を進めていくといふような流れがございまして、そちらを3回ほど開催いたしました。その費用が決算額として載っております。

○齊藤委員長 山本委員。

○山本委員 そういたしますと、30年度でこれ答申が出て終わったということによろしいんですか。

○齊藤委員長 課長。

○平井教育総務課長 答申をいただいて、議案を上程させていただきました。

○齊藤委員長 その他。
副委員長。

○中里副委員長 285ページの黒磯学校給食共同調理場管理運営費の中のエアコン設置の工事費についてなんですけど、予算額が540万円に対して執行額が324万円ということで、率にすると60%ということなんですけど、このような執行率といふか、こういう請負額になった理由をちょっと聞かせていただければと思います。

○齊藤委員長 課長。

○平井教育総務課長 入札が行われている工事となったものから、その入札でのいわゆる設計額との差が出たといふような形になります。また、設計額も当初予算よりも下回った形になったかと思っております。

○齊藤委員長 室長。

○加藤学校整備推進室長 今回の工事費なんですけれども、設計額につきましては398万5,200円、こちらに對しまして請負額が324万円というふうになってございます。

○齊藤委員長 副委員長。

○中里副委員長 通常、ある程度設計してから予算要求といふか、そういう部分がどういふふうの流れてくるのか考えるんですけども、最初に540万円というふうには予算といふか価格を出したもといふか、そういうものって、何で540万円だったんですか。

○齊藤委員長 室長。

○加藤学校整備推進室長 それにつきましては、当初、工事を発注するに当たりまして、予算要求の段階で近隣の業者さんのほうには見積もりをいただいております。その見積もりをいただいた段階で、30年度予算がついてから本格的に設計を行った結果、この設計額になったといふところで、すみません、予算要求時の額とはかなり飛びますけれども、適正な額で発注したといふふうには、設計を行っているといふふうには、こちらでは考えて

おります。

○齊藤委員長 副委員長。

○中里副委員長 じゃ、ある程度、周りの業者さんに見積もりをお願いしたときに、その業者さんの見積もりが高かったということなんですけれども、それって、よっぽどじゃなければそんなに何百万円も離れないと思うんですけれども、材料費か何かですか。

○齊藤委員長 室長。

○加藤学校整備推進室長 すみません、今、細かい設計上の資料までは想定がなくて手元にないんですけれども、いただいたときの予算取りの見積もりは確かに540万円というところで、要求はしておりましたけれども、計画時に精査したときの金額がその400万円程度になりましたので、その額は結果的に開いてしまっているというところですよ。

○齊藤委員長 副委員長。

○中里副委員長 これは意見になるんですけれども、ここでなぜこういう質問したかということ、やっぱり執行率が60%となると、かなりの低価格だなというふうな印象をこちらで受けちゃってしまったんですよ。一番心配になるのが、今回は設計価格に対してほぼ90%以上の執行率ということで安心はしたんですけれども、こことは所管が別なんですけど、まちなか交流センターだったりとか、設計の段階で、かなり設計価格が変動したりとか、そういう部分があるので、そういうところはちょっといろいろ、金額は小さいというふうに受け取れるかもしれませんが、機械だったり電気だったりという部分になりますと、学校、施設に入れているわけですから、そうすると、人がいるので、何かの事故につながったりとか、あるいは、予定価格よりも大幅にふえちゃったとか、そういった部分が今後出てくる可能性がなきにしもあらずという部分を踏まえたと、もうちょっと、よく設

計の前のこういった基準を算定する部分においては、もうちょっと厳しくというか、ある程度、もうちょっと目を光らせて見ていったほうがいいのではないかなというふうに思います。

以上です。

○齊藤委員長 そのほかございますか。

山本委員。

○山本委員 先ほども、地震でブロック塀が壊れて補修をしたというのが、304ページと312ページに出てきていたんですが、これは地震で壊れたものを改修というのが結構な値段だと思んですが、これは、どんな改修をしたのか、それを教えてください。

○齊藤委員長 課長。

○平井教育総務課長 このブロック塀の改修なんですけど、大阪府北部の地震を受けて、いわゆる現行建築基準法に合っているかどうかというところがまず一つ、これ、改修したブロック塀は、なっています。それで、建築基準法も改正されておりますので、実際に現行あるブロック塀がその法改正前の基準で建ててあっても、今の法に照らすと法不適合というのがあります。

そういったものを点検しまして、結果的には9校の12カ所にあると、小中学校合わせて。それらを形としては撤去して、新たな塀をつくった、または基礎部分を残して上側だけフェンスに変えたとか、そういった工事を行っております。

○齊藤委員長 山本委員。

○山本委員 つまり、ブロック塀をそのまま残して工事をしたということではなくて、それが今の基準に合わないものについてはもうブロック塀をやめちゃったり、あるいはフェンスにしたりとかということで、これ改修というよりも新しくしたということも含めての値段だということがいいですね。

○齊藤委員長 課長。

○平井教育総務課長 そのとおりでございます。

○齊藤委員長 山本委員。

○山本委員 書き方のあれで、説明の仕方なんです
が、意見なんです、ブロック塀はもともといろ
いろ危ないじゃないですか、地震が来ると。これ
だけ見ていたら、また、じゃ、地震が来たら何か
倒れるみたいなことになるのかなと思いつつ、
今、お聞きしたんですが、説明いただくときに、
改修というよりも、ブロック塀を改修したという
より、フェンスに取りかえたんだよみたいなもの
が一言あればわかりやすかったのかなというふう
に思いました。

すみません、現地見ていなかったの、どんな
かわからなかったの。写真など示していただけれ
ば、どこか1カ所でも、前はこんなのだだったと、
危ないからこういうふうにしたよという、
1,000万円、すごく結構お金かかっていますよね。
何をしたんだろうなと思ったので、若干リアルな
形で見せていただければわかりやすかったかなと
いう、これは要望でございます。

○齊藤委員長 そのほか質疑をお持ちの方いらっし
ゃいますか。

〔発言する人なし〕

○齊藤委員長 それでは、討議すべき点はございま
すか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○齊藤委員長 ないようですので、質疑を終了した
いと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 異議がないものと認め、質疑を終了
いたします。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○齊藤委員長 ないようですので、討論を終結した

いと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 異議がないものと認め、討論を終結
し、これより採決いたします。

認定第1号 平成30年度那須塩原市一般会計歳
入歳出決算認定については原案のとおり認定すべ
きものとすることに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 異議がないものと認めます。

よって、認定第1号については原案のとおり認
定すべきものと決しました。

教育総務課所管の審査事項は以上となります。

その他として、委員の皆様から何かございま
すか。

田村委員。

○田村委員 (奨学金について。)

○齊藤委員長 そのほかございますか。

相馬委員。

○相馬委員 (埼玉小学校の体育館改築工事につ
いて。)

○齊藤委員長 山本委員。

○山本委員 (小学校の借地について。)にやっぱ
り問題じゃないかなと思ったので、お聞きいた
しましたので、ぜひ、何か活用をされる努力をして
いただけたらいいなと思います。

以上です。

○齊藤委員長 そのほかございますか。

〔発言する人なし〕

○齊藤委員長 教育総務課のほうからは何かござ
いますか。

課長。

○平井教育総務課長 (南小学校でのオイル漏れに
ついて。)

○齊藤委員長 以上で教育総務課の審査を終了と
いたします。

お疲れさまでした。

ここで執行部入れかえのため暫時休憩いたします。

休憩 午前11時38分

再開 午前11時42分

○齊藤委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。



◎学校教育課の審査

○齊藤委員長 ただいまから、学校教育課の審査に入ります。

担当課の皆さん、お疲れさまです。

学校教育課については、福祉教育常任委員会に対する付託案件がございませんので、予算常任委員会第二分科会に切りかえ、審査を行います。



◎議案第65号の説明、質疑、討

論、採決

○齊藤委員長 それでは、議案第65号 令和元年度那須塩原市一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いいたします。

課長。

○小泉学校教育課長 （議案第65号について説明。）

○齊藤委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

山本委員。

○山本委員 これ、派遣になったことによって、メリットが、デメリットもあったのかもしれないですけれども、説明をお願いいたします。

○齊藤委員長 課長。

○小泉学校教育課長 直接雇用とそれからこの派遣と、それぞれに利点、メリットそれからデメリットあると思うんですけれども、直接ではなくて、このような、今のような労働者派遣のような形にしたことによりまして、安定的にALTを確保することができるということになります。

それから、我々もそのALTに対しまして研修を行っているわけなんですけれども、その派遣業者のほうもきちんとALTに対する指導等も行ってきております。

それから、いわゆる業務委託とは違いまして、この労働者派遣の場合には、ALTに対して教育委員会なり校長が直接指揮、命令、指導することができるというところがあるんです。ただの業務委託ですと、校長とか教育委員会が直接指導することはできないわけなんですけれども、派遣業者が指導するしかできない。ですが、この労働者派遣によりまして、校長が部下職員としてALTに対して指導することもできると、そのような利点もあります。

それから、毎年1つの会社が雇用して派遣してくれるALTでありますので、ほぼ毎年のように同じような質のALTが派遣されてくるということもメリットではないのかなと思っております。

以上でございます。

○齊藤委員長 山本委員。

○山本委員 メリットはわかりました。

ALTについての同じような質というふうにおっしゃったんですが、どのような資格なり雇用条件を那須塩原市は出して、向こうから派遣してもらっているのか教えてください。

○齊藤委員長 室長。

○山本英語教育推進室長 AL Tの雇用に当たりましては、まず国籍は問いませんが、大学を母国のほうで4年間卒業していること、教師の資格は求めています。それを一番の要件として出しています。それ以外には、人格というか、教師としての資質の部分をお問いますので、情熱がある者、教育について前向きに取り組める者、日本の文化に興味がある者等々、日本の教員の一人として学校で勤めるに必要な資質の部分をお求めています。

以上になります。

○齊藤委員長 山本委員。

○山本委員 そういたしますと、日本語、いわゆる日本の言葉のレベルというか、そういうものは問わないということですか。

○齊藤委員長 室長。

○山本英語教育推進室長 日本語につきましては、初歩的な挨拶程度というふうには会社のほうには申し上げていますが、基本的に日本語のレベルは求めています。その理由といたしましては、やはり日本語が堪能ですと、学校の中で日本語をたくさんしゃべってしまって、どうしても日本語も好き、文化も好きという、ついついしゃべりたくなってしまいます。そうすると、学校の中でも教員や生徒の前で日本語をたくさんしゃべってしまって、何のためにAL Tがいるんだろうという、過去のさまざまなAL Tの方もおられまして、日本語の要件のほうにつきましては、求めておりません。

○齊藤委員長 山本委員。

○山本委員 これまで、2つの形でAL Tが来ていたと思う。こういう派遣もあったし、あとはJETプログラムから来ているとかいろいろあったと思うんですが、先ほどのメリットの点でいきますと、例えば途中でやめてしまったようなことがあ

ったとしても、その派遣会社がきちんとその後にもまた違う方を入れてもらって、学校に迷惑がかからないとか、そういうことがきちんとできるということによろしいんですね。

○齊藤委員長 室長。

○山本英語教育推進室長 まさにそのとおりでございます。

本市は、JETプログラムそれから直接雇用、業務委託、それから派遣ということで、全ての雇用形態をやってきたんですけども、やはり一番、幾つかメリットは先ほど課長のほうからご説明申し上げておりますが、AL Tが突然帰国してしまったというときに、即、もう翌日から代理の講師が立てられるような体制が整えられておりますので、それは非常に大きなメリットだと考えております。

○齊藤委員長 山本委員。

○山本委員 去年でしたか、おとしでしたか、忘れましたけれども、那須塩原市内にその方たちをお世話する方が常駐して、何か問題が起きたときには相談に乗ってくださるシステムがあるということをお今思い出したんですが、この労働者派遣というのはそういうものがあるんでしょうか。

○齊藤委員長 室長。

○山本英語教育推進室長 労働者派遣だからということではなくて、こちらのほうでプロポーザルの段階で、仕様書の中にそれを新規において即対応できるコーディネーターを置くということをお条件としております。

○齊藤委員長 山本委員。

○山本委員 それと、そういうことだと、33名か34名だと思うんですが、その方たち、国籍はいろいろなんだろうけれども、住んでいるところはある程度、そうすると、派遣業者のほうで何人かずつまとまって住んでいるというような形をとっ

ているんですか。

○齊藤委員長 室長。

○山本英語教育推進室長 現在、インタラックという会社を使っておるんですけれども、基本的に駅近くのレオパレスが一番の常駐の宿になっておりまして、そこに複数、黒磯駅、那須塩原駅、それから西那須野駅の駅近くのところに集団で入っています。なれてくると徐々に自分でアパートを探したり、夫婦で来ている者もいたりするものですから、そういうときには徐々に、安いアパートのほうがいいということで、自分たちで移り住むということもございます。

以上でございます。

○山本委員 了解しました。

○齊藤委員長 そのほか、質疑ございますか。

〔発言する人なし〕

○齊藤委員長 ないようですので、討議すべき点がございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○齊藤委員長 ないようですので、質疑を終了したいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○齊藤委員長 ないようですので、討論を終結したいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

議案第65号 令和元年度那須塩原市一般会計補正予算（第3号）は原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第65号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、予算常任委員会を決算審査特別委員会第二分科会に切りかえます。

—————◇—————

◎認定第1号の説明、質疑、討論、

採決

○齊藤委員長 それでは、認定第1号 平成30年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いいたします。

課長。

○小泉学校教育課長 （認定第1号について説明。）

○齊藤委員長 説明が終わりました。

ここで、委員会の途中ですが、昼食のため休憩といたします。

休憩 午後 零時15分

再開 午後 1時00分

○齊藤委員長 それでは、休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

説明が終わりましたので、質疑を許します。

副委員長。

○中里副委員長 市政報告書の292ページ、学校指導総務費の中で、平成30年度の新規ということでいじめ対策、いじめ問題対策委員会、この中で話し合われた内容あるいは効果について、少し伺えればと思います。

○齊藤委員長 課長。

○小泉学校教育課長 これは、国がいじめ対策の基本方針、これを改定しまして、それを受けて県も改定したということで、本市におきましても以前につくっておりました基本方針を改定していこうではないかということで、そのために専門家のご意見を聞きたいということで、このいじめ問題対策委員会というものをつくったわけなんですけれども、また、この対策委員会の大きな役目としましては、いじめの重大事態が起きたときに、第三者機関として調査を行うという働きもあるんです。

幸いなことに、昨年度はそういったことがありませんでしたので、昨年度の大きな仕事としては、その基本方針を策定するということがあったわけなんですけれども、おかげをもちまして策定することができまして、公表することもできたんですけれども、市がそれをつくることによって、各学校の方針も改定するというようになったわけなんです。

その大きな改定の中身の一つとしては、例えば、いじめというのは、例えば加害者が被害者に謝罪したからそれで終わりではなくて、いじめがやんで、とまったという状態というのはもうこういう状態なんだよ、その後お互いにきちんとできて、しばらく普通の生活ができるようになって初めていじめが解決したといえるんだよというところまで、きちんとうたってあると。それから、各学校の評価においてもそういったことも、いじめが件数が多いとか少ないことではなくて、いじめをしっかりと発見する、把握することができて、さらには、それを解決することができたというところまできちんとやりなさいと。そのような形で改正することができましたので、いじめの対応について、国と県と同様に、一歩また前進することができたかなと、そんな効果がありました。

○中里副委員長 了解しました。

○齊藤委員長 そのほかございますか。

この項について関連のご質疑をお持ちの方いらっしゃいますか。

[発言する人なし]

○齊藤委員長 なければ、その他の項目でご質疑のある方いらっしゃいますか。

田村委員。

○田村委員 293ページ、教職員ネットワークシステム管理費、5001事業、下から8行目に校務支援システム1,721万6,900円とありますけれども、これは、いわゆる学校の先生の働き方改革というんですか、そういうのにはどのような影響を及ぼしているのかについてお伺いしたいと思います。

○齊藤委員長 課長。

○小泉学校教育課長 この校務支援システムにしましては、教職員一人一人1台ずつノートパソコンが支給されているわけなんですけれども、それを使って文書作成とかもできるわけなんですけれども、例えば、大きな利点としまして、成績処理をそれで全職員ができる、さらに、成績処理をするだけではなくて、そこから通知表にそのままデータを持っていくことができる、5、4、3、2、1の成績だけではなくて、通知表、所見文といいたまじょうか、文章がありますね、そこもパソコン上で入力して、それが通知表に印刷されて出てくると。昔は手書きで一人一人書いていたものが、それで印刷されるというだけで、かなり教職員の手間、負担というのは軽減されているのかなというのがあります。

あとは、メールのやりとりをそこでやることもできますし、例えば、学校内のある教室の予約とか、そういったものをそこで一括管理することができますので、使用頻度の高い教室なんかは突然かち合ってしまうなんていうことが起こり得るんですけれども、そこですることができるという

こともあります。

それから、スケジュール管理なんかもそれを使ってやることができますし、あとは、それ以外にも先生たちがその校務支援システムを使って、教材作成等もできるようになると思います。今、電子黒板が入っておりますので、教材研究というのは先生方かなり時間を費やすものなんですけれども、その教材研究をする上で、電子黒板の中に入っている電子教科書、デジタル教科書ですね、あれを使うことによってかなり負担も軽減できますけれども、さらに、自作教材をつくって子どもたちにいろいろ見せてあげたいなとかというときも出てくるわけなんですけれども、それも1人ずつそういったシステムがありますから、つくることができるというのも利点かなと。

この働き方改革において、校務支援システムというのは大きな役割を果たしているのかなと思われれます。

○齊藤委員長 田村委員。

○田村委員 わかればですけれども、具体的に先生の勤務時間がこれによってどのぐらい削減されたのかなんていうことは、データとしてあるんでしょうか。

○齊藤委員長 課長。

○小泉学校教育課長 明らかに時間外勤務の時間は徐々に減ってきてはおります。国も県も市も騒いで、騒いでいるという言い方は失礼ですけれども、何とかしようとしておりますので、それを受けて、各学校の校長も時間外勤務を削減するためのいろんな工夫をしております。そのために、全体的には削減されてはいるんですけれども、じゃ、それが、何が功を奏したのかというのはなかなか区別がつかないので、この校務支援システムだけでどれだけ減ったかというのは、ちょっと判断が難しいかなというところです。

○田村委員 わかりました。

○齊藤委員長 この項について関連の質疑がある方いらっしゃいますか。

[発言する人なし]

○齊藤委員長 なければ、その他の項目での質疑がある方いらっしゃいますか。

副委員長。

○中里副委員長 317ページの中学校特別支援教育就学支援費についてなんですけれども、当初と比べて執行率が66%というふうな形の中で、この内容、理由について伺えればというふうに思うんですが。

○齊藤委員長 課長。

○小泉学校教育課長 支援費につきましては、実績に応じて支払うという形になっておりますので、実際にこれを希望する生徒が、年明けてみてどれくらいいるかということ、それから、その子どもたちがどれくらい通学に要するものがあつたかと。特に、読めない部分もありますので、それによってというところもあるかなというふうに思われます。

○齊藤委員長 副委員長。

○中里副委員長 わかりました。積算して、見込みで出すということではなくて、ある程度この範囲であれば大丈夫だろうということで、予算を出すということで、わかりました。

以上です。

○齊藤委員長 この項に関連した質疑をお持ちの方いらっしゃいますか。

[発言する人なし]

○齊藤委員長 なければ、その他の質疑をお持ちの方いらっしゃいますか。

高久委員。

○高久委員 295ページ。

教育相談員のがあります。

恐らく、これは不登校関係にかかわってくる間

題なのかなと思いますが、那須塩原の不登校の生徒数というのは、減ってきているんですか、それともふえているんでしょうか。

○齊藤委員長 課長。

○小泉学校教育課長 実は、小中一貫教育が始まって何年かたつわけですが、その一貫教育の前の小中連携教育がスタートしたころ、平成19年ごろになるわけなんですけれども、本市が小中一貫というものを始め出すその当時です。その当時と比べて、多少の増減はあるんですけれども、28年度に向けてかなり減ってきておりました。

おりましたという言い方をするとあれなんですけれども、実は平成19年当時というのは、小学校でおきますと、国の出現率に対して本市の出現率は2倍ぐらいあったんです、非常に多かったわけなんですけれども、それがあある年から国を下回り、県を下回り、国県よりも少ない出現率になってということで、平成28年のときには、かなり国、県を下回ったんですが、残念ながら29、30年とややふえつつあります。

これは、全国的な傾向でもあります。ここにきて全国的に不登校がふえているというのもありまして、本市もそれ同様にといったらいいんでしょうか、若干ふえております。

だから中学校におきましては、平成19年当時、やはり出現率が国の2倍ぐらいあったんです。

現在は、やはり28年ぐらいに向かって徐々に減ってはいったんですけれども、中学校の場合は24です、24年ぐらいに向けて徐々に減っていたんですけれども、ただ、国県を下回るまではいかなかったんですが、平成28年のときにほぼ国と同じぐらいにまで減りました。平成28年のときの。

ですが、ここにきて横ばい。ちょっと横ばいかなという状況にあります。

ですから、小中合わせると小学生が若干ふえつ

つあるので、ふえ気味ではありますけれども、大きな流れで見ますと、小中一貫教育に取り組み始めたころから比べると、かなり減ってきているということで、教育相談関係、適応指導教室、それから宿泊体験館、こういったところの取り組みが功を奏してきているのかなというふうには捉えています。

○齊藤委員長 高久委員。

○高久委員 横ばいみたいな状況という。

○小泉学校教育課長 中学校はですね。

○高久委員 今までと対応の仕方は、よりきめ細やかになったというような捉え方でいいですか。数がそういう状況になっていれば。

○齊藤委員長 課長。

○小泉学校教育課長 不登校に関しましては、今までもそれから最近もきめ細かに対応しているということは変わりはないんですけれども、ただいろんな要因が出てきているのかなと。

昔ですと、これだと言いつい過ぎかもしれませんが、どちらかという学校になじめなかったりということで不登校になるという子は多かったわけなんです、最近では学校が原因だけではなくて、家庭的な問題がある子、虐待がふえたりというのがありますけれども、そういった要因も出てきている。

それから、中には自分でもなぜなのかわからないという子もいるんです。

本当に多種多様化しているので、なかなか対応も難しい。ただ、多種多様化して難しいだけに、一人一人の状況に応じて対応していかなければならない。

こちらで勝手にこの子はこういうタイプだからこういう対応すればいいだろうというわけにはいなくなってきたと。常套手段がなくなっちゃったような感じですね。

ですので、そういう意味では本当に丁寧に対応するようになってきているかな、学校現場の先生方も本当にこの子を理解するんだ、では家庭訪問しよう、2日たったらまた来て1日でも連絡はしますけれども、3日たったら家庭訪問して直接会おう。続いていく場合には、これは適応指導教室とかそういったところも考えなければならないな、場合には、メープルのほうにちょっとお世話になるかということも考えたりとか、そういうふうな現場の先生方の意識は変わってきた部分というのにも確かにあるかなというふうには考えております。

○齊藤委員長 高久委員。

○高久委員 今、メープルのお話が出てきたんですが、適応指導教室とかメープルとか利用している子どもの比率というのは、全体の不登校の中で、昔でいうと13%程度でしかないと言われてきたんですが、現在はどうなんでしょうか。

○齊藤委員長 課長。

○小泉学校教育課長 不登校の子たちの中で、メープルそれから適応指導教室いずれかに行っている子が不登校の子の全てかという、そうはなっていないのが現状です。どちらにも行けていない子という子もおります。

ただ、本市としましては先ほど申し上げましたように、一人一人に対してということやっておりますので、何らかの形でそのことを、学校の教員なり誰かがかかわっているという状態をつくっております。

したがいまして、誰も何のかかわりもできないという子はおられません。

ですので、何らかのかかわりはできているんですけれども、その中で、その子の状況に応じて適応指導教室につなげたほうが効果的であろうということはその場合はそちらに、メープルに連れて

きたほうがいいんじゃないかという子の場合はそちらのほうにというふうに対応はしております。

具体的に比率というのはちょっと数字は持ち合わせないので申しわけありませんけれども、そんな状況にあります。

○齊藤委員長 ここに関連した質疑がある方はいらっしゃいますか。眞壁委員。

○眞壁委員 教育相談員とカウンセラー、また臨時職員ということで報酬が出ているわけなんですけれども、この人たちの仕事のなものというのをちょっと一つずつ教えてください。

○齊藤委員長 課長。

○小泉学校教育課長 スクールカウンセラーの場合には、子どもたちだけではなくて、保護者が困っている場合もありますので、子どもたちに対するカウンセリングだけではなくて、保護者とのカウンセリングを行っているという状況はあります。

それから、教育指導員等、適応指導教室、それからメープル等にもおりますけれども、この人たちはやはり不登校の子たちに対して、親身になって一人一人、ときには勉強を教えたり、ときには相談に乗ったりといったことの仕事はしております。

子どもたちのよりどころとなる人というのは、やはり親以外にないとだめだと考えておりますので、そういった意味ではこの人たちの役割というのは重要であるかなというふうに考えております。

○齊藤委員長 眞壁委員。

○眞壁委員 そうすると、教育相談員5人ということになっていますよね。

こちらとこのカウンセラーが8人いるような形になっていますけれども、この辺の仕事の違いとか、その辺はあるんですか。

○齊藤委員長 課長。

○小泉学校教育課長 教育相談員の場合には、常時

適応指導教室にいるという形で対応しているわけなんですけれども、カウンセラーの場合には、適応指導教室に来る子たちのカウンセリングだけではなくて、例えば、各学校にはスクールカウンセラーが配置されておりますので、通常は各学校の児童生徒それから保護者はそのカウンセラーが対応しているんですけれども、どうしても対応し切れないような事案がある。急遽何とかカウンセリングをしたいという場合には、教育支援カウンセラーがそちらのところに行ってカウンセリングを行うということもあります。

主として全体を見るような形で雇っている場合もある。

適応指導教室の子たちも見るとし、全体的にも急遽必要性が生じた場合には見るというような形はとっております。

- 齊藤委員長 眞壁委員。
- 眞壁委員 あと、その臨時職員もいますよね、教育指導員2人。こちらはどんな形で。
- 齊藤委員長 課長。
- 小泉学校教育課長 この教育指導員につきましても、やはり適応指導教室のほうにおいて、教育相談員と一緒に指導しているという形ではあります。
- 齊藤委員長 眞壁委員。
- 眞壁委員 相談の件数的に、あれば教えていただきたい、何件ぐらい相談がきているか。
- 学校教育課長 相談件数。
- 齊藤委員長 適応指導教室は持っているんですけれども、それ以外の全体で。係長。
- 相楽学校指導係長 市のカウンセラーで700件超ぐらいのカウンセリングを対応しています。
- 齊藤委員長 眞壁委員。
- 眞壁委員 これは小学校・中学校という形なんですけれども、どっち、それが今わかれば。

○齊藤委員長 係長。

○相楽学校指導係長 合わせた数字になります。

○眞壁委員 内訳で。

○相楽学校指導係長 内訳は申しわけありません、ちょっと持っていないです。

○齊藤委員長 今のですみません、これ、重複もカウントしていますか。

同じ方がもう一回というのもカウントに入っていますか。

○相楽学校指導係長 入っています。

○齊藤委員長 入っていますか。わかりました。すみません。

○齊藤委員長 ただいまの項目の関連の質疑ございますか。

相馬委員。

○相馬委員 関連するメープルの件でちょっとお聞きします。

年間で2,500万、これ一般質問等でも質問したことあるんですが、教育長はこういう子は費用対効果はないと、そういった問題ではないというお話をしました。その通りだとも思います。

そういう中で、今回、今、先ほどの質疑の中でいろいろな要因があるという課長の答弁がありました。その中の1つに、家庭にも問題があるということを知っている中で、不登校になる要因を、この宿泊体験館は始まって10年以上たっていますね、そのくらいたっているかと思いますが、これを宿泊体験館を今まで運営してきた中でそういった要因がわかったことに対して、では宿泊体験館まで来ない、いわゆる不登校にならないような取り組みは毎年同じ取り組みをしているのか、それとも新たに要因がある程度わかっているのか、それに対する取り組みというのは教育部としてはやっているんですか。

○齊藤委員長 課長。

○小泉学校教育課長 ちょっと確認なんですけれども、不登校にならないようなための要因というのは、各学校なのかそれともメープルでなのか、どちらなのか。

○齊藤委員長 相馬委員。

○相馬委員 ごめんなさい、今、宿泊体験館を聞いていますので、体験館に来るまでの不登校生徒に対する取り組みなんです。

○齊藤委員長 課長。

○小泉学校教育課長 来るまでということは各学校においてというふうに捉えてよろしいですか。それとも。

○齊藤委員長 相馬委員。

○相馬委員 不登校になる要因というのは、先ほどの答弁の中でいろんな要因がありますと。学校になじめない、あるいは自分でもわからない。その中の1つに、家庭にも問題があるということなんです。それで私一番気になって、それはこういった宿泊体験館メープルを運営する、これを立ち上げて運営したというのは不登校対策でやろうということをやったスタートがあるんです。

しかし、それを10年間以上やってきて、本来はメープルに来るような不登校生徒というのはなくなればいいというのが考えなんです。そのなくなるために、1つの要因の家庭に問題があると先ほど言ったその家庭の問題に対して、簡単にいえば、教育委員会として何がその家庭の問題が何なのか、そういったことを問い詰めて指導あるいは何か新しい取り組みがあったのかということ。

○齊藤委員長 課長。

○小泉学校教育課長 例えば、まずはメープルに限定してお話しますが、メープルにおいては、宿泊体験館とだけありまして、宿泊を通してということがあります。

その取り組みの中には、当然児童生徒だけが宿

泊するという体験もあるんですけども、親子で宿泊するという親子宿泊体験というのがあるんです。

その場合には、やはり原因が子どもだけではなくて親にあるのではという場合には、親にも一緒に泊ってもらって親の話も聞いてあげる。親の相談にも乗ってあげる。今度こういうふうにしたらいんじゃないでしょうかというアドバイスもときにはできると思います。そんな形で親子で宿泊できるような、場合によっては親だけと相談をするということももちろんありますけれども。それから、あとは子どもに関しては、家庭に原因がある場合とは違うかもしれませんが、子どもはどうしても生活習慣が狂ってきてしまっているという場合には、宿泊させてそれをがっとうちでいくというのがありますけれども、それに親が絡んでいる場合には、親にも協力をしてもらうという形もあるとは思っています。

教育部全体としてというか、教育部としてということになると親に対する指導というのは、いろんな課で、教育部だけに限らずやっているとは思いますが、例えば適応指導教室のほうでは、保護者を対象にした相談のようなものも行っているんです。これは不登校の親を対象としているんですけども、何でも困っていることをお互いに話し合ってみようよというような形で設けたりもしております。

ただ、親が原因となっている場合に、その不登校の原因となる親のそれを変えるというのは、本当に難しいことなので、我々としてはちょっと難しいかなというふうに感じてはおります。

○齊藤委員長 相馬委員。

○相馬委員 ちょっと、その298ページの利用実績とあります。これ、延べ人数ですよ。

延べ人数ですか。

○齊藤委員長 係長。

○井上児童生徒係長 延べ人数です。

○齊藤委員長 相馬委員。

○相馬委員 それ10年ぐらいやっているかと思いますが、これ人数的には大体もうこんなものですよ、ね、毎年。

○齊藤委員長 係長。

○井上児童生徒係長 29年度が小学生が199人、中学生が292人、保護者が42人合わせて533人でしたので、倍近くにふえてはいます。

○齊藤委員長 相馬委員。

○相馬委員 私がちょっとお聞きしたかったのは、これだけの今年は2,500万のお金をかけて子どもたちをなるべく学校に戻すような施策、これは市の施策としては、教育委員会の施策としてはいいと思います。

そういった中で、これだけの生徒をいて、教育長は何人戻られてちゃんと生活できたというかそういう説明は一般質問のときにしています。私がお聞きしたかったのは、せっかくこれだけのお金をかけてこういった事業をやって戻った生徒が、きちんとその後も不登校だけではなくきちっと育って行ってほしいと思う、それを質問の中では後追いをしてちゃんとそこまで教育部局が見ているのかということをお聞きしたことがあります、その辺について再度ちょっと。

義務教育が終わった、それではさよならではなくて、その辺の考え方についてお願いします。

○齊藤委員長 課長。

○小泉学校教育課長 もちろん卒業したら終わりということではなくて、中には高校に行っただけでもちょっとうまくいかなくて苦しんでいるなんていう子が相談に来ることもあります。

それから、卒業後どうなっているのかということを確認する作業もしております。

ただ、不登校だった子の中には、今現在といたらいいんでしょうか大人になってから、またその前のあたりですけれども、余り構わないでほしいという子もおりますので、こちらで調査を依頼しても回答は来ない子も中にはおります。

ただ、一応こちらとしては、いつまでも我々は何かあったら援助しますよという姿勢は見せていきたいなというふうには考えております。

○相馬委員 了解です。

○齊藤委員長 この項に関連して質問がある方いらっしゃいますか。

山本委員。

○山本委員 今ずっと高久委員からの質問聞いていたんですが、ずばっと聞きたいんですけども、この教育相談の部分とそれからメープルの部分の5,000万ぐらいの決算になっていて、人件費で3,800万ぐらいと七、八割方は人、相談とかカウンセラーとかにかかっていると思うんです。

それで、先ほど来、国の基準の2倍だの下がっているだの減っているだのと言っていますけれども、私は、この30年度の決算の時点で、ここに書いてある相談件数とかというのはもう延べの話でしかないと思うので、実際に何人の子どもがここに来ているのかを教えてください。小と中に分けて。

○齊藤委員長 係長。

○井上児童生徒係長 30年度の適応指導教室の通室生です。児童が11人、生徒が36人、合計で47人。

メープルの利用者です。児童が20人、生徒が31人、合わせて51人です。

一つ補足しますと、適応指導教室とメープルを併用している方もいます。併用者のデータがちょっと今、手元にはないんですが、よろしいでしょうか。

○齊藤委員長 山本委員。

○山本委員 併用していないと考えても98人ということになると思いますが、ここに出ている相談件数から見ると、何か物すごくたくさんの方がここを利用して、その人たちのうちの何人かは卒業したんだなというふうにはしかイメージとして捉えられないんですが、全員この47と51が全く違う、全部が違う人だと考えても、98人しか利用していないという言い方をさせて、人として。

それで、それではこのダブっているダブっていないは別として、何人の方が小中学校に復帰したか教えてください。

○齊藤委員長 係長。

○井上児童生徒係長 そうしましたら、平成30年度の適応指導教室の復帰者、47人中37人、約79%復帰しております。

メープルのほうは、51人中42人が復帰しております。こちらは、中学3年生が卒業後、進学したという方も含まれております。

よろしいですか。復帰率も必要ですか。

○山本委員 復帰率は結構です。簡単で。計算すればわかるので。

○齊藤委員長 山本委員。

○山本委員 ふれあいとあすなろから47人がそのうち37人が復帰した。メープルのほうが51人から42人が復帰した。そこまでわかっている、それがダブリがわからないという理由がよくわからないんですが、そうすると、37足す42でわからないので79人の人が復帰したと考えるのか、そのうちダブっている人がいるのかいないのかわからないんですけれども、多分来れない人、つまり、不登校になっていてもそうしたらここに来れていない人は何人いたんですか、30年度は。

〔「ここではカウントされていない人を把握しているはずじゃないかということだと思いますけれども」と言う人あり〕

○山本委員 わかりますよね、何%というんだからね。教えてください。

○齊藤委員長 係長。

○井上児童生徒係長 すみません、併用利用者の数字がちょっと見つかりましたので、ここで申し上げてよろしいでしょうか。

30年度の児童が併用していた方が7名いまして、生徒が18人でした。

そうしますと、25名が併用者です。

30年度の不登校児童生徒数ですが、児童47名、生徒が131名です。

不登校の児童生徒数全体ということで、生徒が43名、児童が131名です。

〔「47と言いませんでしたか。43。」と言う人あり〕

○井上児童生徒係長 43です、すみません。

〔「小学生が43」と言う人あり〕

○井上児童生徒係長 小学生43、中学生が131。

○齊藤委員長 山本委員。

○山本委員 ちょっと数字を聞いて何と言っていいか。

難しい話なんですけれども、決算として足して5,000万円ぐらいのお金を使って、その3,800万なりの人を使ってやっている事業に関して、それも30年度突然1年間のもではなくて、さっき相馬委員が言ったようにもう10年以上前から行っているものに対して、私たちに審査をするように言っていて、非常にわかりにくい数字が出ているのだと思うのです。お金のことはわかります、よく。

でも、一体こういう施策をやっている中で、何人の子どもたちが先ほどから不登校の子は、復帰支援だというふうにおっしゃっている中で、実際にこの2つの事業、併用している方が結構いた中でいうと、費用対効果ではないといえども、やっぱりこういうものやることによって、子どもが

戻っていけるんだよということをどう考えたらいいかと私たちは迫られているわけです、だって決算を認定してくださいということは。

それをなかなかわかりにくい数字しか出してきていない、ここでいうと相談件数256件とか利用実績982人と言われてしまうと、何となくそんなにいっぱい何かやっているのかというようなイメージで、実態を聞くと、生徒と児童が9,000人ぐらいいるんですかね今、そういう中でパーセントで出したという、いいことなんですよ、それは。

でも、174人の不登校の子のうちダブりを減らしたら後の子はどうしたのということになるので、何とどういうふうに評価していいのか困るんですけれども、まずは1つはちゃんとした数字が、書きにくければ言っていたらよかったなというふうに思っています。これは私はそういうふうに思います。

それで、改めてお聞きしたいんですけれども、特に、この両方の事業によって、片方は相談、片方は多分宿泊というのがメイン、泊まって帰すんだよというのがメープルの実態的なものだったはずなんです、市の目的と不登校の子を学校に復帰させるという目的に沿った事業になっているんですか。この数字からは私にはちょっと見えてこないんです。そうだとすることを説得してほしいんですけれども。

○齊藤委員長 課長。

○小泉学校教育課長 数字に関しましては、今後ちょっと反省して生かしていきたいと思いますので、ありがとうございます。

2つ教育相談それから宿泊体験館ですけれども、いずれにしても我々としては、市内小中学校義務教育学校の全ての児童生徒の居場所づくりをしていくというふうに考えております。

学校がその居場所である子はそれでいいと思い

ます。ですが、学校に居場所をつくることができない子に関しては、どこかにその居場所をつくってあげなければならない。それが、人によってはその子によってはあすなろであったりふれあいだったり、それからときにはメープルであったりしていいのかなと。

そのどちらでもない、学校にも行けない、適応指導教室にもメープルにも行けない、そういった子たちに関しては、その子の今の状況に応じて適切な支援を考える。その子が今の状況がどうであろうとも、この子はその困り感からすれば適応指導教室につないだほうがいいであろうという場合には、担任を中心に各学校のチームが一丸となって対応しております。メープルなり適応指導教室につなげられるような努力をしているところであります。

ただ、その子によっては本当にどちらも苦しいかもしれないなという状況にある場合、無理にということではできない状況でもあります。

やはり、不登校の子たちというのは、車で例えるならばガソリンがない状態ですので、その子にどうやってガソリンをためてあげられるか、その子が今どちらを向いているか、それを適切に把握して、例えば、徐々に適応指導教室に向き始まったなというのを見て取れば全力で後押しをするということもすることになると思います。

その居場所づくりをする上で、適応指導教室が居場所として適切かなと思われた子をそこにつなぐことができたならば、当然最終的には学校復帰ができれば一番いいとは思いますが、ただ、それだけを目的にしてやってしまうとその子のそのときの状況を見誤ることもあり得ますので、やはりまずは居場所づくりを。

その子が今度は学校へちょっと気持ちが向き始まったなというのを見て取れたならば、全力でそ

れを応援すると。

その場合には適応指導教室の職員もメープルの職員も学校の職員も一緒になってそれに全力で投球するということになると思いますという形で、全ての子たちに居場所をつくってそれぞれの状況を適切に把握した上で必要な援助をするというのが、この適応指導教室でありメープルであり、そして学校の役割かなど。

そして、この対象とする相談をした件数、通室している人数、それからメープルに行った人数、確かに少ないんですけども、これは、我々とするれば、不登校の中でここに行ける子供たちはできるだけふやしたいなという思いを。

ここに通っている子供たちに関しては、できれば学校に復帰させてあげたいなという考えは当然持っているわけですけども、ただそれだけを全てとは考えずに、まずは一人一人の居場所を確保することに専念したいというふうな思いでやっているということで、ご理解いただければと思います。

○齊藤委員長 山本委員。

○山本委員 理念とか考え方はよくわかります。

ちょっともう一つ聞きたいのですが、宿泊体験館のほうの特価しているところは宿泊をしてその、復帰させるというところだと思うのですが、ここに宿泊を体験した人の人数が出ていないのですけれども、実際のところ何人の方が宿泊をして、ここで、復帰をするための体験をしたのかということに関してはどうですか。

○齊藤委員長 さっきの51人は全員宿泊をしているのですか。課長

○小泉学校教育課長 実は、不登校の子たちでここに来る子供たちの状況によっては、宿泊というところに抵抗を感じる子供ももちろんいるわけなんですね。

家から出られないでいる子供たちですから、別の

場所に行って泊まるというのはなかなかハードルが高い部分もあります。

ですから、まずは日帰りからスタートすることになって、回を重ねることによって宿泊できそうかなというときには宿泊させるという形をとっておりますので、この中のうちどれぐらいが宿泊をしているかということ、わかりますか。

○齊藤委員長 係長。

○井上児童生徒係長 宿泊をしている人数というのは、ちょっと把握してなくて申しわけないのですが、日帰り体験のほうなんですけれども、重複して何回か週1回来る子とか、そういったその子なりの生活のリズムというものがありますので、重複して通っている子もいるのですが、日帰り体験ですと30年度は、165回のご利用がありまして、165回開催したんですが、同じ日に五、六人通っていますので、そうすると延べ人数がちょっとそういうふうになっていきます。

宿泊体験というのが、親子宿泊体験というのを1回催しまして、4組の親子の方に体験に宿泊していただきましたり、チャレンジ体験が3泊4日の体験ですが、こちらが年3回催します。

延べ人数ですみません、ちょっと把握しなくて申しわけないんですが……

○齊藤委員長 課長。

○小泉学校教育課長 すみません、宿泊者の人数については、把握していないわけではなくて、手元に数字がないということでご勘弁いただければと思いますけれども、ただ、夏休みなんかですと、チャレンジ宿泊体験ということを行っております、そのときなんかは回によって人数は当然差はありますけれども、十何人、二十人とかそういったことがありますので、結構な数参加はしているかなど。

場合によっては、先ほどハードルは高いと言い

ましたけれども、メープルに行ったことがないような子、まだ利用回数が少ない子でも夏休みのチャレンジは参加してみようかという子もおりますので、結構な数が宿泊体験には参加しているかなと考えております。

○齊藤委員長 山本委員。

○山本委員 その辺はわかりました。

私は、わざわざ宿泊体験館ということですが、宿泊をすることを目玉にしてこれはつくったんだと思うんです。

何度か質問でも、ほかのところからも受け入れたらいいんじゃないのというような話を一般質問でしたこともあります。いつのときでもこれは市内の子に限るんだとずっと言い続けてきていたことですので、やっぱり宿泊がメインなんだという頭にあるのにもかかわらず、どのぐらいいるのかなと書いていないのでお聞きしたところです。

それで、賃金の中に臨時職員として館長と教育指導員及び寮父母というふうにあるんですけれども、今、聞いている限り宿泊している人が例えば実人数ではなくて何泊したというのを延べでやっても100泊200泊している人は多分いないんだろうなと思うんですけれども、寮父母とってこの住み込みでここに住んでいる人がいる必要とはあるんですか。

○齊藤委員長 課長。

○小泉学校教育課長 寮父母の仕事の中には、確かに宿泊してということもあるんですけれども、食事をつくっているというのもあります。それから、学校現場で言いますと用務員さんの的な役割を果たしております。

宿泊体験館の中のいろいろな故障箇所を修繕したりという仕事もしております。

さらには、もうベテランでありますので、子どもたちにかかわるということも、範囲の中でやっ

てもらっているんですけれども、もちろん指導員とは違いますから、実際に指導するということはできないわけですが、ただ、そこにいるおじさん・おばさん、場合によっては家庭にいる父親母親やそれからおじいちゃん・おばあちゃんの代わりというような形で子どもたちに接すると。指導に準ずる、そういったことを行ってくれております。

児童生徒が、その体験館の中で生活する上でのさまざまな支援をするということを行っております。

例えば、体験活動という何かの活動しているときではないそれ以外の時間、休憩時間とかそういった時間も当然あるわけです。そんな中でかかわることもしてくれて、そういった中で人とかかわりというのを子どもたちは覚えていくことになるのかなと思われまので、この寮父母に関しては、我々としてはなくてはならない重要な存在であると捉えております。

○齊藤委員長 山本委員。

○山本委員 その中の1,984万5,280円のうち、寮父母に払っているお金と、寮父母の方たちが家賃を払っているのか、それから食事はどうしているのか、教えてください。

○齊藤委員長 係長。

○井上児童生徒係長 寮父母の1カ月の賃金が決まっておりますして22万7,500円で通勤費はございませんので、12掛けるということで、1人当たり274万円でございます。2人になりますので548万円でございます。

家賃はいただいておりません。

食事ですけれども、寮父母の方は近くに住居をお持ちですので、そちらで取られたりもしますが、ちょっと詳しくその点確認して後ほど申し上げてもよろしいでしょうか。

○齊藤委員長 山本委員。

○山本委員 決算質疑をするに当たって、つまり、ここに使ったお金はそれが入っているのかとか入っていないのかとかと費用対効果を言わないにしてもとても大切なところで、私はそんなに難しいことを聞いているとは思わないですけれども、それをわからないので後でお知らせしてもよろしいでしょうかと言ったら、きょうここで決算を通すか通さないかの、決めることが私にはできなくなります。

それで、548万円をお支払いして寮父母の方に泊まっていたに、お家がすぐそこにあってそちらで御飯を食べているとか言われると、では、初めからたまにしか泊まる人がいない施設に住み込むことはないのではないかというふうに今思いました。

ちょっとこれ以上私は審査を続けられないというか。

○齊藤委員長 係長。

○井上児童生徒係長 申しわけございません。

平日は泊まり込んでいただいております、土日は自宅に帰っていただいております。

すみません、把握不足で申しわけないのですが、本人たちの食事は、本人たちのお金でやりくりしていただいていると思うのですけれども、ちょっとすみません、食事の準備などはどちらでしているのか把握していない。

○齊藤委員長 山本委員。

○山本委員 すみません、あそこ、中を見せていただいたこともあるんですけれども、多分元学校のところに、今、御飯食べる場所があって、寮父母の方たちのお部屋もちゃんとあって、食事をつくる場所は別にあつたかどうかは私覚えていないですけれども、普通は寮父母というのはそこに毎日暮らしているお子さんがいて、その子たち

の御飯の用意をしてあげてというようなイメージなんですけれども、今の話を聞いていると、それはもちろん休日があるのは当たり前ですけれども、何か家が近いんだったら必要なときだけ通って来ることだってできるんじゃないかなんてイメージは持ちました。

本当にここが宿泊体験館というふうに銘打って不登校の子が174人いて、ここへ来て復帰した子が何人かというような話を聞いていると、このままこれを、2,500万のお金でもう少しやり方を考えてもいいんじゃないかなというふうに、これは私の感想ですが。

すみません、それ以上ちょっと言葉がうまく出ませんので、ここでやめておきます。

○齊藤委員長 課長。

○小泉学校教育課長 寮父母に関して補足ですけれども、やはり食事に関してはこの2人がつくりまして、それを食べるのも子どもたちと一緒に。学校の給食と同じように一緒に食べることも別の指導の一環であるということですので、子どもたちがいるときは当然一緒に食べております。

以上であります。

○齊藤委員長 今ちょっと質疑を山本委員から出ているときの数字と、あと、メープルで行われている実態が多分私たち全員が理解これできておりません。

365日中の運営の日付、偏る日もあればやらない日もあると。そういった中での検証がこれだとできませんので、数字に関しては、今回これで結局決算審議は進んでいってしまうんですが、各年というよりは毎年委員が多分このメープルの施設に関しましてはいろいろなご質疑をなさっていると思います。

学校教育課はもちろん効果をたくさん言ってくれるので、我々も安心をしていた中で、先ほどの

説明に関しましては、僕らはどちらかというに適応指導教室が対応できなかった子がメープルに行くという解釈をしておったんですが、今は学校の中の判断で、多種多様な生きざまがある中の選択肢の一つに変わりつつあった。

今、数字を見てみると56%の利用者しかいない中でかかる経費が大体固定なんですよね。

となると、先ほど山本委員が言ったとおり、寮父母であったりそのかかわる人たちが常駐している可能性が必要であるのかどうかというところは、これは委員としては必ず追及しなければいけない、お金を使うものだからということなので、そういった意味でいくと、子どもたちの費用対効果とは外れた議論がどうしても必要になってくると思うんです。

今回、この数字的な面は今後この委員会がまだ続く中で、資料の提供としてより詳細なものをいただきたいと思いますのですが、可能でしょうか。

○小泉学校教育課長 それではこちらで資料を作成しまして、提供できるようにしたいと思います。

○齊藤委員長 わかりました。

では、この宿泊体験館も含めた中で、何かございますか。大丈夫ですかね。

同じところでいいですか。

高久委員。

○高久委員 今、話を聞いていて、こういう施設で学校復帰を目指さない施設というのもあるんですよね。栃木県内でそういうことをやっている自治体もあります。

そういう中で、私らが一番心配するのは、夏休みが終わって初めての登校日。日本で一番子どもが自殺する日とこういうふうにニュースとかそういうのでは表現されています。那須塩原市の夏休みが終わった最初の登校日、休まれる子どもというのはどのぐらいいるか把握しているんでしょう

か。

○齊藤委員長 課長。

○小泉学校教育課長 具体的に何人というものはここでは申し上げることはできませんけれども、おっしゃるとおり、夏休み明けの初日、ここはとても重要な日であるというふうに捉えてはおります。

我々としては校長会、教頭会等におきまして、夏休み明け初日については、入学する日とそれから新たに学年が上がった最初の日とかそういったときと同じような対応をしてほしいと。

つまり、夏休み明けに学校に来ない可能性の高い子に関しては、夏休み中から当然何らかのアプローチをして、子どもたちの様子を把握したり、多いのは宿題が終わらずに休むという子が非常に多いんです。ですから、その辺についても宿題の進み具合を確認しながら、例えば終わっていないところがあるんだという場合には、始まってからでもいいから終わらせばいいよということで投げかけたりとか、甘い指導をするということではありませんけれども、ここはその子に応じた指導というのも大切な思いながら指導はしているところです。

夏休み明け、その夏休みに入る前の不登校生徒の数と比較して極端に多くなるということはありません。多少前後すると思いますけれども、ただ、むしろ新たに宿題忘れ等によって来られない子というのは何人か出てきているのは事実と思われますけれども、今のような対応は各学校とっております。

○齊藤委員長 それでは、そのほか質疑がある方いらっしゃいますか。

田村委員。

○田村委員 307ページの下段の小学校保健費、これ中学校も一緒なんですけれども、ここには先生に対する健康診断とかストレスチェックとか含ま

れていますが、いわゆる本市において小学校、中学校の先生がいわゆる精神的な原因で休職している人というのは現在何人ぐらいいるのでしょうか。

○齊藤委員長 課長。

○小泉学校教育課長 精神的な面というふうに限定しますと、複数名おります。

ただ、多くはありません。

○齊藤委員長 そのほかございますか。

相馬委員。

○相馬委員 そのほか316ページの中学生の海外交流事業でございます。

この決算についてはどうのこうのということではございませんが、以前からちょっと気になっていたのですが、ホームステイで受け入れる人の生徒数といわゆる引率者が今回のあれでは17人で引率が2名。

何年前か1名というときがありました。相手方の国のやり方というか、こういったあれにしては1名で生徒を十七、八人を連れてきて、考え方でしょけれども、子どもたちに自主性を持たせるのかなと僕は受けとったんですけども、この海外交流事業として。

しかし、那須塩原市の場合は、33名で引率者7名になっている。そのときも思ったのですが、どうしても那須塩原市の引率者が多いというのはちょっと疑問に思いました。

この海外事業費として943万あるわけですが、もし、この辺を含めて例えば33人だったら引率者4人か5人ぐらいに抑えれば、その辺も予算的にももう少し浮くのかなという気がしますが、その辺の考え方でちょっとお答えをお願いします。

○齊藤委員長 課長。

○小泉学校教育課長 まず、向こうの学校がどういう考え方かというのはわかりませんが、ただ、明らかに違いとしましては、向こうは一つの学校の

いつもわかっている子どもたちを連れていて。ですから1人で十分、2人で十分なのかもしれません。

こちらの場合には、各学校から選抜された子どもたちが集まってくるわけですから、全く日ごろ接していない子どもたちの中にはいるわけです。そういった子どもたちを責任をもって海外まで連れていくということを考えると、四人・五人では明らかに少ないと。この人数いなければ無理であると私は考えます。

○齊藤委員長 相馬委員。

○相馬委員 確かに、派遣する生徒のそういった理由づけは今聞きましたけれども、確かに那須塩原市は各校から1名ぐらいつ来ています。

しかしこの交流事業をするまでにその生徒たちは何度か集まっているいろいろなコミュニケーションをとっているのではないかと私はちょっと判断しましたし、もう少しこの生徒たち自体も各学校において優秀な生徒を選んでくるわけですから、その辺も含めて検討する余地があるのかなと私は思っていました。今、課長のほうからこの人数が必要だからということについては、私はちょっと違和感を感じております。

以上です。

○齊藤委員長 室長。

○山本英語教育推進室長 主担当をずっとさせていただいております、ご説明させていただきたいと思えます。

おととしまでは引率者6名で、その後7名ということで現在7名の引率になっております。

これにつきましては、まずオーストリア人と日本人の考え方、引率者の業務に求められる責任というんですかね、それが本当に大きく異なりますのが、オーストリアの場合は非常に子どもたちの、何か起きても自己責任だよということで、かなり

自身に、子どもたち自身に責任が預けられています。

例えば、親のキャッシュカードを、クレジットカードをなくしたときにもそれはあなたの自己責任だから自分で何とかしなさいという感じで終わりになりますし、何か本当に課題が起きても自分で何とかしなさいというふうに自立させてしまうのですが、日本の場合ですとやはり引率者に求められる責任で非常に大きくて、三十数名の子どもたちをオーストリアに連れていきますと、本当に日本人の子どもたちはそういう外国の文化になっておりませんし危機管理が非常に甘いのです。

その子どもたちを知らない大きなまちの中で、日中から夜までずっと連れて歩くということは、引率員にとっても非常に負担が大きくて向こうについてから本当に朝から晩まで子どもたちの動向を見守りながら、一から十世話をしているという状況です。

これが、連れていっていただけだったらそこにいただけだったら、多少人数が減っても可能かもしれませんが、本当にさまざまな問題が向こうに行って子どもたちいろいろな行動をして起こしますので、そのときの対応が非常に難しくなるだろうなという感じています。

もう一点、オーストリアと非常に違うなと思いますのは、本市の場合はこの派遣事業に関しましては、事前研修会が夜の研修が、日中もあります。10回含まれています。大体7時から9時までということで、研修を行っております。

英会話、合唱、その他プレゼンテーション。その指導についても引率者で手分けをしてそれぞれ分担をして、子どもたちの指導に当たっております。

これにつきましても、ある程度質を問わなければ、子どもたちにある程度預けてしまってやらせ

るというオーストリア式に自分たちで練習しときなよと、本番になったら自分たちでやるんだよぐらいの指導であれば、人数を減らすこともできるかもしれませんが、現段階でこの事業の質、それから安全性、そういったものを保障するためには、引率者としては必要な人数ではないかなと思っています。

過去一番、私自身、ことしも行かせていただいて9回目の引率になるんですが、一番ピンチだったときは、ウィーンを出るときに、ウィーンからドイツのフランクフルト、フランクフルトから日本へという乗り継ぎ便があったんですが、ウィーンを出るときに、霧が濃くて1時間半出発が遅れたんです。ウィーンを飛んだら、フランクフルトに着いたらもう乗り継ぎ便が日本に行っちゃったんです、もう今は待ちませんので。

そうすると、ドイツの空港であるとき三十数名やはりいたと思うのですが、そこで全員で体育座りでこの後どうしていいか、何が起きるかわからないという状況の中で、あのときは6名の教師だったんですけれども、結果的にはいろいろなやり取りをする中で、ドイツのミュンヘン、それからフランスのパリ、それからイギリスのロンドンに3つに分かれて、それも名前を呼ばれたら15分後にはドアが閉まるという、どの飛行機に誰が乗るかもわからないという状況で、教員を6人を2人ずつ分けて誰がどこの空港に行くかわからない状況の中で、とにかくみんな無事で成田で会おうね、でもお互い何時に着くかも、どの子がどこに着くかもわからないということがあったんですが、そのときにやはり単独で、特に初めて引率される方がほとんどです、単独でそういう問題が生じたときに多数の子どもたちを連れていくというのは、非常に困難だろうなというふうには感じています。

説明にはなっていないかもしれませんが、担当

としては、必要な人数かなと感じています。

○齊藤委員長 山本委員。

○山本委員 今、山本先生の話聞いて改めて思ったんですが、そこまでの、今の事件はめったにないことかもしれないんですが、行きたい方がみんな行けるわけではない事業、私はとてもいいものだというふうにずっと思っていたんですけども、オーストリアのほうがいいとか日本のやり方がいいとかというものではなくて、1,000万円からのお金を使って、行く子たちに対しても自費が10万円ぐらいでしたね、10万円だけいただいて、それだけのリスクを持って引率が7人いないといけないというようなやり方の事業とは、どうなんだろうなと今改めて、これは感想です、思ったんですけども、何かやり方を変えてというようなことは考えないのですか。

つまり、1,000万円をかけてずっと今までやってきているわけで、行った子にとっては、そういう経験はとてもいい経験だと思います。至れり尽くせりの本当に宿泊の事前研修からやって、仲よくなって行って帰ってきた子どもたちの本当に報告を聞くと、いや、すばらしいなと思って、私はだからこれは続けていくべきだとずっと思っていたんですが、今の相馬委員のような考えは全く持っていなかったんですが、改めて聞いて思うと確かにたくさんの方がついて行って、そのフォローをして、なんかこうお膳立てをしていく中で行っているというようなことに対して1,000万円を出すということに出しているわけですね。限られた子にということは、何でしょうね、それこそ費用対効果じゃないんですが、どうなのかなと思ったのね。ちょっとお聞きしたいと思います。決算なので。

○齊藤委員長 課長。

○小泉学校教育課長 おっしゃるとおりかなと思

ます。

我々としなくても、これがもう全てで変えるつもりが全くないということではもちろんございません。

引率人数に関しても、今後の中でいろいろな意見をいただきながら、我々としても、確かに7人ってどうなのかという見方をそんなにすることがなかったんで、これを機会にちょっともう一度見直していくことも必要なと思いますし、それから、活動、事業のあり方についても、やはり検討は加えることは必要なかなと思っておりまして、今後の中でさらにご意見等をいただければありがたいかなと思います。

○齊藤委員長 山本委員。

○山本委員 これは意見になります。

本当に今聞いていて思ったんですけども、引率されるという方が初めての方もいらっしゃるのか、その先生方いろんな方がいらっしゃるんで、それも大変なんだとは思いますが。

ぜひ、引率の方のお仕事が本当に生徒の世話がそんなに多いのであれば、毎年同じ方が何人か、英語もよくできて、それから海外でのその何ていうんですかね、その交渉もできてという方、いらっしゃると思う。山本先生みたいにね。いらっしゃると思うのね。そういう方が何人かおつきになって行くというようなことも考えていいのではないかなというふうに、それは私の意見です。

以上です。

○齊藤委員長 それでは、そのほか質疑ある方いらっしゃいますか。

[発言する人なし]

○齊藤委員長 じゃ、ないようですので、討議すべき点はございますか。

山本委員。

○山本委員 先ほどのやはりメープルの部分ともう

一つの相談の部分について、皆さんの意見を聞きたいです。

○齊藤委員長 それでは、ここで討議の申し出がありましたので、暫時休憩といたします。

執行部の退席を求めます。

なお、討議終了後、再度入室いただきますので、第3委員会室で待機のほうをお願いいたします。

休憩 午後 2時10分

再開 午後 2時45分

○齊藤委員長 それでは、休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

ほかに質疑はございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○齊藤委員長 ないようですので、質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

山本委員。

○山本委員 それでは、この学校教育課の決算審査についてでございますが、決算全体については賛成をしたいと思います。これで通すことに対しては異議がございません。

ただし、宿泊体験館の管理運営費とそれと前の教育相談費につきましては、どちらも不登校の対策ということで、やり方は違いますが、施策としてやっているところでございますので、特に宿泊体験館メープルにつきましては、これができた当初と時代の背景も違いますし、子どもたちも現状も少し変わってきておりますので、ぜひ今やっというらっしゃるこの管理運営につきましては、

再考していただきまして、より児童生徒にとってよいものになるような管理運営の仕方を考えていただくということをつけ加えて、決算は認定したいと思います。

○齊藤委員長 そのほか討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○齊藤委員長 ないようですので、討論を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 異議がないものと認め、討論を終了し、これより採決いたします。

認定第1号 平成30年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 異議がないものと認めます。

よって、認定第1号については、原案のとおり認定すべきものと決しました。

学校教育課所管の審査事項は以上となります。

その他として、委員の皆様から何かございますか。

田村委員。

○田村委員 (全国学力テストについて。)

わかりました。

○齊藤委員長 ありがとうございます。

そのほかございますか。

僕、一個いいですか。

○齊藤委員長 (就学援助費について。)

そのほかございますか。

〔発言する人なし〕

○齊藤委員長 なければ、学校教育課のほうからは何かございますか。

○小泉学校教育課長 特にございません。

○齊藤委員長 ないようですので、以上で学校教育課の審査を終了といたします。

お疲れさまでした。

ここで執行部入れかえのため暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時51分

再開 午後 2時55分

○齊藤委員長 それでは、休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

◇

◎生涯学習課の審査

○齊藤委員長 ただいまから生涯学習課の審査に入ります。

担当課の皆さん、お疲れさまです。

生涯学習課については、福祉教育常任委員会に対する付託案件がございませんので、予算常任委員会第二分科会に切りかえ審査を行います。

◇

◎議案第65号の説明、質疑、討

論、採決

○齊藤委員長 それでは、議案第65号 令和元年度那須塩原市一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いいたします。

課長。

○粟野生涯学習課長（議案第65号について説明。）

○齊藤委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

副委員長。

○中里副委員長 説明ありがとうございます。

先ほど説明いただきました、ページが15ページの文化財保護費、華族農場の図録の、展示図録というんですか、4市町で販売するという事なんですけれども、何冊ぐらいつくる予定なんですか。

〔「1,000冊って言っていました」と言う人あり〕

○中里副委員長 失礼しました。聞き逃してしまい、すみません。失礼しました。聞き逃しました。

販売ってどこで販売するんですか、これ。

○齊藤委員長 課長。

○粟野生涯学習課長 現在は、那須野が原博物館で販売しておりまして、5月で完売という状況、それを受けてなんですが、市内としては那須野が原博物館の1件ですが、あと青木的那須別邸、こちら展示しておりますので。

そのほか、各市町に資料館というのがございますので、そちらに置いていただいてPRをしながら販売していただきたいということで今、やっております。

○中里副委員長 了解しました。

○齊藤委員長 そのほかございますか。

益子委員。

○益子委員 副委員長ともかぶるんですが、先ほどの文化財保護費のほうで1,000冊を増部して、4市町の連携ということでお話ありましたが、先ほど副委員長のほうからもちよとお話あって、それぞれの場所で販売するというのは伺ったんですが、例えば今回1,000冊増部して、もしまた今回、増部した分がまた売り切れとなったら、その後の対応というのはどのようなお考えでしょうか。

○齊藤委員長 課長。

○粟野生涯学習課長 需要があれば継続して増す刷りしていく、具体的にはこの本でございます。

1,500円で販売しまして、なくなれば、需要が多ければ増刷していく計画です。

○齊藤委員長 益子委員。

○益子委員 そうしますと、増刷も考えているということで、連携した部分で4市町のほうで、例えば那須塩原市以外で販売用のを置いていただいているというお考えということだったんですが、そちらのほうも状況に応じて増刷も考えているということでしょうか。

○齊藤委員長 課長。

○栗野生涯学習課長 これは那須塩原市の独自の企画展のためにつくったもので、本市独自の資料でございます。

ですので、これをぜひいろんな地域で売ってくださという活動はないんですが、仮に逆に、大田原市、那須町、矢板市、それぞれがそのような要望があれば、逆に私どものほうでも販売、それぞれの市町でそういうものがあればやっていきたいと思っておりますし、そういう連携も必要なということで考えてございます。

○齊藤委員長 益子委員。

○益子委員 そうしますと、お互いが一方通行にならないで両市町のお互いの相互的、補完的な感じで文化活動をしていきたいということで理解してよろしいのでしょうか。

○齊藤委員長 課長。

○栗野生涯学習課長 そのような考えであります。

○齊藤委員長 益子委員。

○益子委員 そうしますと、この取り組み、本当にすばらしいと思っておりますので、このような方向で今後の、例えば今回、華族農場展というふうになっているんですが、こちらのほうの製本費が165万ということだったんですが、費用対効果は現段階で適正でよいものと考えていらっしゃるということでしょうか。

○齊藤委員長 課長。

○栗野生涯学習課長 申しわけございません。最初に800部、企画展に合わせてつくったという中で、半分ぐらいは関係機関に配布させていただいたところでは。

半分、それを残りの半分以上を10月にでき上がりまして、5月ぐらいには完売ということで、かなり好評だったということですので、非常に日本遺産のPRも含めて効果はあったと考えております。

そのような意味でも今回増刷して、引き続きということでは。

○益子委員 了解いたしました。ありがとうございます。

○齊藤委員長 そのほか質疑ございませんか。

〔発言する人なし〕

○齊藤委員長 討議すべき点はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○齊藤委員長 ないようですので、質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○齊藤委員長 ないようですので、討論を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 異議がないものと認め、討論を終了し、これより採決いたします。

議案第65号 令和元年度那須塩原市一般会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第65号については、原案のとおり

可決すべきものと決しました。

◇

◎認定第1号の説明、質疑、討論、
採決

○齊藤委員長 続きまして、予算常任委員会を決算審査特別委員会第二分科会に切りかえます。

それでは、認定第1号 平成30年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いいたします。

課長。

○栗野生涯学習課長 (認定第1号について説明。)

○齊藤委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

副委員長。

○中里副委員長 まず、1点だけお聞かせください。

市政報告書、347ページの図書館管理運営費の委託料についてなんですが、当初ですと読書通帳表彰記念品というものが計上されていたように思います。

決算では計上されていないんですけれども、確認なんです、表彰状をあげて、記念品をあげるというのをやめたという解釈でよろしいんですか。

○齊藤委員長 主幹。

○吉村生涯学習課主幹 読書通帳と表彰状の話なんですけれども、おとし立ち上げまして、そこでつくっている、それが残っておりましたので、なのでそれで済ませたということでございます。

○齊藤委員長 副委員長。

○中里副委員長 余っていたものを使ったという、使ってはけたという理解でよろしいんですか。

○齊藤委員長 主幹。

○吉村生涯学習課主幹 そのとおりでございます。

○中里副委員長 わかりました。了解です。

○齊藤委員長 そのほかございますか。

山本委員。

○山本委員 327ページの稲村公民館の整備事業費についてです。

陶芸棟がここに移築じゃなくて、新設をしたんですけれども、もともと移築の前は高齢者の施設として使っていたものなんですが、これが公民館に移設をされたことの使われ方なんです、これつくってでき上がってきて、30年にでき上がったので、30年には使ってはいなかったという理解でよろしいですか。31年度から使ったということの確認なんです。

○齊藤委員長 課長。

○栗野生涯学習課長 30年度に整備した部分でございますが、施設完成日が31年の3月20日ということで年度末ぐらいでした。ですので、ほぼ使う期間は短かったということです。

○齊藤委員長 山本委員。

○山本委員 これ、1,418万円という予算なんです、陶芸棟については、かなりこれをつくるに当たって時間がかかっていたんですけれども、この建物の中に、建物は新しくなったのは見てそれはわかるんですけれども、中に入れてあるものについては、今まであったものを使ったので、ここにあるこのお金は全部新築工事だけだとか、その建物を使うための建物の工事だけだという理解でよろしいですか。

○齊藤委員長 課長。

○栗野生涯学習課長 こちら事業費としては、建屋の新築が一つ、それと機械設備、あと電気を一緒にあわせて整備したというようなところでございます。

○齊藤委員長 山本委員。

○山本委員 つまり、前にあった、わかば保育園の隣にこれはあったものを壊して、ここに移設をしたというか、新築をしたんですけれども、この工事費の中には、前にあった古かった高齢者施設として使っていたものは一切持ってこないで、ここで全部新しいものになっているのかどうか確認をします。

○齊藤委員長 課長。

○栗野生涯学習課長 窯、焼き窯、そちらについては、以前から使っていたものを移築、移築といいますか、移動をしたというところでございます。

○齊藤委員長 山本委員。

○山本委員 つまり、焼き窯以外のものを全部新しくして、その窯は今まであった古いものを持ってきて使うような施設をつくったということでよろしいんですね。

○栗野生涯学習課長 はい。そういうことです。

○山本委員 了解です。

○齊藤委員長 そのほかございますか。
益子委員。

○益子委員 40ページ、一般会計歳入の部分、20款諸収入です。

3項1目貸付金返還金ということで、那須野が原開拓日本遺産活用推進協議会貸付金返還金ということで、先ほどのお話ですと年度末に返ってくるというお話だったんですが、それはどういったものかちょっと具体的に教えていただきたいんですが。

○齊藤委員長 課長。

○栗野生涯学習課長 協議会、活動費が必要なんです、国から来るお金が年度末にしか入らないということで、やはり年度初めからいろんな活動をしなくちゃならないということで、各市町からその負担分を集めるということで、それを実際に事業をやって払いながら、国のほうでのその

トータルの事業費が入ってきますので、そちらが入ってきたら、使った分をまして、入ってきた分のうちでそれぞれの各市町が負担している分を返すというようなこととなります。これが流れになります。

○齊藤委員長 益子委員。

○益子委員 そうしますと、こちらは先ほど来からあった4市町のほうの連携の部分で、とりあえず運営をする分に年度初めだちょっと国のほうからのお金が来ないので、とりあえず貸し付けたお金が年度末にその貸したお金分が戻ってくるという認識でよろしいですか。

○齊藤委員長 課長。

○栗野生涯学習課長 そのとおりでございます。

○益子委員 ありがとうございます。了解いたしました。

○齊藤委員長 そのほかございますか。
山本委員。

○山本委員 323ページと324ページにかけて、黒磯公民館の管理運営費といきいきふれあいセンターの管理運営費を分けて記載してあるんですけども、建物としては同じものだというふうに理解していますが、これの中のお金の分け方について教えてください。

○齊藤委員長 係長ですか、館長。ごめんなさい。

○広瀬黒磯公民館長 分け方についてなんです、いきいきふれあいセンターはご存じのように複合施設になっておりまして、社会福祉協議会も入っていますし、消費生活センターも入ってまして、このような形で運営してございます。

黒磯公民館は、一応地主ということで運営をしてございます。

この予算の分け方なんですけれども、黒磯公民館は、黒磯公民館事業をやるに当たっての予算をこちらのほうの黒磯公民館管理運営費ということ

で計上してございまして、いきいきふれあいセンターのほうの予算につきましては、館全体の運営費、貸し館であったり、そのようなものというところで分けているところがございます。

○齊藤委員長 山本委員。

○山本委員 確かに同じ建物の中に、フロアとしては消費生活センターがあったり、社協があったりというのはわかるんですけども、例えば、トイレを使うのは、同じフロアで分けてあるわけではありませんし、もうちょっと具体的に言うと、光熱水費はどちらも使っていますよね。そういうものの考え方です。

分ける、分けている、例えば光熱水費は全ていきふれの中に多分計上された決算だし、修繕の費用もいきふれのほうで決算をしていて、額もちょっと桁が1つ違うんですが、その辺の考え方、ほかの公民館、単独公民館だと光熱水費は自分たちのほうに入れるということになっていますが、すみません、これはどういうふうにして分けている基準があるなら教えてください。

○齊藤委員長 館長。

○広瀬黒磯公民館長 繰り返しの話にはなってしまいますけれども、例えば、厚崎公民館なども実は2つに分かれているんです。先ほど説明にございましたとおり、多目的のほうと厚崎公民館という形で、それぞれ考え方につきましては、公民館事業、これは講座をやったり、イベントをやったりということなどして、基本的にはその予算を公民館運営費のほうで計上しておりまして、管理に係る部分、繰り返しの説明になってしまいますが、管理に係る部分、管理の管理運営、そちらについては、まず条例も2つということもございまして、いきいきふれあいセンター条例もございまして、黒磯公民館のほうは公民館条例というものがありまして、2つに分けている部分のところがありま

して、管理運営につきましては、こちらで予算のほうを計上して分けているということです。

○齊藤委員長 山本委員。

○山本委員 343ページに塩原公民館があって、これが支所の中に入っていると思うんです。ここにも光熱費とかは入っていないんですね。

そういうその複合した施設とか、それから所管が違うところで持っている施設のもの考え方、先ほどのお話だと、建物を管理する修繕をするとか、光熱水費とかというのは生涯学習ではない部分、何ていうのか、公民館の事業とは離してとっているというような感じがしていたんですが、その基準があるのか、あるいはそれぞれのところで自分たちで決めているのかということをお聞きしたかったんです。最初からそうやって聞けばよかったんですが。

○齊藤委員長 課長。

○粟野生涯学習課長 まず、別な例で言いますと、塩原支所の中に塩原コミュニティセンターがありますけれども、それに多分疑問をお持ちになったケースの一つの決算で。

ですので、黒磯公民館、いきいきふれあいセンターについては、これも行政の一部門として、そこを全部統括するというような決め方でやっているもので、ハードの部分ですか、主に、施設のほうはいきいきふれあいセンターのほうも、何ていうんでしょうか、公民館のほうで管理しているという考え方です。

一方で、塩原支所については支所ですので、そちらが中心でやっているもので、そちらが中心に施設の維持管理しながら、公民館は公民館事業だけの管理をしているというような分けでございまして、理由があればケース・バイ・ケースというんでしょうか、になっていると思います。

公民館があるから全体を公民館が見るという考

え方で全てが整備されているのではなく、塩原支所の場合の塩原支所が中心の管理する部門ということで決めています。ですから、支所全体のことは支所のほうの予算で対応します。

そのようなことで、ケース・バイ・ケースということになると思います。

○齊藤委員長 山本委員。

○山本委員 ことしじゃなかったんですが、公民館を使っている人と、その一つの館内に住んでいる人と、使われている決算とで1人幾らぐらいかかっているのかなと計算をしたことがあったんです。しようと思ったことがあったんですが、農林に入っている、3つでしたか、のところの4つの決算どうまく全部足してしまうとそっちは足してしまってもいいんだと思うのね。両方に分けてね。

でも、黒磯公民館みたいにいきふれの中でやっているものでは違うところが入っているのに足してしまうと、大きくなってしまって諦めたことがあって、今回見えて、やっぱりそこら辺のところは市の予算だということであればみんな同じではあるんですけども、生涯学習の施設とその社会福祉とか、そのものが入っているところは、黒磯、いきふれについては子どもの施設も入っていますよね。

そういうところについては、余り考えなくてもいいのかもしれないですが、ちょっと気になっていたんで、何か基準、決め方、光熱水費はもうこっちで全部見るんだよ、修繕はそうなんだよみたいな基準がどこかの基礎とか、何かで決まっているなら示していただきたいなと思ってお聞きしたところですよ。

○齊藤委員長 部長。

○小泉教育部長 実は、先ほど山本委員のほうからもあったように、農林関係の補助金でつくった施設、市内4つ、これについては館の管理費、維持

管理費については、農林のほう6款、中身が公民館が入って運営しているんでソフト事業等については、10款というところでやっています。

いきふれについては、もうこれははるか以前なんですが、地域福祉センターという形のものの補助をもらったところにつくり直した建物なんですね。

それなんで社会福祉協議会とか、あと子育て相談センターとか、それに保育園があったり、消費生活センターが入ったりというところで、管理自体を黒磯公民館も向かい側にあったんで入れて全体的な管理をやるとうところはやったんですが、建物自体はその福祉センターというような位置づけで一番初めにつくったということで10款ではなかったと、それがもう何十年もたっているものですから、今も補助の関係とかもないだろうというところで10款に持ってきちゃっていると、そこでこれ行政の縦割りじゃないんですが、今までに表をつけてあったものの区分けのままになっているというところもあります。

あとは、複合施設というところもありますんで、どこに管理がいてもすぐに管理所管ができるような形で残っていると。

先ほどの塩原公民館についても、全体的には塩原庁舎というところで、庁舎で支所を管理している、その中に間借りしている、ソフト事業だけはじゃ、塩原公民館、10款というところでのそういう線引きで予算のほうは整理させてもらっているところです。

○齊藤委員長 山本委員。

○山本委員 その辺は理解しました。

先ほどの農林で補助金もらってつくったところに関しては、農林に入っている部分についても、その使っているものについては、実際は公民館で全て100%使っているというふうに考えていい

んですね。一緒だと、ただ分けているだけだと、であるなら理解をしました。

○齊藤委員長 部長。

○小泉教育部長 以前は、厚崎公民館も農林課のほうの講座等も農務畜産課でやったんですが、今は全て公民館の事業計画ということでやっていますんで、時々使ってはいるでしょうけれども、ほぼ公民館という形です。

○齊藤委員長 山本委員。

○山本委員 ここからは意見になります。

以前、大分前もそういう発言をしたことがあるんですけども、どうしても分けると生涯学習でやっているものが農林のお金に入っていく、たくさんではないんですが、ぜひもう補助金の関係が終わっていて差し支えなければ、全部こちらの生涯学習のほうの10款に持ってきて1本にしていたら、とても予算や決算見やすいですし、わかりやすいかなと思ひまして、もしその決まりの中でそれができるのであればやってほしいなというふうに思います。

以上です。

○齊藤委員長 そのほかございますか。

相馬委員。

○相馬委員 東那須野公民館の件で、駐車場整備なんですけど、そこでここに公民館費はありますか、203万400円、平米数と単価わかれば教えてください。ごめんなさい。331ページです。

[「すみません、調べて、今ちょっと手持ちがないので、すみません」と言う人あり]

○齊藤委員長 相馬委員。

○相馬委員 結構です。大体広さはわかっていますが、駐車場が整備されてきれいな駐車場になりましたことに感謝します。

○齊藤委員長 そのほかございますか。

松田委員。

○松田委員 350ページです。

ハーモニーホール整備事業費、これ修繕工事は何の修繕だったんですか。

○齊藤委員長 補佐。

○小池生涯学習課長補佐 30年度の整備事業におきましては、小ホールの調光盤の更新工事を行っております。

○松田委員 調光盤って何の。

○小池生涯学習課長補佐 調光盤です。照明をつけたり消したりするときのスイッチャーです。

○松田委員 調べる光の調光ね。

これ負担金、大田原さんも、大田原とうちだけですよね。負担金割合とあと大田原市さんどのぐらい。

○齊藤委員長 補佐。

○小池生涯学習課長補佐 大田原市と那須塩原市におきまして、負担割合につきましては、6対4となっております。ということで……。

○齊藤委員長 松田委員。

○松田委員 合計で全部で幾らですか。

1億円くらいかね。

[「1億です。1億」と言う人あり]

○松田委員 1億1,000万か。

○齊藤委員長 松田委員。

○松田委員 いいです。いいです。

1億円以上かかるとは思っていた。

去年も多分、3,000万円でしょう、29年度。28年度もそのぐらいかかっていますよね。これ毎年この3,000万、4,000万、はっきり言えば1億近く出しているわけです。修繕費にね。

これ少し考えないと、さっきの教育の3,000万とまた違うので、これはね、もともと欠陥だったといううわさもありますけれども、ちょっとこれ

毎年1億かけているわけでしょう。少しくいう、
そういう、そのような協議というような、どうな
んですか。したことがあるんでしょうか。

○齊藤委員長 補佐。

○小池生涯学習課長補佐 こちらのハーモニーホール
の整備事業につきましては、ハーモニーホール
管理検討運営委員会というのがございまして、ハ
ーモニーホール、黒磯文化会館も同じですが、使
用料をいただいて、今、地域の方に使っていた
くということでございますので、当然、施設につ
きましては、経年劣化ということがございますの
で、それについてはもう計画的に修繕をしてい
こうということで、その優先順位を決めて施設整備
の工事を何年度に入れていくというような決め方
をしております。

ハーモニーホールにつきましては、大田原市と
那須塩原市の協議において、とりあえず1億円を
目安として年間の修繕費のアップでとっていか
うということで、ここ32年度、平成34年度です
から令和4年になるんですか、はそれで今までや
ってきた経緯がございます。

また、それ以降の修繕費につきましては、やは
りこれからの財政も逼迫してまいりますので、そ
ちらのほうの修繕費のアップにつきましては、
また再度協議するというところで話は進んでい
るところでございます。

○齊藤委員長 松田委員。

○松田委員 これ今、ハーモニーホール、ちょっと
わからない、どこに載っているのか見ないとわか
らないですけども、年間使用料とその売り上げ、
大体お幾らになっているんですか。

負担金だから載ってないですね。

○齊藤委員長 課長。

○粟野生涯学習課長 市のほうの決算のほうには、
実質反映されないの、決算書類上には出てこな

いんですが、確認しておりますので、少々お待ち
ください。

○齊藤委員長 課長。

○粟野生涯学習課長 それでは、施設利用収入とい
うことになってますが、決算では2,230万4,800円
の収入ということで、決算、財団のほうの決算報告
がございまして。

今、説明いたしましたのは、施設利用料の収入
で、いろんな方が施設を借りたいよというところ
での収入でございまして、そのほか自主事業がご
ざいまして、そちらの収入、そちらが事業収入
ということになってますが、こちらが2,897万3,231
円でございます。

内容としては、自主事業と受講料とか協賛金と
か、そのほか収益事業のような中身の中での合計
が。

以上でございます。

○松田委員 わかりました。

○齊藤委員長 最初の協議をしているのか、してな
いのかというのは、特にはなかったような気がし
たんですけども、調べている間にちょっと松田
委員が言ったんですけども、大田原市さんとの
話し合いは、協議の中の計画があるからそれだけ
ということではないんですか。この令和4年まで1
億がアップという協議をしているということ
ではないんですか。

そのほかございますか。

〔発言する人なし〕

○齊藤委員長 ないようですので、討議すべき点
はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 ないようですので、質疑を終了
したいと思います、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 異議がないものと認め、質疑を終了

いたします。

討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 ないようですので、討論を終結したいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

認定第1号 平成30年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 異議がないものと認めます。

よって、認定第1号については、原案のとおり認定すべきものと決しました。

生涯学習課所管の審査事項は以上となります。

その他として、委員の皆様から何かございますか。

松田委員。

○松田委員 (日本遺産の魅力発信事業で作成したビデオについて。)

○齊藤委員長 そのほかございますか。

山本委員。

○山本委員 (駅前図書館について。)

○齊藤委員長 そのほかございますか。

〔発言する人なし〕

○齊藤委員長 なければ、生涯学習課のほうから皆さんから何かございますか。

課長。

○粟野生涯学習課長 (青少年センター所長兼務)
(狩野公民館の多目的ホールについて。)

○齊藤委員長 それでは、以上で生涯学習課の審査を終了といたします。

お疲れさまでした。

執行部入れかえのため暫時休憩といたします。

休憩 午後 4時13分

再開 午後 4時22分

○齊藤委員長 それでは、休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

◎スポーツ振興課の審査

○齊藤委員長 今からスポーツ振興課の審査に入ります。

担当課の皆さんお疲れさまです。

スポーツ振興課につきましては、福祉教育常任委員会に対する付託案件がございませんので、予算常任委員会第二分科会に切りかえ、審査を行います。

◎議案第65号の説明、質疑、討論、採決

○齊藤委員長 それでは、議案第65号 令和元年度那須塩原市一般会計補正予算(第3号)を議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いいたします。

課長。

○小高スポーツ振興課長 (議案第65号について説明。)

○齊藤委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑ございませんか。

山本委員。

○山本委員 同時期に補正を出してきたということ

なんです、床を補修するときに、ついでにというか、照明も、じゃ壁も一緒にやろうかなというふうには考えなかったんですか。

○齊藤委員長 課長。

○小高スポーツ振興課長 一つは、照明のほうと床をあわせて工事をした際に、日本スポーツ振興くじの助成が受けられるというのがわかりまして、そうであればこの機会に一緒にやりたいというところがあります。

あと、壁のほうは大変傷んでおりますので、あわせてやったほうが体育館の休館期間、使えない期間が一度で済みますので、実施をしたいというところがあります。

○齊藤委員長 山本委員。

○山本委員 床と照明を一緒にしたらいいというのがわかったのが、もう当初予算を出した後だったということですか。

○齊藤委員長 課長。

○小高スポーツ振興課長 そのとおりでございます。

○山本委員 了解しました。

○齊藤委員長 そのほかございますか。

〔発言する人なし〕

○齊藤委員長 ないようですので、討議すべき点がございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○齊藤委員長 ないようですので、質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○齊藤委員長 ないようですので、討論を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 異議がないものと認め、討論を終了し、これより採決いたします。

議案第65号 令和元年度那須塩原市一般会計補正予算（第3号）は原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第65号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、予算常任委員会を決算審査特別委員会第二分科会に切りかえます。

◇

◎認定第1号の説明、質疑、討論、

採決

○齊藤委員長 それでは、認定第1号 平成30年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いいたします。

課長。

○小高スポーツ振興課長 （認定第1号について説明。）

○齊藤委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

副委員長。

○中里副委員長 まず最初に、360ページの東京オリンピック・パラリンピック事前キャンプ地誘致事業費についてなんです、当初では報償金でオリンピック・パラリンピアン交流会奉仕謝礼金100万円が計上されていたんですが、決算では計上されていないんですが、理由をお伺いいたします。

○齊藤委員長 課長。

○小高スポーツ振興課長 当初はそれぞれオリンピック・パラリンピアンを呼んで交流会等を実施する予定でありましたが、事前キャンプ地誘致活動支援業務の中に含めて、委託料として支出しております。そのため、オリンピック・パラリンピアンについてはこの委託業者のほうに手配を頼んで、スポーツ交流大会を実施したということでございます。

○中里副委員長 了解しました。

○齊藤委員長 そのほかございますか。
眞壁委員。

○眞壁委員 362ページ的那珂川河畔公園プール管理運営事業なんですけど、これとあと塩原B&G海洋センターの管理運営事業でありますけど、利用者をちょっとお聞きします。

○齊藤委員長 課長。

○小高スポーツ振興課長 まず、361ページのほうに体育施設の利用状況ということで、利用者人数を各施設ごとに記載させていただいております。那珂川河畔公園プールにつきましては、30年度利用人数が5,291人、それから塩原B&G海洋センターのプールにつきましては、2,973人の利用というふうになっております。

○齊藤委員長 そのほかございますか。
副委員長。

○中里副委員長 364ページのにしなすの運動公園管理運営費、先ほど課長から説明していただいたとおり、プールの屋根材落下防止工事ということで、この工事をやるようになった経緯を教えてくださいたいと思います。

○齊藤委員長 課長。

○小高スポーツ振興課長 こちらなんですけど、平成30年度8月に、プールの屋根の部分、塗装片と説明を申し上げましたが、実際には屋根の半分がガラスのサッシになっております、それを支えるた

めの鉄骨部分のところに鉄骨とサッシをつなぐ金属の金具があるんですけども、その塗装がよくできていなかったためにさびが発生しましてそのさびが剥がれ落ちたということで、下にいましたプールの監視員に当たったというようなことがございました。

そのため、落下を途中で防ぐために屋根のところにネットを張って落下を防ぐような工事をしたというところでございます。

○齊藤委員長 副委員長。

○中里副委員長 塗装がさびて金具が落ちてきたという解釈ですよ。それというのは経年劣化によるものなんですか。それとも、例えば修繕して何かやったけれどもだめだったというようなことですか。

○齊藤委員長 課長。

○小高スポーツ振興課長 実際にはさびが発生しまして、さびが大きくなってそれが剥がれ落ちたという形であります。

サッシと鉄骨をつなげる部分の金属ということなので、なかなか塗装をする際にうまくできなかったというのが原因かなというふうに思っております。

○齊藤委員長 副委員長。

○中里副委員長 今はもう大丈夫なんですか。

○齊藤委員長 課長。

○小高スポーツ振興課長 今はネットを張りまして、上から落ちてくるものを防げるという形になっておりますけれども、今後抜本的な改修というか、本格的な塗装は必要かなというふうに考えております。

○齊藤委員長 そのほかございますか。
山本委員。

○山本委員 359ページの2段目のところのスポーツ団体育成事業費のところ、先ほど課長の説明

で、比較してふえた理由は、精算額がふえたとおっしゃったと思うんですが、補助金の交付の仕方を教えてください。

○齊藤委員長 課長。

○小高スポーツ振興課長 体育協会の補助金につきましては、補助金の交付要綱に基づきまして交付をしておりますけれども、体育協会のほうから補助金の請求がありまして、それに基づいてスポーツ振興課のほうで補助金を出しております。

その中で、昨年で言いますと体育協会の事業費の中で指導者育成助成費ですとかスポーツ普及助成費、それから大会開催費、審判育成技術講習会等の助成金という部分、これは体育協会の事業費になりますけれども、この辺の予算がふえてきたというところで、それに基づいてスポーツ振興課のほうに補助金の申請があったものですから、それを精査して補助金の額を決定して補助金を出しております。体育協会の事業費が平成29年度よりふえたというところで、体育協会に対する補助金のほうも若干ふえたという形でございます。

○齊藤委員長 山本委員。

○山本委員 先ほど精算額がおっしゃったと思うんです。精算額とおっしゃったので、補助金なんていうのは多分、年度にこれだけ、こういうもので使うのと申請書を書きます。

精算というのは、使った後に、実はこれだけだったんだけど、もっとふえちゃったからというふうに理解をしたんですが、そういうはずはないですよね。なので聞いたんですが。

○齊藤委員長 課長。

○小高スポーツ振興課長 補助金につきましては、年度当初に概算ということで申請をしております。最終的に年度末に精算という形で額を決定して、その年度分を補助金として支出しているということになります。

○齊藤委員長 山本委員。

○山本委員 これは市単独の補助金ですよ。

○齊藤委員長 課長。

○小高スポーツ振興課長 市のほうの単独の補助金という形になります。

○齊藤委員長 山本委員。

○山本委員 すみません、私の理解が悪いのかもしれないんですけども、市単独補助金、今年度も補助金に関してはちゃんと精査しなさい、決まりごとをつくりなさいというふうに監査委員から出ていたりするんですが、それでは、この市体育協会の運営費というんですか、事業費というか、あの補助金については、スポ振のほうでちゃんと補助金要綱をつくってそれでやっているのですか。

○齊藤委員長 課長。

○小高スポーツ振興課長 スポーツ振興課のほうで体育協会の補助金交付の要綱をつくって対応しております。

○齊藤委員長 山本委員。

○山本委員 そのやり方が、実際のところは概算で渡して、足りないときはもっとあげるよということになっているんですか。先ほどの説明だとそういうふうに聞こえてしまったんですが。

○齊藤委員長 課長。

○小高スポーツ振興課長 年度当初に概算で請求をいただいて、申請をいただいてという話をしましたけれども、体育協会につきましては、昨年度は補助金の額が余ったというか、実際には年度当初に請求した額は必要なかったということで返してもらっております。

精算というのは、足りない場合に新たに追加して出す場合と、余ったものを少なくしてもらうというような、どちらの精算方法もあるということになります。

○齊藤委員長 山本委員。

○山本委員 ということは、先ほどのご説明は、前年度、29年度の最終的な決算額に比べたら30年度の決算額がちょっとふえているということであるけれども、30年度に体育協会が欲しいと言った額よりは少なかったということなんですね。

○齊藤委員長 課長。

○小高スポーツ振興課長 そのとおりで、年度当初に請求いただいている額より、最終的には精算によって少なくなったということでございます。

○齊藤委員長 山本委員。

○山本委員 この体育協会の補助金の額、結構大きいんですけども、これは体協に加盟している34団体の方たちからそれぞれ出てきたもので、配分して配るものに積み上げるということではないですか。

○齊藤委員長 課長。

○小高スポーツ振興課長 体育協会の会員さんのほうからも会費ということで集めております。それと市のほうの補助金、それから繰越金等を歳入としまして、歳出のほうはそれぞれの団体が活動していく中で、活動の助成費等として活用したものに依じて助成するという形になっております。

○齊藤委員長 山本委員。

○山本委員 ちなみに、体育協会の事務局というのは、今でも市役所とは全く離れたところで、自分たちでやっているということではないですか。

○齊藤委員長 課長。

○小高スポーツ振興課長 今現在、体育協会の事務所につきましては、スポーツ振興課の事務所の中に体育協会の理事長と職員と、あとそこに体育協会の中にスポーツ少年団のほうも入っておりますので、スポーツ少年団の職員ということで3人が机を並べて事務をとっております。

○齊藤委員長 山本委員。

○山本委員 3人の人は市の職員ではなくて体育協

会が雇った人がたまたまスポ振の中に一緒に同居しているというような形ですか。

○齊藤委員長 課長。

○小高スポーツ振興課長 委員おっしゃるとおりでございます。

○齊藤委員長 山本委員。

○山本委員 同じところにおいて、お互いに仕事をちゃんと分けてやっているわけですか。

○齊藤委員長 課長。

○小高スポーツ振興課長 もうお互いに補助金等の関係もあるので、話なんかはしますけれども、仕事、業務としては分かれてやっているというところでございます。

○齊藤委員長 山本委員。

○山本委員 ありがとうございます。ちょっとよくわからなかったのですが、精算という言葉が引っかかりましたのでお聞きしたところです。大変実情がわかりました。ありがとうございます。

以上です。

○齊藤委員長 そのほかございますか。

松田委員。

○松田委員 同じところで、先ほどの体育協会事業費ですけども、これ先ほど言った三十何団体に配っているわけです。配った先の決算とか事業報告みたいなことは、各スポーツ団体は行われているのですか。

○齊藤委員長 課長。

○小高スポーツ振興課長 各スポーツ団体については、それぞれ決算を実施しております。内容については、体育協会のほうで報告をいただいております。

○齊藤委員長 松田委員。

○松田委員 その報告書というのは私たちは見られるのですか。

○齊藤委員長 課長。

○小高スポーツ振興課長 書類自体は体育協会のほうの書類になりますので、私のほうで今判断はできませんけれども、体育協会のほうへお話しすれば、見ることは可能なんじゃないかなというふうに思います。

○齊藤委員長 松田委員。

○松田委員 その辺なんですけれども、体育協会にうちはこれだけのお金を出して、スポーツ振興課は報告に関しては全く見ていないという認識でよろしいんですか。

○齊藤委員長 課長。

○小高スポーツ振興課長 全く見ていないということではなくて、当然総会等の資料も見ておりますし、理事会等のほうにも私も参加をしているというところがございます。

○齊藤委員長 松田委員。

○松田委員 さっき俺が言ったのは、すぐに見られない状況があるということは何かそこにあるんじゃないかということです。多分委員の皆さんもそう思っていると思います。

なので、私のほうにもいろんな、ちょっと怪しいんじゃないのかというお声がかかっている部分もあるので今聞いたんですけれども、その辺、今の話を聞きますと、やはりそうだったのかというふうな感じが見受けられました。

今後そこをどういうふうにスポーツ団体の協会とやっていくのか、もう一度再検討はしなきゃいけないんじゃないかなというふうに思っております。これはもう前々から私は思っていたんですけれども、7年間この委員会に來れなかったもので、なかなかその話できなかつたんです。以前にもいろんな問題ありましたけれども。いま一度、やはり今の話を聞きますと、この辺のものが見るのができないとか、体育協会ががっちりそこを持っていて、うちらはお金を出しているのにそのもの

が見られないという、今どきそんな話はないと思うんです。

那須塩原市の協会が特殊なのか、ほかの団体がどうなっているかわかりませんが、ほかの団体が普通に見られるということなので、今聞いた以上は、少し怪しいんじゃないかなと思いますので、その辺再検討させてください。これは必ず行っていただきたいと思います。

以上です。

○齊藤委員長 そのほかございますか。

山本委員。

○山本委員 今、松田委員のお話を聞いていて思ったんですけれども、例えば書類、それこそ情報というのは私たちが審査をする上で見せていただかないといけないことというのは真実味があると思うんです。私の入っている団体も全部、誰にでも公開しています。こんな要綱で少ないですけども。

先ほどの説明だと、34団体に全部決算書を見せてと言ったときに、見せてもらえないような雰囲気だったんですけども、それはどういうふうに理解すればいいですか。

○齊藤委員長 課長。

○小高スポーツ振興課長 出さない、見せないということはないと思います。すみません、そこまでの認識はなかったものですから。

○齊藤委員長 山本委員。

○山本委員 2,300万もの補助金で認識がないというのもちょっとあれなんですけれども、補助金申請もやっていると思いますので、私は後で見せてもらいに行きたいと思います。書類があるんだつたら出します。今回の場合はこれで別に審査を通さないとかということではないですが、ちょっとびっくりいたしました。職員がそこにいるのに、何をしているんだという感じがしたので。意見で

す。

○齊藤委員長 そのほかございますか。

討議すべき点はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 ないようですので、質疑を終了したいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 ないようですので、討論を終了したいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 異議がないものと認め、討論を終了し、これより採決いたします。

認定第1号 平成30年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定については原案のとおり認定すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 異議がないものと認めます。

よって、認定第1号については原案のとおり認定すべきものと決しました。

スポーツ振興課所管の審査事項は以上となります。

その他として委員の皆様から何かございますか。

相馬委員。

○相馬委員 (体育館のフットサル利用について。)

○齊藤委員長 そのほか。

益子委員。

○益子委員 (体育施設の指定管理について。)

○齊藤委員長 そのほかございますか。

〔発言する人なし〕

○齊藤委員長 ないようですので、スポーツ振興課のほうから何かございますか。

○小高スポーツ振興課長 特にございません。

○齊藤委員長 ないようですので、以上で、スポーツ振興課の審査を終了いたします。

お疲れさまでした。

ここで執行部入れかえのため暫時休憩いたします。

休憩 午後 5時11分

再開 午後 5時13分

○齊藤委員長 それでは、休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

—————◇—————

◎国体推進課の審査

○齊藤委員長 ただいまから国体推進課の審査に入ります。

担当課の皆さんお待たせいたしました。

国体推進課につきましては、福祉教育常任委員会、予算常任委員会に対する付託案件がありませんので、決算審査特別委員会第二分科会に切りかえ審査を行います。

—————◇—————

◎認定第1号の説明、質疑、討論、

採決

○齊藤委員長 それでは、認定第1号 平成30年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

執行部から議案の説明をお願いいたします。

課長。

○増潤国体推進課長 (認定第1号について説明。)

○齊藤委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

益子委員。

○益子委員 それでは、国民体育大会の進捗状況、準備の段階で教えていただけたらと思いますが。

○齊藤委員長 課長。

○増渕国体推進課長 まず国体そのものは今年の7月中旬に国のほうの日本スポーツ協会理事会で第77回の国体を栃木県で、令和4年10月1日から11日まで実施をするということで正式決定になりました。

それを受けまして、県のほうでも準備委員会から実行委員会ということで、全国障害者スポーツ大会、これとあわせて推進していくということで組織の改正をいたしまして、時間をあわせて8月8日に準備委員会、実行委員会あわせて総会を行いまして、体制を整えたというところでございます。

今までの準備とか今後については、会場についてはスポーツ振興課所管になりますが、テニスコートと、それからサッカー場整備のほうをさせていただいております。PRのほうにつきましては、今年度につきましては今のところ各イベントにあわせて提出、配布、それから障害者スポーツ大会、ボッチャを予定しておりますので、イベント会場のほうで簡単にできるようなスペースをいただきまして、体験というようなことでやってみたい。まずは、令和4年に国体がありますというところのアピールを中心に載せていただいているところでございます。

今後については、今年度内に実行委員会のほうの中で専門委員会を立ち上げて、各部門の計画をつくっていったって、具体的な実行とか活動を進めていくということになっております。

以上です。

○齊藤委員長 益子委員。

○益子委員 そうしますと、こちらのほう視察ということで福井国体等々、茨城の国体を視察されていると思うんですが、視察をした段階で、本市の国体のほうに取り入れるような成果というようなものがあつたのか、お聞かせ願いたいと思います。

○齊藤委員長 課長。

○増渕国体推進課長 福井視察の目的としましては、プレ大会なり本大会なりを実際にやろうとしたときに、どんな施設の配置があつて、それからどんな役員の方がいて、どんな補助員の方がいて、どんな動きをどこでされているのかというのがまずメインになりますので、基本的には国体そのものは毎年やっている事業として、引き継ぐべきところがかなり多いというふうに考えています。

本市ならではの部分でいくと、これから実際に計画を立てていく中でどんなことができるのかというのを検討していくというようなことになるかと思いますが、基本的に大会の開催に向けてベースがあるという程度で、その確認を含めてさせていただいております。

○齊藤委員長 益子委員。

○益子委員 申しわけありません。もう1点お聞かせいただきたいと思うんですが、関連なんです、国体と言いますと、やはり多くの方が訪れると思うんですが、職員の皆さんはもちろんなんです、例えば多くのボランティアですとか、スタッフなんかの養成などは恐らく小学生だったりとか中学生だったりとか高校生なんかにもお手伝い、場合によっては一般の方なんかもあると思うんですが、その辺のお考えはいかがでしょうか。

○齊藤委員長 課長。

○増渕国体推進課長 スタッフという意味で申し上げますと、大会のスタッフとして実際に競技の役員になるのか、あるいは運営の中でいろんな場所

でスタッフとしてお手伝いいただくのかということになってきますけれども、なかなか小学生、中学生が大会のスタッフという意味で、言い方は悪いですが、ちょっと難しい面もあるかなとは思っています。

ただ、市民活動とか運動という中で、例えば前の開催地とかも見ますと、花を育てて地元の地域の方には道路とかに飾っていただいて、そういったところでの携わりをいただくというようなところはありますので、少しでもそこは考えていきたいなと思っています。

○齊藤委員長 益子委員。

○益子委員 それでは、ここからちょっと意見なんですけど、せっかくこういった国体が行われますので、市民の皆さんはもちろんなんですけど、例えば子どもたちとか、主体的に自分たちで運営とかそういった行事に対して、事業に対して取り組む姿勢なんかを学ぶ上ではとても有意義なものだと考えます。そういったものも含めて、子どもたち、スポーツに対してもそうですし、あらゆる取り組みなんかは今後自分たちの人的な形成、心の面とか体的なものも含めて考えられると思いますので、ぜひその辺も考えて取り入れていただきたいと思っています。

以上です。ありがとうございます。

○齊藤委員長 それでは、討議すべき点はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 ないようですので、質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 ないようですので、討論を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 異議がないものと認め、討論を終了し、これより採決いたします。

認定第1号 平成30年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定については原案のとおり認定すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 異議がないものと認めます。

よって、認定第1号については原案のとおり認定すべきものと決しました。

国体推進課所管の審査事項は以上となります。

その他として、委員の皆様から何かございますか。

〔発言する人なし〕

○齊藤委員長 国体推進課の皆様は以上から何かございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○齊藤委員長 ないようですので、以上で国体推進課の審査を終了いたします。

これで教育部の今定例会における審査は終了となりますが、教育部全体として何かございますか。部長。

○小泉教育部長 (挨拶。)

○齊藤委員長 ぜひよろしく願いいたします。

それでは、以上で教育部の審査を終了いたします。

お疲れさまでした。

ここで執行部退席のため暫時休憩いたします。

休憩 午後 時 分

再開 午後 時 分

○齊藤委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。



◎その他

○齊藤委員長 各委員から何かございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○齊藤委員長 事務局から何かございますか。

事務局。

○伊藤書記 (事務連絡。)



◎散会の宣告

○齊藤委員長 以上で、本日の委員会を散会といたします。

お疲れさまでした。

散会 午後 5時24分

福祉教育常任委員会・予算常任委員会（第二分科会）
及び決算審査特別委員会（第二分科会）

令和元年9月19日（木曜日）午前10時00分開会

出席委員（9名）

委員 長	齊 藤 誠 之	副 委 員 長	中 里 康 寛
委 員	益 子 丈 弘	委 員	田 村 正 宏
委 員	松 田 寛 人	委 員	眞 壁 俊 郎
委 員	高 久 好 一	委 員	相 馬 義 一
委 員	山 本 はるひ		

欠席委員（なし）

紹介議員（なし）

説明のための出席者

保健福祉部長 兼 福祉事務所長	田 代 正 行	社会福祉課長	板 橋 信 行
社会福祉課長 補 佐	宇 賀 神 晶 子	社会福祉係長	磯 将 央
地域共生係長	上 野 純 宏	障害福祉係長	金 子 春 美
保 護 係 長	渡 辺 英 俊	高齢福祉課長	臼 井 孝 行
高齢福祉課長 補 佐 兼 高齢福祉係長	高 久 浩 二	介護管理係長	高 根 沢 めぐみ
介護認定係長	吉 富 真 樹 子	地域支援係長	若 目 田 治 之
国保年金課長	福 田 正 樹	国保年金課長 補 佐 兼 管 理 係 長	二ノ宮 直 美
国保年金係長	田 中 幸 子	健康増進課長 兼黒磯保健セ ンター所長兼 西那須野保健 センター所長	江 連 宣 仁
健康増進課長 補 佐 兼 健康増進係長	村 越 邦 子	保健予防係長	小 高 久 美
健康増進係 副 主 幹	根 本 カ ヨ	健康増進係 副 主 幹	金 山 富 美 恵

西那須野保健 センター所長 補佐	倉 俣 久美子	市民課長	室 井 啓 二
市民課長補佐 兼戸籍係長	戸 山 みどり	市民係長	君 島 忍

出席議会事務局職員

書 記 伊 藤 奨 理

議事日程

1. 開 会

2. 審査事項

[保健福祉部]

- ・保健福祉部長挨拶

[社会福祉課]

予算常任委員会（第二分科会）

- ・議案第65号 令和元年度那須塩原市一般会計補正予算（第3号）

決算審査特別委員会（第二分科会）

- ・認定第1号 平成30年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定について

[高齢福祉課]

予算常任委員会（第二分科会）

- ・議案第65号 令和元年度那須塩原市一般会計補正予算（第3号）
- ・議案第68号 令和元年度那須塩原市介護保険特別会計補正予算（第1号）

決算審査特別委員会（第二分科会）

- ・認定第1号 平成30年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定について
- ・認定第4号 平成30年度那須塩原市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

[国保年金課]

予算常任委員会（第二分科会）

- ・議案第65号 令和元年度那須塩原市一般会計補正予算（第3号）
- ・議案第66号 令和元年度那須塩原市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- ・議案第67号 令和元年度那須塩原市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

決算審査特別委員会（第二分科会）

- ・認定第1号 平成30年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定について
- ・認定第2号 平成30年度那須塩原市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- ・認定第3号 平成30年度那須塩原市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

[健康増進課]

予算常任委員会（第二分科会）

- ・議案第 6 5 号 令和元年度那須塩原市一般会計補正予算（第 3 号）

決算審査特別委員会（第二分科会）

- ・認定第 1 号 平成 3 0 年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定について
- ・認定第 2 号 平成 3 0 年度那須塩原市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

[市民課]

- ・議案第 7 8 号 那須塩原市印鑑条例の一部改正について

予算常任委員会（第二分科会）

- ・議案第 6 5 号 令和元年度那須塩原市一般会計補正予算（第 3 号）

決算審査特別委員会（第二分科会）

- ・認定第 1 号 平成 3 0 年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定について

3. その他

4. 閉 会

開会 午前10時00分

◎開会及び開議の宣告

○齊藤委員長 皆さん、おはようございます。

散会前に引き続き福祉教育常任委員会、予算常任委員会（第二分科会）、決算審査特別委員会（第二分科会）を再開いたします。

それでは、次第により本日の審査に入ります。



◎保健福祉部の審査

○齊藤委員長 これより保健福祉部の審査に入ります。

初めに、保健福祉部長からご挨拶をお願いいたします。

部長。

○田代保健福祉部長 （挨拶。）

○齊藤委員長 ありがとうございます。



◎社会福祉課の審査

○齊藤委員長 それでは、ただいまから社会福祉課の審査に入ります。担当課の皆さん、お疲れさまです。

社会福祉課については、福祉教育常任委員会に対する付託案件がございませんので、予算常任委員会第二分科会に切りかえ審査を行います。



◎議案第65号の説明、質疑、討

論、採決

○齊藤委員長 それでは、議案第65号 令和元年度

那須塩原市一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いします。
課長。

○板橋社会福祉課長 （議案第65号について説明。）

○齊藤委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑はございませんか。

副委員長。

○中里副委員長 説明ありがとうございます。

外構工事ということで、大体路面に沿ってやると思うんですけども、何メートルぐらい。

○齊藤委員長 課長。

○板橋社会福祉課長 まず、400号のところに接するということございまして、メーター数になると55メートルぐらいを設置するということでございます。

○中里副委員長 了解しました。

○齊藤委員長 そのほかございますか。

益子委員。

○益子委員 ご説明ありがとうございました。

そうしますと、この予算的なものは、県のほうからいただいた補償等々で賄えるというような理解でよろしいのでしょうか。

○齊藤委員長 課長。

○板橋社会福祉課長 平成30年度、土地、工作物の補償費1,622万2,000円の事業ということでございまして、そのうち今回合わせて設計込みで1,300万の予算ということでございますので、賄えるということになります。

○益子委員 了解いたしました。

○齊藤委員長 ほかに質疑はございませんか。

〔発言する人なし〕

○齊藤委員長 なければ、討議すべき点はございますか。

[発言する人なし]

○齊藤委員長 ないようですので、質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○齊藤委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

[「なし」と言う人あり]

○齊藤委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○齊藤委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

議案第65号 令和元年度那須塩原市一般会計補正予算（第3号）は原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○齊藤委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第65号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、予算常任委員会を決算審査特別委員会第二分科会に切りかえます。

—————◇—————

◎認定第1号の説明、質疑、討論、

採決

○齊藤委員長 それでは、認定第1号 平成30年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いいたします。

課長。

○板橋社会福祉課長 （認定第1号について説明。）

○齊藤委員長 説明ありがとうございました。

それでは、説明が終わりましたので、質疑を許します。

副委員長。

○中里副委員長 説明ありがとうございました。

まず、決算書の105ページ、106ページお願いします。

障害者福祉費の扶助費の不用額についてでございますが、この不用額がここ3カ年の推移を見ますと、平成28年が6,200万円の不用、平成29年が7,500万円の不用、今回は1億8,000万の不用ということで、不用額が少しずつふえているのかなというふうに思うんですが、その理由について伺えればと思います。

○齊藤委員長 課長。

○板橋社会福祉課長 こちらの障害福祉サービス費の不用額がふえているというところをご質問の内容かと思えます。

例えば、平成30年度につきましては、やはり12月補正でさせていただきまして、その中で、今までの12月補正ですから4月から、それからやっぱり10月中旬ぐらいまでの伸びを計算していくと、当初予算から見ると、なかなかこれは足りなくなってくるということで補正をさせていただいて、ただ、結果として、それが前半の伸びのところできていたところが、結果としてはそこまでいかなかったということがあって、そこが不用額となってくる。ただ、そのことについて、年度年度によってだんだんふえてきているというのは、やっぱりもともと母数といいますか、予算額、決算額の大きさなり、こういったものがあるのが1点と、それから近年、非常に近隣市町村に事業所が多く設立されている傾向がございます。その事業所の傾向というのが非常に難しく、事業所がつかれるとすぐにそこに利用者が入って、それで金額がふえていくという事情をうちとすれば、それだ

けの最大限のマックスで見込んでいかなければならないところが、なかなかそこまで入って。

そういったこともありまして、昔はそんなに事業所がふえるということもそんなになかった。ただ、最近はそのような傾向と。そういった観点から、委員ご質問のような形になってしまうということです。

以上でございます。

○齊藤委員長 副委員長。

○中里副委員長 わかりました。計画どおりに行政サービスが提供されたかを確認したいんですが、行き届かなければならないところへ行き届いていないということはないという理解でよろしいですね。

○齊藤委員長 課長。

○板橋社会福祉課長 委員おっしゃるとおり、市民のニーズについては、年々ニーズに対してこちらのほうは、ニーズに対しては満足できるような体制になっていて、行き届いています。

○中里副委員長 私は、決算の件に関しては了解しました。

○齊藤委員長 そのほか。

眞壁委員。

○眞壁委員 今の関係と近いんですけれども、市政報告書123ページの障害者福祉サービスの関係で、平成29年あたりから事業所がふえたということの説明があったんですけれども、これなぜふえているのか、その辺も。

○齊藤委員長 課長。

○板橋社会福祉課長 こちらの事業所がふえた理由ということでございますが、やはり一等最初に、部長のほうから挨拶の中でありましたように、少子高齢化で、どんどんこれが進行している。そうした中で、先ほどの私のほうの説明でも言わせていただきましたけれども、どうしても介護者自身

が高齢者になってきていて、手が回らなくなって障害者のお子さんを目に届かなくなってしまう、そういったことが1点、やはり共働きをしていかないと、なかなか今の時代難しいということ、それから先ほど私が言いました親御さんの介護と両方、ダブル。そういったことが背景にありますので、事業所なりはそういった需要、ニーズを的確に判断しておりますので、これはうちだけではなく大田原、そういったところについてもどんどんそういう事業所が、うちだけじゃなくて、やっぱりふえている、そういった傾向がございます。

○齊藤委員長 眞壁委員。

○眞壁委員 要するに、今、介護者がかなりふえているという意味なんですか。

○齊藤委員長 課長。

○板橋社会福祉課長 介護者がふえている、もっと厳密に言いますと、介護者自体が高齢化していて、前は元気だったころは頑張って、お子さんの障害をお持ちの方についても面倒を見ていられたところがあつたんですけれども、だんだん高齢化に伴って、自分自身もなかなか体もきかない、そういったことで、じゃここについて、自助でやっているところを事業所のほうにヘルパーを呼んだり、あとは日中、あと預けたり、そういったところできていて、そういったことになっています。

以上でございます。

○齊藤委員長 眞壁委員。

○眞壁委員 話ちょっと変わっちゃうんですけれども、そうすると介護保険ってありますよね。そちらとのちょっと絡みみたいなものというのは何かあるんですか。

○齊藤委員長 課長。

○板橋社会福祉課長 当然ながら、今、介護者自身が高齢化しているということになってきますと、その介護者は今は何とか頑張っているというか、でき

る範囲の中でやっているけれども、それがまた高齢化していきますと、ご自分自身が例えばもう施設に入らなければいけないとか、自分の世話もできないということになってきますので、そうなりますと、2つの問題が生じてくると思います。

1つは、高齢者福祉の観点からすれば、今まで面倒を見ていた介護者自身をいかに助けていくか、例えば高齢者自身の高齢福祉サービスを入れていく、ヘルパーさんを入れていったり、もしくは特養に入っていただくとか、グループホームに入っていただく、それが1点。

それから、そのお子さんが取り残されてしまうんですね。なので、取り残されてしまうというところがございますので、それらを視野に入れながら、今度は障害児の方につきましては、そこがやっぱりちょっと入所施設ですね、そちらのほうに入っていただく。または、いきなり施設に入らなくてもグループホームとか、そういったところを活用していただく、そういった問題が生じてくると、そういう考えでございます。

○眞壁委員 事業者に対して、いろいろ事業をやっていると思うんですけども、その辺のチェックというか、そういうものはどんな形で。

○齊藤委員長 課長。

○板橋社会福祉課長 事業者に対するチェック体制といたしましても、これも大きく2つに分かれてくるところがございます。市が管轄しているところにつきましては、いわゆるサービスを使うときには、必ず個人個人がどのようなサービス利用計画を経て使っていくかということを考えていきます。この事業所というのが市内に13カ所ほどございまして、そこに対しては市のほうが監査に入りまして、その個々のサービス利用計画に対して適正な計画を立てているかどうかということを監査させていただくというか、これがもう平成30年

度につきましては、7カ所ほどさせていただいているところがございます。これが1点。

2点目といたしまして、県のほかの実際にいろいろな各種のサービスを展開しているところについては、県のほうで実際に監査を行ってございまして、その中で適正な指導、適正な運用をしているか、こちらにつきまして監査をしていると、そういったことでございます。

○齊藤委員長 眞壁委員。

○眞壁委員 そうすると、県と市でやっているということなんですけれども、その辺の監査の内容は違うんですか。

○齊藤委員長 課長。

○板橋社会福祉課長 基本的に、監査の内容について大きく異なるということにはございません。先ほど言った市のほうが監査するものにつきましては、県から、ほとんど県がやっていたんですけども、県のほうから権限移譲で来たということがございまして、その権限移譲で来た中で、市のほうでオリジナルにこういったことをちょっとつけ加えたほうがいいんじゃないとか、そういったところはありますので、そこが全く同一かという、そういうこともない。ただ、県と市が全く別個ということはあるんですけども、特にちょっと問題があるかなということについては、連携しながら監査のほうは進めていると、そういった状況でございます。

○齊藤委員長 そのほかございますか。

副委員長。

○中里副委員長 市政報告書の同じく120ページ、中国残留邦人支援給付費の扶助費についてなんですけれども、12月の補正以後に230万円増となっているんですけども、この理由について伺います。

○齊藤委員長 課長。

○板橋社会福祉課長 中国残留邦人につきまして補正をしているというところにつきまして、こちらにつきましては……

○中里副委員長 補正以後です。12月の補正以後に3月の補正が組んでいなくて、今回決算で230万円の増になっているんです。あれですよ、去年との比較じゃないですよ。

○齊藤委員長 課長。

○板橋社会福祉課長 こちらの主な理由といたしまして、実は先ほど、中国残留邦人につきましては3世帯5人の方がいらっしゃるところでございます。その中でひとり世帯の方がもう高齢の方、70歳以上の方なんですけれども、この方が右大腿骨を骨折してしましまして、こちらの骨折により長期入院、それからその後、リハビリを兼ねて塩原温泉病院に今受け入れているそうです、ということがございまして、そういったことから追加ということでございますので。

○中里副委員長 わかりました。
以上です。

○齊藤委員長 そのほかございますか。
田村委員。

○田村委員 市政報告書118ページの2段目の行旅人援護費等ですけれども、これは実際これ何名の方が対象になっているのかを教えてください。

○齊藤委員長 係長。

○渡辺保護係長 行旅人援護費についてですが、平成30年度については18名の方が対象になっております。

○齊藤委員長 そのほかございますか。
田村委員。

○田村委員 市政報告書の162ページ、生活保護費のことですけれども、課長がおっしゃっていた73条ですけれども、これの人数が何人いるのかを教えてください。

〔「人数、福祉施設」と言う人あり〕

○田村委員 いや、県がいわゆるホームレスとか、県が負担している……

〔「何条」と言う人あり〕

○田村委員 73条。要するに、ホームレスに関しては負担するというのが3,000万円ぐらいある。
歳入の22、ナンバー24。

〔「そうですね、24ですね」と言う人あり〕

○齊藤委員長 課長。

○板橋社会福祉課長 ちょっとこちらにつきまして、内訳はないんですけれども、すぐわかるかと思えますので、後ほど。

○齊藤委員長 じゃ今聞いておいてもらって。まだ審査続きますので、ちょっと後でお願いします。

じゃ、生活保護のほうに関連した質疑をお持ちの方。

高久委員。

○高久委員 162ページ、下のほうに保護の状況、31年3月にしたときに7.7%……

○齊藤委員長 高久委員、すみません、大きくしゃべってもらっていいですか。後で書くのも聞かないですよ。なるべく前を見てしゃべってください。申しわけございません。

○高久委員 真ん中の表で、人数とか世帯としては、現在もふえ続けているという見方でいいんでしょうか。

○齊藤委員長 係長。

○渡辺保護係長 生活保護の受給の状況ということですが、こちら市政報告書のほうでご報告をさせていただいているのは、3月末時点のものですが、現在もほぼ同じで、直近の国に報告した数字で731世帯ということで、現状のまま水準を維持しているということです。

○高久委員 増減なくということですね。

○渡辺保護係長 はい。

○高久委員 わかりました。

○齊藤委員長 高久委員。

○高久委員 一番上の表の中で、比較というところで1,800万ふえているという、このふえているものの主な理由というのは。

○齊藤委員長 係長。

○渡辺保護係長 こちらふえている金額の内訳ということなのですが、ふえているのは主に医療費ですね。総額的なところでいうと、昨年度よりも若干減ってはいるんですけども、ほかの減額の幅が広いので、最終的に医療費がふえているような内容になってございます。ほか全体の世帯数自体は減っていますので、生活扶助費であるとか、教育扶助、その他の扶助については大体減ってはいるんですが、医療費だけが同一の水準を保っているというような状況でございます。

以上です。

○齊藤委員長 ここで関連した質疑がある方いらっしゃいますか。

益子委員。

○益子委員 私のほうは、市のほうの決算書になります。76ページになります。

生活保護法の78条に関してお伺いしたいんですが、先ほどの課長のほうで、とんでもないという話があったんですが、今まで生活保護というのはふえてきているというふうな認識でよろしいのでしょうか、78条に関しては、78条の返還に関してふえてきているというような印象でよろしいでしょうか。

○齊藤委員長 係長。

○渡辺保護係長 78条の返還金の最近の推移というところなのですが、平成28年度以降は年間1回、生活保護受給者の方の通帳の写しを提出を求めています。その影響から、全体の件数、金額につ

いては、78条については減少傾向にございます。

やはり、目が行き届かないところで返還金が累積して大きくなっていくという傾向がございますので、まめにその辺の収支の状況を確認しておりますので、最近の発生額としては減少傾向にあると。

○齊藤委員長 益子委員。

○益子委員 それでは、そうしますと定期的に通帳等々で見て確認しているということなのですが、悪質なケースという場合は、どのような判断基準で判断しているのでしょうか。

○齊藤委員長 係長。

○渡辺保護係長 こちら生活保護受給者の方については、生活保護法により届け出の義務というのが課されておりまして、収入があった場合には申告をする。申告をした上で、生活費のほうへ繰り入れるかどうかという判断を福祉事務所のほうでしているわけなのですが、そもそも収入を隠蔽したもしくは善意で忘れてしまった、あとは人によっては高齢により、もしくは知的な能力により、やっぱり判断能力がなくて申告をすることができなかった、そういった事情を基本的には踏まえた上で、ただし申告の義務があるということで、申告義務違反ということになりますので、申告がなかったものについては、基本的には78条を適用して、その費用については返還いただいております。

○齊藤委員長 益子委員。

○益子委員 そうしますと、悪質な場合と、うっかり失念している部分というのがあると思うんですが、そのときの対応というのはそれぞれ違うのでしょうか。

○齊藤委員長 部長。

○田代保健福祉部長 78条の悪質な判断の基準といたしましては、申告しなかった額が100万円以上で、その方が稼働年齢層で認知がない正当な判断ができるということであれば、かなり悪質という

ことで警察に告発するという基準を設けておりますが、現在のところ、まだそれにかかった方はいません。

○益子委員 了解しました。

○齊藤委員長 この項に関連しますか。

山本委員。

○山本委員 市政報告書の162、163ページなんですが、まず、毎年聞いているような気がするんですが、医療扶助が半分以上になっているという生活保護で100%出ることなんですが、これが本当に必要な医療だったかどうかというのは、全国で問題になっていると思いますが、那須塩原市の場合はどんなチェックをして、医療者の側ですよ、過剰な医療行為をしていないかというようなどころのチェックはしているんですか。

○齊藤委員長 係長。

○渡辺保護係長 生活保護の医療扶助の内容が適正かどうかというところをご質問ですが、福祉事務所には一般医療と精神医療の嘱託医を設けてございます。医療扶助が始まる前に、まずは主治医のほうへ医療意見書という意見書を徴収します。その徴収した意見書と実際にかかった医療費のレセプト、こちらをもとに嘱託医のほうへ審査をお願いしまして、適正であるかどうかの審査をいただいております。

国のほうの基準で、頻回受診、重複受診というのもございますので、そういったチェック、縦断・横断的なチェック体制については整えてございます。

○齊藤委員長 山本委員。

○山本委員 そういたしますと、毎年生活保護の方が医療費がかかるというのはわからなくはないんですけれども、つまり那須塩原市の場合は、適正な医療をしていることの結果が54%ぐらいのお金がこの中で出てくるというふうに判断していいと

いうことですね。

○齊藤委員長 課長。

○板橋社会福祉課長 委員おっしゃるとおりでございます。

○齊藤委員長 山本委員。

○山本委員 もう一つ、163ページのこの上の表なんですけれども、生活保護を受けたいみたいな相談が521件だということなんですが、その上の表を見ると、新しく開始した件数が103件で、申請が114件というふうに書いてあるんですが、これってつまり、相談は521件受けたいけれどもそのうち生活保護の申請書を出したケースが114件で、そのうちオッケーだよとなったのが103件だという理解でいいんですか。

○齊藤委員長 課長。

○板橋社会福祉課長 こちらの相談件数のところでございますけれども、これは延べ件数ということでございますので、一人の方が何回もいろいろ相談をしてきて、その中で、この場合、このケースについては私たちも相談員と相談した結果、生活保護に申請しようという形になっているということでございますので、この521件、数回にわたり相談をし、その結果、申請をするという判断に至ったということでございます。

○齊藤委員長 山本委員。

○山本委員 それでは、実人数を教えてください。相談した方が実際何人いて、そして何人の方が申請をして開始になったのかも含めて。

○齊藤委員長 課長。

○板橋社会福祉課長 実際、その相談記録というのは、全部残ってはいらるんですが、その相談記録の中で、同じ人が何回来てということの集計のところについては、実はちょっと今そこをまとめ切っていないというところがございますので、大体平均で考えますと、大体3回から4回ぐらいの相談、

同じ方が来るということがございますので、大体176ぐらいが実人数であろうと、そのような捉え方をしているところでございます。

○齊藤委員長 山本委員。

○山本委員 市のほうの統計のとり方が、そういうふうには500件ぐらいだったら、人数を数えるのはそんなに難しくないと思うんですが、そういうことをしていないということなんですけれども、やっぱり同じ人が何回も来ているから保護が開始されるということでもないんだとは思いますが、こういうものって税金がいっぱい投入されているものなので、私としては、相談件数のほかに実人数を入れていただいて、表をつくっていただいたほうがわかりやすいかなと。意見です。

○齊藤委員長 課長。

○板橋社会福祉課長 今、委員がおっしゃったことにつきましては全くそのとおりでございまして、生活保護費自体が大きな金額が、予算も決算も両方伴っている。その中で、やはり実際に相談をしてくる方、延べではわかるけれども、じゃ実際の実人数はどうだかと、その実人数のうち実際に受給につながった人数はどうなのか、そういったことのいわゆる分析も、そこらについて示していかなければならないということでございますので、今後しっかりとそこらについては実施してまいりたいと考えてございます。

○齊藤委員長 山本委員。

○山本委員 もう一つ、生活保護はケースワーカーがついて世帯に定期的に来たりしていると思うんですが、今も那須塩原市は1人が20世帯というふうになっていたと思うんですが、その辺のケースワーカーの数が足りているのか、その辺教えてください。

○齊藤委員長 係長。

○渡辺保護係長 今現在730世帯ほどございまして、

ケースワーカーは9名在籍しております。若干ですが、1人増員するまでの件数ではないということで、国が示す基準についてはぎりぎり満たしているのではないかなと考えています。

○齊藤委員長 山本委員。

○山本委員 何も全て国の基準でやらなくてもいいような気がするんですが、実際のところ80世帯を持つということが、つまり労働ということからいうと、7時間何がし労働で足りているんですか。

○齊藤委員長 係長。

○渡辺保護係長 生活保護のケースワークについては、いつ何がどんな問題が巻き起こるかわからないということと、あと時間帯も曜日も関係なく生活が流れている以上、いろんな事象が生じています。毎月生活費の支給もしなければならぬということになりますので、時間外労働については、総務のほうからもお叱りを受けているところではありますが、累積はしてきておりますが、ピークの時期が恐らく数年前になると思うんですが、そちらからすると、時間外勤務については年平均では減少はしております。

○齊藤委員長 山本委員。

○山本委員 要望というか意見なんですけれども、やっぱり働き方改革ということで、国全体がそういう方向に行っている中で、国の基準が80世帯だからといって、ちょっと足りないくらいだから1人ふやすのには当たらないと、理屈はそうかもしれないけれども、仕事の内容で言えば、昼間だけではないんだと思いますので、ぜひやっぱり休憩もとらないといい仕事はできないし、先ほどの悪質な何とかというの、やっぱりそういうものを見逃すというのだからあると思うんですね。労働は厳しいです。ぜひ、そこは世帯がふえたら、やっぱり人もふやしてほしいなというふうに思います、意見です。あとは答弁はいいです。

○齊藤委員長 この項についての関連質疑はございますか。

田村委員。

○田村委員 決算書の76ページの不正受給のところですけども、不正受給による返還金は、これはあれでしょうか、時効というのはいないんですか。

○齊藤委員長 課長。

○板橋社会福祉課長 確かに時効という考え方は、これは当然ながら入っているのかなと、そのような考えは持っています。一応、担当課としての基本的な考え方でございますけれども、一応こういった、先ほど悪質なとか、そういうところも言わせていただきましたが、あくまでもこれ公金、多額の返還金というのは支出されているということ、こちらが1点。それから、そちらがあった場合に、不正の受給というものを安易に追認してしまうということにつきましては、ちょっと担当課としては、これはまずいと、そういう考え方を持っていますので、粘り強くこちらの返還事務を継続していきたいと、そういった考え方、これが歴代ずっと続いてきているところでございます。

ただ、確かに、決算監査で今回、前年比約1.6%ですか、増加した。結局金額でいうと、130何がしが収入未済もふえているというところもでございます。先ほど言った時効というところの観点につきましては、大まかなところについて今、数字のほうは持ってはございますが、ただそちらについて、個々のケースによって、ちょっと税のようにぴたぴたというわけにはいかないものですから、そこについてちょっと今精査をさせていただいているというような状況でございます。

○齊藤委員長 時効はあるのかないのかと聞いたんですけれども。

課長。

○板橋社会福祉課長 実際に、時効という観点から

すれば、時効というものがないのかと言えば、時効というものもございます。

○齊藤委員長 設けているものと設けていないものがあると。出どころが公金だからということですか。

田村委員。

○田村委員 決算上の処理として仮に時効になった場合はどういう処理をするのか。

○齊藤委員長 課長。

○板橋社会福祉課長 具体的に基本的な考え方は、先ほどうちの担当課としての考え方は述べさせていただきました。具体的に、やはりそういった時効ということも実際にはあるということでありますので、こちらにつきましては、そういったほう、マニュアル等に従いながら気持ちとしてはやむを得ず欠損も、これから視野に入れて処理をしていく、そういったことについては考えていかなければならない、そういうようなところでございます。

具体的に、その方法論についてもそういった形で、実際に生活保護を受給している方については、納付指導はするということは当然のことでございますけれども、保護開始になった方について、これは改めて資力があるかどうかも含めて調査をして、亡くなっている方については改めて戸籍調査をしていく必要性も出てくると、そして相続人も特定して、相続放棄がされていないかどうかも確認をして、そしてされていなければ納付指導を行っていく。

ただ、相続人が存在しない、そして資力がない、そういった確認がされた場合については、そういった欠損を時効とともに、時効とはまた別の観点にはなりますけれども、そういったことも時効であったり、さっき言った、今私が言ったことについてなり、そういうことも含めて、ちょっと今回の決算監査の指摘を受けた中も踏まえた中で適正

に処理を行っていききたいと、そのように考えてございます。

○齊藤委員長 係長。

○渡辺保護係長 30年度については、やっぱり時効が確認されて欠損すべきというものについては確認されていないので、今回はゼロということで計上させていただいていますが、時効の中断がやはり任意の時期に発生していますので、現時点でいうと時効になってしまっている可能性の高い債権についてはございますので、年度内に明らかにした上で適切に対応したいと考えております。

○齊藤委員長 基本的に欠損って5年とかといっているものに該当していないんですか、これはそうすると。
係長。

○渡辺保護係長 今時点で明らかに時効だと確認されたもので、30年度のものについてはございません。

○齊藤委員長 25年からそこまではないということですか。

○渡辺保護係長 はい。時効の中断がありまして延びてきているところなので、30年度末の段階で明らかに時効になっているなというものは確認されております。

○齊藤委員長 じゃ、この項に関してはありますか。
〔発言する人なし〕

○齊藤委員長 質疑ないですね。
じゃ、それ以外で。
係長。

○渡辺保護係長 先ほど、県費負担のケースについて実人数のご質問ありましたのでお答えいたします。
平成30年度の実人数については64名です。

○齊藤委員長 73条の人数でいいんですよね、64名ね。

それでは、それ以外の質疑がある方いらっしゃいますか。

山本委員。

○山本委員 戻ってしまうんですが、さっき関連と言われなかったの。

○齊藤委員長 すみません。

○山本委員 市政報告書123ページの障害者福祉のことなんですけど、先ほどいろいろ説明をさせていただいたんですが、この福祉費が年々ふえているというのは結果としてわかるんですが、でも事業所がふえていて、それを利用する人がふえていて、だから支払っているお金がふえるということだと思うんですが、先ほどお子さんの話、保護者が高齢化して、家族が高齢化しているという言い方をしていらっしゃったんですけども、その「お子さんが」というのは、つまり18歳未満の子どもということではないんですよね。そこを確認したかったんです。

○齊藤委員長 課長。

○板橋社会福祉課長 私の言葉がちょっと適切でなくて誤解を招いてしまったかもしれませんけれども、今、委員おっしゃったとおり……

○山本委員 家族じゃないの。

○板橋社会福祉課長 家族の中の構成の中での具体的な話をさせていただいたという。

○齊藤委員長 山本委員。

○山本委員 那須塩原市は11万6,000人ぐらいの人口の中で、いわゆる障害者福祉のサービスを受けている実人数の方がどのくらいいらっしゃるのか教えてください。結構、足し方がよくわからないので。どのサービスを足せばいいのかというのがわからないので。

○齊藤委員長 係長。

○金子障害福祉係長 それぞれサービスごとの実績の人数というのがこちらは出ているものなんです

けれども、全てのサービスを使うときに障害者の相談支援の計画、サービス利用計画というものを今つくることになっていて、利用者が今全てその計画をつくっていただいています。

その計画の中に、表でいうと、上に介護給付費があって、今年度給付費がありまして、その下の2番目に障害者相談支援サービス利用計画というのがありますけれども、その利用人数が729名というふうになっております。これが実際にそのサービスを利用している人の合計人数というふうになってございます。これが20歳以上の大人の方の合計、それから児童ですね、お子さん、二十未満のお子さんにつきましては、その下の欄に今度、障害児通所支援費という部分がありまして、その中にも下から2番目に、障害児に行う支援のサービス利用計画というのがありますけれども、こちらの受給者数が301となっておりますので、事業に関しては301人が利用しているというふうになります。

○齊藤委員長 山本委員。

○山本委員 ということだと、これは1,030名というふうにいいんですね、市内全部で。

○齊藤委員長 課長。

○板橋社会福祉課長 おっしゃるとおり合計して、者・児、合わせて1,030人ということが実人数ということになります。

○齊藤委員長 山本委員。

○山本委員 勉強不足で申しわけないんですけども、障害者福祉サービスというのは精神障害者の福祉サービスということでもいいんですか。それとも体のほうもここにまじっているということですか。

○齊藤委員長 係長。

○金子障害福祉係長 これは全ての障害者が対象になります。身体障害者も知的障害者も精神障害者

も含まれております。

○齊藤委員長 山本委員。

○山本委員 その精神的な障害者と、つまり身体的な障害者と、もしかしたら両方の方もいらっしゃるのかもしれないんですが、そのざっくりした1,030人の中がどうなのかということはおわかりですか。

○齊藤委員長 係長。

○金子障害福祉係長 その統計はちょっとこの中ではとってはいませんで、資料としては出ていないです。

○齊藤委員長 山本委員。

○山本委員 そうすると、この事業内訳のサービスの中身というのは、精神障害だろうが身体的障害だろうが関係なく必要だというふうに思われるものを使えると、これ全ての人に当てはまるものだという理解でよろしいですか。

○齊藤委員長 係長。

○金子障害福祉係長 そのとおりです。種類と申しますか、サービスの種類によっては、例えばなんですが、介護給付費の同行援護というのは視覚障害者が外出したときに同行するための支援になりまして、それは障害がもちろん限定されるかと思いますが、例えば居宅介護、訪問介護と言われていたもののサービスに関しては、一応、体の障害がある方はもちろんですが、精神障害があっても家事がうまくできないという方に対する支援を行っておりますので、どの障害でなければ使えないというのは、そのほかに関してはほぼございません。

○齊藤委員長 山本委員。

○山本委員 去年だったか、おととしだったか、京都で、障害者向けの放課後デイ・サービスの施設を見たことがあるの、子どもたちの。すごくそこがふえていて、どんどんそれを利用する人がふえているということだったんですが、那須塩原市の

子どもの部分、20歳以下の部分の児童発達支援と、多分放課後等デイ・サービスが、これのサービス利用者がちょっとふえているところがあると思うんですが、これは那須塩原市の場合は、これ精神的なものだけではないんですか、ふえている理由は。

○齊藤委員長 課長。

○板橋社会福祉課長 児童発達支援、それから放課後等デイ・サービスですか、実際にまだ幼少期ということもございますけれども、主には、やはり発達障害の方なり、疑われる方なり、そういった方が日常生活において普通の方と同じように、うまく円滑にコミュニケーションとったりとか、そういったことができるようなサービスということでございまして、そういうことから考えますと、やはりそういう方が大半を占めているというふうな認識は持っております。

○齊藤委員長 山本委員。

○山本委員 子どもたちの学校に行っている様子を見ると、そういう発達の障害の方が多くなっているので、こういうところがふえていくのかなと思うんですが、先ほど事業所がふえているというのは、子どもの部分じゃなくて20歳以上の大人の方たちの利用者がふえているということではないですか。

○齊藤委員長 課長。

○板橋社会福祉課長 事業所がふえている傾向としまして、やはり大人の方というよりも子ども、いわゆる児のほうの事業所が圧倒的にふえています。言ってみれば、例えば平成30年度比は放課後等デイ・サービス事業所につきましては3カ所ふえているということがございます。実は、この放課後等デイ・サービスということにつきましてふえているということであると、やっぱりそれだけそこに事業所ができたということに伴って、先ほ

ど言ったように、どんどん利用者がばっと入ってくるということは、先ほど私のほうで一等最初に説明させていただいた問題、やっぱり親御さんも共働きはしなければいけないけれども、きちんと子育てはある意味手間がかかるところをケアしていく事業所はどうしても必要であると、そういったところは、これは今後もこの傾向は続くと、そのように考えています。

○齊藤委員長 山本委員。

○山本委員 いろいろお聞きして何となく状態はわかっていたんですが、この事業所というのは全て私の事業所ですか。

○齊藤委員長 課長。

○板橋社会福祉課長 こちらについては、全て私の事業所でございます。

○齊藤委員長 山本委員。

○山本委員 そうなんだろうと思うんですが、そういう事業所については、そうすると必要な人がいるから、やりたいという人に関しては許可とかではなくて、会社をつくるのと同じように、じゃやろうかな、オッケー、やろうかな、オッケーというふうになるんですか。

○齊藤委員長 課長。

○板橋社会福祉課長 一応、こちらのところについては認可が必要ということになりまして、について県のほうが認可権を握ってございまして、申請をして、その申請をした中、例えばやりたい、そして県のほうで、審査をして、その基準、要件はいろいろあるんですけども、それをクリアしてということで、改めて、設置認可します、これで事業所が開けると、そういった形になります。

○齊藤委員長 すみません、質疑を端的に。これだと事情聴取になっているので申しわけございませんけれども。

山本委員。

○山本委員 じゃ、デイ・サービスは、今実際、幾つあるんですか、子どもの。

○齊藤委員長 課長。

○板橋社会福祉課長 今現在で15カ所でございます。

○齊藤委員長 山本委員。

○山本委員 先ほど、じゃ私の聞き違いかもしれないですが、事業所が全部で13カ所と言ったのは、13カ所ふえているということですか。全体の説明のときに私の聞き違いかもしれない。事業所がふえている、それで利用者がふえているとおっしゃったような気がしたんですけれども、改めてどのぐらい事業所があるんですか。

○齊藤委員長 課長。

○板橋社会福祉課長 今現在ある事業所、これは13ということ、高齢の事業所が13カ所という形で、3カ所ふえたというか、13だったですかね、だと思えますが。

○齊藤委員長 山本委員。

○山本委員 15カ所あるという子どものデイ・サービスと事業所というのは全然違うものなの。

○齊藤委員長 課長。

○板橋社会福祉課長 事業所としては全く同じものでございまして、先ほど一等最初に説明のときに話して、その後のところだと思うんですが、ふえたというところに言ったのは、平成30年度になって、そのときに放課後等デイ・サービス事業所というのが3カ所ふえましたという話がありまして、その結果、今は15カ所、ですから平成29については12カ所、そういうことでございます。

○齊藤委員長 山本委員。

○山本委員 お子さんのことはわかりました。ともかく今15カ所だということで、そうすると20歳以上の人たちの事業所というのもあると思うんですが、それは幾つあるんですか。

○齊藤委員長 課長。

○板橋社会福祉課長 事業所につきまして、全体の事業所ですね、ちょっと今これを引き算していかないというか、ちょっと今すぐにとれないので。

○齊藤委員長 15事業所の中に入っているということ、いいんですか、引き算ということは。

○板橋社会福祉課長 今、委員が聞いたのは、事業所全部、ほかのサービスも含めて全部ということでしょうか。

○山本委員 いいですか、つまり障害者福祉サービスの話をしているので、障害者福祉サービスがだんだん家族の高齢化によって施設を使う人がふえているというお話だったので、それじゃ市内に、そういうサービスをしている事業所は幾つあるのかということを知りたかったんです。それで、子どもさんには15カ所だということで、それでは大人の障害を持っている方は幾つなのかなというお話なんです。足し算してください。

○齊藤委員長 課長。

○板橋社会福祉課長 そうすると、市内全部の事業所ということになりますので、しばし足し算のお時間をいただきます。

○齊藤委員長 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時36分

再開 午前11時39分

○齊藤委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

係長。

○金子障害福祉係長 すみません、市内の事業所なんですけれども、一応すみません、1つの法人で幾つもの種類のサービスをやっている事業所がありまして、今これ持っている数字はサービスの種

類ごとの事業所数なものですから、例えば1カ所で3つの生活介護と就労支援事業所を持っている場合はちょっと重複してしまうんですけども、それをちょっと重複して、延べで数えてしまますと、児童を除いた障害福祉サービス事業所は、62プラス児童のほうの支援が23カ所になります。それから、計画相談支援ということで、先ほど市のほうの計画をつくる事業者については17カ所ということになっています。全部合計しますと、1002。延べになってしまいます。

○齊藤委員長 山本委員。

○山本委員 わかりました。つまり1,000人の方がこういう利用をするのに、どのくらいあればいいのかがちよっとわからなかったのでお聞きしたところです。その辺は足りているんだろうなということと理解をしますが。

ここからは要望なんですけど、数字に関しては、もう少しわかりやすい表を出していただければ。全体で施設は20なんだよと、延べだとかうだみに書いていただければわかりやすいかなと。後でそれいただいていい。事業所の名前が書いてあるのってありますよね。それください。

すみません、以上です。

○齊藤委員長 そのほか質疑ございますか。

〔発言する人なし〕

○齊藤委員長 討議すべき点はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 ないようですので、質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 ないようですので、討論を終了した

いと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 異議がないものと認め、討論を終了し、これより採決いたします。

認定第1号 平成30年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定については原案のとおり認定すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 異議がないものと認めます。

よって、認定第1号については原案のとおり認定すべきものと決しました。

社会福祉課所管の審査事項は以上となります。

その他として委員の皆様から何かございますか。

〔発言する人なし〕

○齊藤委員長 社会福祉課からは何かございますか。

〔「特にございません」と言う人あり〕

○齊藤委員長 ないようですので、以上で社会福祉課の審査を終了いたします。

お疲れさまでした。

ここで執行部入れかえのため暫時休憩いたします。

休憩 午前11時41分

再開 午前11時48分

○齊藤委員長 それでは、休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

◇

◎高齢福祉課の審査

○齊藤委員長 ただいまから高齢福祉課の審査に入ります。

担当課の皆さん、お疲れさまです。

高齢福祉課については、福祉教育常任委員会に対する付託案件がありませんので、予算常任委員会第二分科会に切りかえ審査を行います。

◇

◎議案第65号の説明、質疑、討論、採決

○齊藤委員長 それでは、議案第65号 令和元年度那須塩原市一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いいたします。

課長。

○臼井高齢福祉課長（議案第65号について説明。）

○齊藤委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 ないようですので、討議すべき点はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 ないようですので、質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

議案第65号 令和元年度那須塩原市一般会計補正予算（第3号）は原案のとおり可決すべきもの

とすることに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第65号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

◇

◎議案第68号の説明、質疑、討論、採決

○齊藤委員長 それでは、議案第68号 令和元年度那須塩原市介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いいたします。

課長。

○臼井高齢福祉課長（議案第68号について説明。）

○齊藤委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

〔「ありません」と言う人あり〕

○齊藤委員長 討議すべき点はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○齊藤委員長 ないようですので、質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○齊藤委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

議案第68号 令和元年度那須塩原市介護保険特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第68号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

委員会の途中ですが、ここで昼食のため休憩いたします。

午後1時より委員会を再開いたします。

休憩 午後 零時02分

再開 午後 1時00分

○齊藤委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

続きまして、予算常任委員会を決算審査特別委員会第二分科会に切りかえます。

—————◇—————

◎認定第1号の説明、質疑、討論、採決

○齊藤委員長 それでは、認定第1号 平成30年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いいたします。

課長。

○臼井高齢福祉課長 （認定第1号について説明。）

○齊藤委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑はございませんか。

副委員長。

○中里副委員長 説明ありがとうございます。

市政報告書の129ページの生涯現役応援体制構築事業費についてですが、報奨金4,980円ということで、これ、人数は何名だったんでしょうか、参加しているというか。

○齊藤委員長 手を挙げてください。

〔「失礼しました」と言う人あり〕

○齊藤委員長 課長。

○臼井高齢福祉課長 2名分ですね。

○齊藤委員長 副委員長。

○中里副委員長 当初予算では6万6,000円程度で見積もられているので、かなり少ないのかなというふうな印象を受けたんですけども、この参加を呼びかけるとか、そういった啓発というのはどのように行ったのかお聞かせいただけますか。

○齊藤委員長 課長。

○臼井高齢福祉課長 実際に、なかなか呼びかけても講習を受けている方がいないというのが現状でございます。現実問題としまして、市のOBの方を中心にちょっとお声がけさせていただいて講習を受けてもらったという現状でございます。

○中里副委員長 わかりました。了解しました。

○齊藤委員長 そのほかございますか。
益子委員。

○益子委員 市政報告書の129ページ、先ほどの副委員長のところの下の部分なんですけど、街中サロン支援費ということで70事業なんですけど、サロン事業、団体が1ということで、延べ人数で載っているんですけども4,900名という方で載っているんですけど、先ほどの説明ですと、「元気ほん歩」が閉店したということで、これだけの方が利用していたのに閉店してしまったとなると、この方たちの行き場のなものはどうなるのかなと思って、ちょっとお伺いしたいのですが。

○齊藤委員長 課長。

○**臼井高齢福祉課長** こちら街中サロンは3つほど昔から数えるとあったんですけども、実際に今年度はなくなって1カ所しかないということのまゝ現状でございます。

何でかといいますと、やはりちょっと固定化されているということもございまして、ほかの地方、例えば百歳体操、生きがいサロン、そういったものもやってございますので、そちらのほうに組かえていただきたいという意図がございます。需用費のほうも結構な額ですので、そういったことで閉鎖をさせてもらったという経緯がございます。

○**齊藤委員長** 益子委員。

○**益子委員** そうしますと、先ほどの説明ですと、事業的なほうを、方向を別な方向に振り分けたいと、市のほうで考えているという認識でよろしいでしょうか。

○**齊藤委員長** 課長。

○**臼井高齢福祉課長** そういうことでございます。

○**齊藤委員長** 益子委員。

○**益子委員** そうしますと、事業転換という形になると思うんですが、その方針というのは、利用者のほうにはどのような方法で周知されているのでしょうか。

○**齊藤委員長** 課長。

○**臼井高齢福祉課長** 一応補助金という形でやっていただいている、事業者のほうにお願いしていることがございます。そちらの運営者のほうとお話しのほうをもちろんさせていただきまして、早い段階から、一応なくなるということで、ほかの、先ほど言いました生きがいサロンとかのほうにちょっと周知をしていただくようにということで、実際に市から直接利用者に説明ということはないんですけども、この事業者を通して重要な周知はさせていただいたというところです。

○**齊藤委員長** 益子委員。

○**益子委員** そうしますと、市のほうは直接の話し合い等、説明はないけれども、運営者を通して利用者の方にはお声がけさせていただいているということで、声がけさせていただいた方というか利用者の方の、そうしますと、例えばなくなることに對してとか、今までの反応とかはいかがでしょうか。どのようなものを伺っているのでしょうか。

○**齊藤委員長** 課長。

○**臼井高齢福祉課長** 反応といいますか、そういったなくなったことによる苦情といいますか、困ったというような報告のほうは、私のほうではちょっと耳には入ってきておりません。

○**齊藤委員長** 益子委員。

○**益子委員** では、ここから意見なんですけど、せっかく生きがいサロンということで、高齢者の方、または利用される方、事業の転換ということで、それは了解するところなんですけど、せっかくな事業で、利用されている方がこのような人数ということで出ていると思うので、引き続き、市のほうは、利用者のほうと運営される方を通じてよりよいものを提供していただければと思いますので、よろしく願いいたします。

以上になります。

○**齊藤委員長** そのほかございますか。

山本委員。

○**山本委員** 129ページの一番下の生きがいサロンのことですが、生きがいサロンは去年もことしも60団体とふえてはいないと思うんですけども、この事業については、市としてはもっとふやしていきたいというふうなことを考えているのかどうか教えてください。

○**齊藤委員長** 課長。

○**臼井高齢福祉課長** こちらはちょっと一般質問でもございましたが、今年度62団体というふうになってございます。ですから、2団体ほどふえてい

るということなのですが、こちらのほうは、やはり大人の孤立防止とか、当然予防のほうも、そういったことで健康寿命が延びるとかそういったこともありますので、市のほうとしては多くしていきたいというような考えを持っております。

○齊藤委員長 山本委員。

○山本委員 いろいろな事情でつくりにくい地域というところもあるというふうに聞いたんですけども、この生きがいサロンというのは、地域限定で、ほかからの人が今のところいないから入るということも可能になるようにお金を出しているんですか。

○齊藤委員長 課長。

○臼井高齢福祉課長 一応、要綱のほうを定めておりまして、自治体会または老人クラブが主となってというようなことにさせていただいているんです。そういうことですので、今のご質問からしますと、余り地域外の方というのはちょっと想定していないというふうにうちのほうでは今のところ考えております。

○齊藤委員長 山本委員。

○山本委員 そうすると、この補助金の交付先は自治会に出しているんですか。

○齊藤委員長 課長。

○臼井高齢福祉課長 自治会イコールではございません。自治会が主体となって、もちろん自治会長が申請していただければ自治会長イコールということになりますけれども、例えば役員の方、また、その中でほかの普通の方がまとめ役となって申請していただければ、そういった方に交付してございます。この代表として交付されます。そういうものでございます。

○齊藤委員長 山本委員。

○山本委員 そうすると、生きがいサロンの自治会とかではできないところがあつたら、何かに団体

をつくって申請すれば可能だというふうな理解でよろしいんですか。

○齊藤委員長 課長。

○臼井高齢福祉課長 そういうことにはなりますが、自治会等々の中で、もちろん自治会等の要望書とございますか、そういったことは必要になってくるかと思えます。

○山本委員 了解です。

○齊藤委員長 そのほかございますか。
高久委員。

○高久委員 132ページです。

これのシニアセンター管理運営というところで、困難ということで指定管理になって、利用者ふえているということでよろしいでしょうか。

○齊藤委員長 課長。

○臼井高齢福祉課長 当然指定管理になってふえていることはふえております。参考までに、すみません、指定管理になってからの数字はちょっと今のところ持ち合わせていないんですけれども、29と30年度を比較しますと、500人ぐらいはふえております。

〔「了解です」と言う人あり〕

○齊藤委員長 そのほかございますか。

〔発言する人なし〕

○齊藤委員長 討議すべき点はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○齊藤委員長 ないようですので、質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○齊藤委員長 ないようですので、討論を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

認定第1号 平成30年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 異議がないものと認めます。

よって、認定第1号については原案のとおり認定すべきものと決しました。



◎認定第4号の説明、質疑、討論、

採決

○齊藤委員長 それでは、認定第4号 平成30年度那須塩原市介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

執行部から議案の説明をお願いいたします。

課長。

○臼井高齢福祉課長 (認定第4号について説明。)

○齊藤委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

山本委員。

○山本委員 424ページの地域住民助け合い事業のことなんですけれども、これが今、かなりの公民館で進んでいるということでしたが、ひとり暮らしの方たちにとって、これだけのお金を使っている、本当に支援になっているという、そういう何か実績というのはありますか。

○齊藤委員長 課長。

○臼井高齢福祉課長 成果ということなんですけれども、もちろん今も継続してやっております、もちろん、もう見守りのほうを行っている。またはマップをつくっている事業、自治会がござい

まして、もちろん成果は上がっているというようなことでは認識しております。まだまだできていないという自治会等もございしますが、そういったことは今後もやっていきたいというふうに思っています。

今、見守り活動はもうやっている自治会数は73カ所というふうになってございます。もともと、ちょっと言い方がおかしくなるかもしれませんが、ちよつと言いがおかしくなるかもしれませんが、地域がつながっているところというのはもともとできているということもございしますが、街中はなかなかそのつながりが少ないということですね。その辺は力を入れてやっていただいているという実情もございします。

○齊藤委員長 山本委員。

○山本委員 支え合い推進員さんというのは、これは民生委員さんとの関連はどんなふうになっていきますか。

○齊藤委員長 課長。

○臼井高齢福祉課長 直接的な民生委員さんとのつながりというのはないんですけれども、ただ、もちろん推進員さんは地域の中に溶け込んでいますので、もちろん民生委員さんとも顔をつないでございしますし、状況によっては民生委員さんも含めて、また、推進員さん、それと社協の職員、そういった方で自治会に入っていくというようなことがございます。

○齊藤委員長 山本委員。

○山本委員 だんだん民生委員さんの仕事がふえているような気がするんですけども、このひとり暮らしの方たちを見守るというのは民生委員さんの仕事に入っていて、そのほかにこの支え合い推進員さんの事業を進めているということで、その辺がどんな関連があるのかなということでお聞きしたんですが、特別、じゃ、民生委員さんもこの仕事がこれによって、とてもふえるということは

ないという認識でよろしいですか。

○齊藤委員長 課長。

○臼井高齢福祉課長 そうですね。民生委員さんの場合によっては協力いただいているという部分もあると思うんですけども、特にこの事業をやっている、強制的に民生委員さんをこれに出てくださいということはないです。

○山本委員 了解です。

○齊藤委員長 そのほかございますか。

○齊藤委員長 高久委員。

○高久委員 413ページ、居宅介護サービス給付事業というところで出てくるんですけども、施設が足らなくて、ここで見ると待機者が二百十何人という結果が出ていますけれども、もちろん予算は多く使っていて、5,500万ほど昨年度より多く使ったのか。それでもなお足りないというふうに、私はそういうふうに見ているんですが、その辺のところ、どうして。第7期分がまた50人つくる計画はあるという話も聞いていますが、現在、待機老人の数からいって、どんなふうに捉えているのか聞かせていただきたいと思います。

○齊藤委員長 課長。

○臼井高齢福祉課長 待機者ということなんですけれども、確かに待機者はございます。これ、ちょっと30年4月の数字でありますけれども217人、うちのほうが把握している数字ですね、という数字がございます。もちろん7期計画に施設の整備ということで、もちろん必要があって計画という、見込みとかそういったものも勘案してつくるといようなことで計画をしております。こういうのを2施設をつくる計画として今進めているというように中身でして、今まではこの中でも建設費の補助とか、開設準備金のお話をさせていただきましたけれども、前年度は、これにつきましてはおおむね順調に計画に近い形での施設はつくって

いるのかなというところです。

今後は、もちろん8期計画というのを今年度あたりからもう準備を進めなくちゃならないんですけども、そういったことにおいて、そういうところもちょっと大きく反映していきたいなというふうに思っています。

○齊藤委員長 高久委員。

○高久委員 今までも待機者の中で217人という中においての部分が大変だと思っているというような答弁も何度かいただいているんですが、結局、数がこういうふうにいるということは、相当利用者負担、保険料を払っていても利用できないと。私は深刻だと思っておりますけれども、介護の専門家なども、課長の説明の中でも、国のほうの方針がゆっくりだったというのと、要介護3に限定しても、さらにふえてしまっているという状況だと思えますよ。

今のペースでやっていると、恐らく追いつかないと私は思っているんですが、8期の計画もありますけれども、ただ、7期の計画もどこにつくるかというのもまだ出ていないですよ、計画があるだけで。実際にあの大きなやつが、ことしの国債でおりにきたと。おくれおくれで相当後ろにずれ込んでいっているという現状があると思うんですが。

○齊藤委員長 質疑ですか、確認したいのかどうか。答弁を求めますか。

○高久委員 答弁で大変な状況だということで、おおむね順調という今言葉が出たんですが、そういう捉え方でいいのかなということです。

○齊藤委員長 質疑ですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○齊藤委員長 課長。

○臼井高齢福祉課長 確かにおおむね順調というのは、一応計画の中では、前年度まで確におくれ

ているものがあるんですけども、今委員がおっしゃったように、前、例えば今7期ですけども、6期からずれているという部分が今の期の計画になっている部分もあるんだと思うんです。ただ、うちのほうの高齢福祉課というのは、その介護保険のほうを担当している部署としては、今いろんなサービスがあるわけなんです。ですから、施設だけにとらわれなくて、例えば24時間自宅への訪問とか、通所とか、組み合わせ、またショートステイが使いたいとか、そういったものの簡易事業所もふえておりますので、そちらの小規模なんかもありますね。そういった事業所もございますので、ですからそういったものをうまく組み合わせて使っていただきたいという思いはございます。確かにこういう数字からしますと、施設がまだ足りないというようなこともあるんですけども、先ほど申し上げましたように、その辺に関しましては、当然、もしことしなければ、その辺をもう一度考慮するとか、または8期計画にまた調整をして載せさせていただくとか、そういった方向で、なるべくご不便がないような形で、そういう計画にしていきたいなというふうには思います。

○齊藤委員長 高久委員。

○高久委員 私もそう思います。今、いろんな制度があって、いろんな話がありました。

民間の高い施設も確かにできているんですね。これは実際に市民の年金等がこれを使える状況というのは極めて少ないと。限定されてくるということで、当然、私は特別養護老人ホームというところに、どうしても集中せざるを得ないような状況があると思います。

ぜひしっかり計画を練っていただいて、ほかのサービスもうまく案内していただいてと、いう努力をお願いしたいと思います。

○齊藤委員長 そのほかございますか。

眞壁委員。

○眞壁委員 ちょっと全体的なことでお伺いいたします。

介護保険については、私がちょうど議員になったころは、やっぱり60億ぐらいだったかなとちょっと記憶しているんですけども、現在80億という形で、年間2億、3億という形でかなり伸びてきているんですが、部長が一番最初に言った高齢化でということ、非常にお金がかかっているということで、政策みたいなのは、どんな形で考えているのか、ちょっとお伺いしたいんですけども。

○齊藤委員長 課長。

○臼井高齢福祉課長 政策ということなんですけれども、まず、制度から言いますと、今その地域支援事業というものがございます。これは前回、質問の中にもあったと思うんですけども、要は健康寿命、そういったものを伸ばして、介護状態にならないようにというようなことですね。そういったものは国のほうでそういう制度として、その地域支援事業というものをやっている、これは予防が主な事業ということで、予防にもいろいろありますけれども。そういった中において、そういったものを市のほうでも、もちろん事業としていろいろやっているということと、一般会計のほうで、市の独自として、例えば元気アップでは予防支援になっていない人、予防に。それとか百歳体操、これは介護老人支援事業の中でやっているものですけども、それと元気アップ受け入れ、そういったものを一般会計の中で、なるべく健康状態を維持してもらいたいとか、孤立防止とか、認知症予防とか、そういった意味で、結構いろんな事業を組み合わせで一応行っているというのがございます。

○齊藤委員長 眞壁委員。

○眞壁委員 今、百歳体操の話が出たんですけども、ちょっと私視察に行ったときに、この百歳体操をやって、医療費だったかと思うんですけども、医療費が下がっていた町があったんです。

だから、そういうことで、当然いい事業だと思うんですけども、百歳体操、一度、きょうなんかも受けているみたいなんだけれども、それをふやすとか、やることをふやしているということ、どんな形でやらせているとか、やってもらうとか。

○齊藤委員長 部長。

○田代保健福祉部長 いきいき百歳体操の普及策ということなんです、一般質問でも森本議員さんなんか聞かれたんですが、先ほどやっていた地域見守り事業の中で、SCさんが自治会に出向いて行って見守り事業やりましょうよという啓発をする中で、百歳体操も一緒にPRしているところです。

○眞壁委員 大体何人ぐらいがやっているとかというのわかりますか。

〔「実績ですか」と言う人あり〕

○齊藤委員長 係長。

○若目田地域支援係長 団体数が、今、8月現在で37団体やっています、ちょっと数のほうは把握はしていないんですけども、小さいところだと、四、五人から、多いところは西三島あたりでなんかでは、平均で40人ぐらい来るといって、それを掛けますと、大体ですけども1,480人ぐらいはいるのかなと。

○齊藤委員長 眞壁委員。

○眞壁委員 抑制策ということで、今お話をいただいたんですが、まさにこれから高齢化ますます状況ふえていくということなんで、ぜひ元気になる、元気なお年寄りがつくるのがやっぱり一番なのかなと私思いますので、ぜひその辺に力を入れてい

ただきたいということです。

以上です。

○齊藤委員長 そのほかございますか。

山本委員。

○山本委員 420ページのボランティアポイントのほぼ経費だといわれた735万9,294円についてなんです、これ去年もほぼ同じだったんですが、このボランティアポイントの経費のほとんどが、看護師とそれから臨時職員の賃金614万何がしとなっているんですが、ボランティアポイントを老人の施設でボランティアをしてシールを張ってもらうものに看護師さんが、どういうふうな仕事をしてくるということに関係しているんですか。

○齊藤委員長 課長。

○臼井高齢福祉課長 この中身につきましては、確かに賃金で看護師ということはございますけれども、ボランティア事業だけじゃなくて、いきいき百歳体操の指導員に対する報酬金も含まれているんです。それが結構な額にもなっております。

先ほど言いました地域支援という事業というのがあるんですけども、それが先ほど言ったいきいき百歳体操もそうなんです、そういった中身のものもこの中にちょっと含まれているというふうなことです。

ですから、金額的にさっき言った中身の金額というふうになっています。それと、この賃金の部分です、看護師1名とあと臨時職員2名というふうになっていますが報償費、そういったものの項目の金額が大きいということでございます。

○齊藤委員長 山本委員。

○山本委員 先ほど、この説明のときに、この経費はボランティアポイント経費だということですから、何で看護師さんかなと思いましたが、今の説明で了解はしました。

〔「申しわけございません」と言う人あり〕

り]

○齊藤委員長 そのほかございますか。

高久委員。

○高久委員 425ページの財政調整基金の積立金というところですか。

前のずっと金額見てきて、1億7,000、約2億近い積み立てがあって、6億6,000という状況になっていると思います。

保険料の話は課税のほうからでしたでしょうか。

○齊藤委員長 部長。

○田代保健福祉部長 収納するのは課税のほう、収税のほうですけども、保険料の設定は、こちらのほうでこの計画をつくるときに考えているということです。

○齊藤委員長 高久委員。

○高久委員 財政調整基金が結構あるのにもかかわらず、保険料を上げた。私どももやったんですが、大田原が900円上げたから那須塩原市300円上げてもいいだろうという形で上げた。

財政調整基金があって、7年分の上げた分の保険料があるのにもかかわらず上げたという結果はとて大きくなくなってきているんじゃないのでしょうか。

○齊藤委員長 部長。

○田代保健福祉部長 財政調整基金が多くなっているということでもよろしいんですか。

[「はい」と言う人あり]

○田代保健福祉部長 こちらのほうでいくと30年度末で10億と。

先ほどの補正で昨年度の繰越金の約半分を積んでそれが1億4,000万ぐらいになるんで11億ぐらいになるのかなということです。

○田代保健福祉部長 確かに、若干余っているというのはちょっと見積もりより支出が少なかったということなんですけど、ただし、これから、先ほど

も言ったように老人ホームの整備などでお金がかかってきますので、ある程度そこら辺のところを見込んでやっていきますので、若干やっぱり上げるを得ないのかなというようなことで考えております。

○齊藤委員長 そのほかはございませんか。

[「はい」と言う人あり]

○齊藤委員長 では、ないようですので、質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○齊藤委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

高久委員。

○高久委員 討論の中身は、やっぱり介護の老健施設が非常に不足しているというのと、退去者の数が多くて非常に深刻な問題だと。早急に解決しないと、やっぱり保険料は取った、面倒はみないよと国の方針にそっくり進んじやうみたいなそういう方向に行っちゃっています。

那須塩原市独自の対応が必要になっています。

あわせて、先ほどの財政調整基金ですが、合計額は11億になります。11億突破しています。今回の積み立ても約3.8億あつての11億ということになります。やっぱり保険料は高すぎる。

保険料上げなくても対応できるところは保険料を上げないで対応していくことが重要だと思います。

それでなくても市民は国保を払うので精いっぱい、国民健康保険破綻で精いっぱい、介護まで回らないという人がたくさんいますので、ぜひこの辺はしっかりと対応していただきたいと思います。

要望もあわせて言っちゃいましたけれども、そういう理由でこの認定には賛成できません。

○齊藤委員長 そのほかに討論ございますか。

〔「発言する人なし」〕

○齊藤委員長 ないようですので、討論を終結したいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 反対討論がございましたので、挙手により採決いたします。

認定第4号 平成30年度那須塩原市介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを原案のとおり認定すべきものとするに賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○齊藤委員長 挙手多数と認めます。

よって、認定第4号は原案のとおり認定すべきものと決しました。

高齢福祉課所管の審査事項は以上となります。

その他として委員の皆様から何かございますか。
相馬委員。

○相馬委員 (敬老会の支援費について。)

○齊藤委員長 高齢福祉課のほうでは何かございますか。

〔「ないです、特には」と言う人あり〕

○齊藤委員長 ないようですので、以上で高齢福祉課の審査を終了いたします。

お疲れさまでした。

ここで執行部入れかえのため暫時休憩いたします。なお、10分間の休憩をとっていただいて、2時45分より委員会を再開いたします。

休憩 午後 2時35分

再開 午後 2時46分

○齊藤委員長 それでは、休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

◇

◎国保年金課の審査

○齊藤委員長 ただいまから国保年金課の審査に入ります。

担当課の皆さんお疲れさまです。

国保年金課については、福祉教育常任委員会に対する付託案件がございませんので、予算常任委員会第二分科会に切りかえ審査を行います。

◇

◎議案第65号の説明、質疑、討論、採決

○齊藤委員長 それでは、議案第65号 令和元年度那須塩原市一般会計補正予算(第3号)を議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いいたします。

課長。

○福田国保年金課長 (議案第65号について説明。)

○齊藤委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

〔「ありません」と言う人あり〕

○齊藤委員長 討議すべき点はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○齊藤委員長 ないようですので、質疑を終了したいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○齊藤委員長 ないようですので、討論を終結した

と思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

議案第65号 令和元年度那須塩原市一般会計補正予算（第3号）は原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第65号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

○齊藤委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

議案第66号 令和元年度那須塩原市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第66号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

◇

◎議案第66号の説明、質疑、討

論、採決

○齊藤委員長 次に、議案第66号 令和元年度那須塩原市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いいたします。

課長。

○福田国保年金課長 （議案第66号について説明。）

○齊藤委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

〔「ありません」と言う人あり〕

○齊藤委員長 討議すべき点はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○齊藤委員長 ないようですので、質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

◇

◎議案第67号の説明、質疑、討

論、採決

○齊藤委員長 次に、議案第67号 令和元年度那須塩原市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いいたします。

課長。

○福田国保年金課長 （議案第67号について説明。）

○齊藤委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

〔「ありません」と言う人あり〕

○齊藤委員長 討議すべき点はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○齊藤委員長 ないようですので、質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○齊藤委員長 ないようですので、討論を終結したいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

議案第67号 令和元年度那須塩原市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第67号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、予算常任委員会を決算審査特別委員会（第二分科会）に切りかえます。

◇

◎認定第1号の説明、質疑、討論、
採決

○齊藤委員長 それでは、認定第1号 平成30年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いいたします。

課長。

○福田国保年金課長 （認定第1号について説明。）

○齊藤委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

〔発言する人なし〕

○齊藤委員長 質疑はございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○齊藤委員長 ないようですので、討議すべき点はありませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○齊藤委員長 ないようですので、質疑を終結したいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 異議がないものと認め、質疑を終結いたします。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○齊藤委員長 ないようですので、討論を終結したいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 異議がないものと認め、討論を終結しこれより採決いたします。

認定第1号 平成30年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 異議がないものと認めます。

よって、認定第1号については原案のとおり認定すべきものと決しました。

◇

◎認定第2号の説明、質疑、討論、
採決

○齊藤委員長 次に、認定第2号 平成30年度那須塩原市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いいたします。

課長。

○福田国保年金課長 （認定第2号について説明。）

○齊藤委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

高久委員。

○高久委員 それでは387ページ財政調整基金積立金です。

部長が言っていたとおり、財政調整基金の積立額が10億円を超える額になりました。大幅なということです。市のほうはこの大幅にふえた理由をどのように捉えていますか。

○齊藤委員長 課長。

○福田国保年金課長 こちらについて、これまで経緯等も含めてご説明させていただければと思うんですけども、平成30年度は国庫の制度改革が行われまして、基金については県への納付金を納める財源として保有しているわけですけども、納付金については、新制度の移行に当たって激変緩和措置といたしまして国が大規模な公費の投入を行い納付金の軽減が図られておりまして、本市は県内でも軽減率が高く、今年度は約5億1,000万円が軽減されている状況でございます。

しかしながら、国はこの激変緩和措置を令和5年度までには段階的に廃止するとしておりまして、今後納付金が大幅に引き上げられる可能性がございます。

また、納付金につきましては、平成30年度は約33億9,500万円だったんですけども、令和元年度の納付金は約37億3,700万円となっております、今年度より3億4,200万円の増となっております。

県内各市町の納付金の額を決定するのは、栃木県になるんですけども、県の見込みでは今後被保険者数は減少するんですが、先ほどご説明したとおりの団塊の世代の方が70歳以上になって、それによって医療費のほうが高どまりしてしまうという状況もございます。

さらに、国保を取り巻く状況につきましては、加入者の高齢化や医療技術の高度化によりまして、医療費の増大によって市の保険給付費は昨年度決

算に比べて約1億6,000万円の増となっております、一方、収入源でございます国保税につきましては、被保険者数の減少によりまして、昨年度に比べ約1億2,300万円の減となっている状況で、極めて厳しい状況となっているところでございます。

こうしたことから市といたしましては、この軽減措置、激変緩和措置がある間にできる限り体力を蓄え、措置廃止後においても基金を計画的に活用することで被保険者の急激な負担増とならないよう安定した財政運営を図りたいと考えております。

今後、国、県の動向であつたり医療費の推移、税収の推移などについて、慎重に分析をいたしまして、本市にとっての適切な税率、基金残高等について検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○齊藤委員長 高久委員。

○高久委員 説明の中でも、これから保険負担金がふえると、そういう見通しだという、それに備えてということでしたけれども、県、単一化される中で那須塩原市は、大幅な国のほうからの補助があつたにもかかわらず保険料を平年並みと言つたけれども実際はふやしたと。

近隣の那須町、大田原市は減らしたと。大田原市なんかと比較すると那須塩原市はふやしたほうになると。1人当たりになると6,000円ぐらい高くなっている。6,000円か7,000円安かったのが逆に高くなったと。

あくまでも大田原市と比較です、そういう中で財政調整基金ここまでふやしていると。大田原は県平均のほぼちょっと足りないかなという程度、1人当たりになると1万円くらい、1万5,000円ぐらいあるところは1万4,000円ぐらいのところ、那須町は、1人では31円ぐらいしかないです。夫

婦で62円だから。野木町は8円しかない。だから、そういうところに比較すると那須塩原市というのは財政調整金はかなり豊かだと、20億というところ恐らく1人では4万円を超えると。

財政調整基金が1人。かつて、保険料1世帯9,300円値下げしますと。そのときは17億円あれば7年間引き下げができるって下げたんですよ、それを超える額になっちゃっているということは、やっぱり保険料を取りすぎなんじゃないのと。

もちろん、保険料を決めるのはこちらでいいんですよ、部長。

〔「はい」と言う人あり〕

○高久委員 貯めすぎだよと。

今、保険証の取り上げとか、支払滞納している人たちが大変な支払状況です。資格証の発行も結構那須塩原市は多いほうです。恐らくまだ一桁台で前半のほうにいるというところで、やっぱり保険料取りすぎで結果的にこうなっていると私は見ているんですが、その辺どう捉えていますか。

○齊藤委員長 課長。

○福田国保年金課長 まず、保険税、県内の状況等を申し上げますと、平成30年度の1人当たりの保険税で見ますと、平均といたしますと1人当たり10万1,362円というのが国民健康保険の1人当たりの平均額となっております。

那須塩原市がこちらで見ますと、1人当たりが9万7,708円となっております、県平均から見ますと約3,654円です、県平均よりは低い状況というところにはなっております。

ご指摘いただいているとおり大田原市は1人当たり8万8,677円となっておりますけれども、既に大田原市は激変緩和がある中で、本来であれば体力を蓄える時期にもかかわらず既に赤字、平成30年度決算が赤字という状況になって

おりまして、今後激変緩和措置とか納付金が上がった中で、相当厳しい国保の財政運営が強いられるんじゃないかというふうに私は考えているところではございます。

また、基金に関しましては、市のところの部分でしか30年度末での調べがないところなんですけれども、那須塩原市が基金1人当たりの保有額が6万5,135円となっているところではございます。一番高いところが鹿沼市で10万2,372円、大田原市は6万3,767円というところになっていまして、県平均ですと4万3,557円が1人当たりの保有額になっているんですけども、こちら、宇都宮市がかなり危機的な状況でございまして、1人当たり3,586円という状況でございまして、これはもう一般会計からの繰入金で次年度あたりはやっていかないと非常に厳しいような状況ではないかというところで考えております。

ということを考えますと、個々の財政の健全運営というところで申し上げますと、国保の特別会計の中で集めた税金の中で運営するというのがやはり健全な財政運営と考えておりますので、一般会計から今後繰り入れないような形で運用ができればいいのかなというふうに考えております。

以上でございます。

○齊藤委員長 高久委員。

○高久委員 今後、ぜひ国の指導、県のほうからもそういう指導があるんだと思いますが、一般会計の繰り入れはやめるように、禁止するよという方向は確かに出ていますね、県に、何か。確かに出てはいるけれども、ただ、市民の特別な事情を考慮してというのはあるんですよ。ですから、市民の生活レベルに合わせた保険料というのを設定するのは大変重要だと思っています。

そういう中で、大田原市が那須塩原市の個人1人当たりの保険税とほぼ同じぐらいになったと、

那須塩原と同じぐらいの調整基金を持つようになったという、今、ご報告ありました。私のほうは去年まで2割、30年、29年度までのデータだったのですが、その点はちょっと失礼したかなというのはあると思いますが、ただ、やっぱり那須塩原市の資格証の発行の率、収納率からいくと、やっぱり市民の生活レベルの保険料をもっと精査する必要があるという点から言えば、やっぱりこの財政調整基金は多いのではないかと。

あわせて、財政調整基金が多いところは保険料を多く課すというのも国の方針だと思うんですが、ちょっと、合っていますか、そこは。財政調整基金が多いところは保険料も値上げをするようにという指導が来るというのは。

○齊藤委員長 課長。

○福田国保年金課長 そういった通知というのはちょっと私のほうで確認しているところではないんですけども、私のほうで認識しているのは、もし財政調整基金を多く持っているのであれば、それを市民の方に還元して、税率のほうはできれば引き下げたいというところが正直なところなんですけれども、今後を考えると、なかなか厳しいものがあるというふうに考えてございます。

以上です。

○齊藤委員長 部長。

○田代保健福祉部長 高久委員さんのお話の中では、やはり財政調整基金をいっぱい持っているんだから、保険料下げはというご要望かなと思うんですが、今も課長のほうからお話ありましたように、県に納める納付金が毎年3億円ずつぐらい上がっていくような状況もございますし、あと、保険税の収納も逆に今度下がっているという中で、支出は多くなって収入が少なくなってくるものですから、ただ、財政調整基金はたくさんあるということなので、そこら辺のところ、納付金と今後の税

金の収納の環境をよく判断して、保険料のほうは適正に設定はしていきたいということで考えております。

○齊藤委員長 高久委員。

○高久委員 今、部長のほうから先回りしてそういう話が出ましたので、財政調整基金がたくさんあるから、それを活用して保険料を引き下げようという最終のお話だったんですが、今、そういう話が出ました。財政調整基金をうまく活用していただいて、市民の負担を軽減する方向で進めていただきたいと思います。

○齊藤委員長 そのほかございますか。

〔発言する人なし〕

○齊藤委員長 討議すべき点はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○齊藤委員長 ないようですので、質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

高久委員。

○高久委員 今、答弁をもらったんですが、質疑と答弁の中で財政調整基金20億円というのは、那須塩原市始まって2回目ぐらいだと思います。保険料を値下げしたときに収納率がよくなって、財政調整基金が減るであろうと思ったのが、財政調整基金が保険料を値下げしてかえってふえたというのが一番で、それが22億円ぐらい。ほぼそれに近い20億円ということで、この財政調整基金をうまく活用していただいて、保険料を精査していただいて、これから先の見通しも先ほど言われましたので、そこをうまくというか調整していただいて、保険料の引き下げ考えていただくようにしていただきたいと思います。

よって、今回の認定はできません。

○齊藤委員長 ほかに討論はございますか。

〔発言する人なし〕

○齊藤委員長 ないようですので、討論を終結したいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決をいたします。

反対討論がございましたので挙手により採決いたします。

認定第2号 平成30年度那須塩原市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを原案のとおり認定すべきものとするに賛成する委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○齊藤委員長 挙手多数と認めます。

よって、認定第2号は原案のとおり認定すべきものと決しました。



◎認定第3号の説明、質疑、討論、採決

○齊藤委員長 次に、認定第3号 平成30年度那須塩原市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いいたします。

課長。

○福田国保年金課長 (認定第3号について説明。)

○齊藤委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

ありませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○齊藤委員長 討議すべき点はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○齊藤委員長 ないようですので、質疑を終了したいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○齊藤委員長 ないようですので、討論を終結したいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

認定第3号 平成30年度那須塩原市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定については原案のとおり認定すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 異議がないものと認めます。

よって、認定第3号については原案のとおり認定決すべきものと決しました。

国保年金課所管の審査事項は以上となります。

その他として、委員の皆様から何かございますか。

〔発言する人なし〕

○齊藤委員長 国保年金課の皆様から何かございますか。

〔「特にございません」と言う人あり〕

○齊藤委員長 ないようですので、以上で国保年金課の審査を終了といたします。

お疲れさまでした。

ここで執行部入れかえのため暫時休憩といたします。

なお、あわせて10分間の休憩をとりたいと思います。3時40分に開始します。

休憩 午後 3時31分

再開 午後 3時40分

○齊藤委員長 それでは、休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

◇

◎健康増進課の審査

○齊藤委員長 ただいまから、健康増進課の審査に入ります。

担当課の皆さん、お疲れさまです。

健康増進課については、福祉教育常任委員会に対する付託案件がありませんので、予算常任委員会第二分科会に切りかえ、審査を行います。

◇

◎議案第65号の説明、質疑、討論、採決

○齊藤委員長 それでは、議案第65号 令和元年度那須塩原市一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いいたします。

課長。

○江連健康増進課長 （議案第65号について説明。）

○齊藤委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑はございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○齊藤委員長 討議すべき点はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○齊藤委員長 ないようですので、質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○齊藤委員長 ないようですので、討論を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

議案第65号 令和元年度那須塩原市一般会計補正予算（第3号）は原案のとおり可決すべきものとする。ことと異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第65号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、予算常任委員会を決算審査特別委員会第二分科会に切りかえます。

◇

◎認定第1号の説明、質疑、討論、採決

○齊藤委員長 それでは、認定第1号 平成30年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いいたします。

課長。

○江連健康増進課長 （認定第1号について説明。）

○齊藤委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

山本委員。

○山本委員 172ページの産後ケアの宿泊型とデイサービス型の利用についてなんですが、これによって、やはり産後のケアの必要な方に対して、とてもよかったというような印象でしたか。

○齊藤委員長 課長。

○江連健康増進課長 受けられたといいますか、ケアを受けた方にはアンケート結果ということで、皆様にいろんな意見等を含めまして、いただいております。おおむねどこがよかったというふうな内容でございまして、やはり、体のケアと心のケアを両方受けられるということと、子育てに関する勉強といいますか、そういったこともございますので、有意義だったというようなことございます。

○齊藤委員長 山本委員。

○山本委員 ちなみに、これ、どんな形で行われているんですか、宿泊とデイサービスというのは。

○齊藤委員長 補佐。

○村越健康増進課長補佐 産後ケアの中身ということなんですけれども、主に病院と助産所と、あとクリニックですか、委託を受けてくださるところに委託をしてやってもらっているんですけれども、主に国際医療福祉大を利用する方が多いんですが、宿泊型が多くて、中身については、国際の「ばーすはうす」というお産も、取り上げるところではあるんですけれども、個室になっていて、そこに宿泊をしまして、赤ちゃんとお母さんが母子同室で24時間宿泊になっているんですけれども、利用されるときに、どんなケアをしてほしいですかというのを聞いてくださっていて、例えば、授乳についての不安があるということであれば助産師さんがついて、赤ちゃんに直接母乳をあげるときの指導ですとか、抱っこの仕方ですとか、細かく指

導してくれます。

それで、近隣に育児を手伝ってくれる方がいないということで、ちょっとそれが不安で入っているという方については、そこでケアしてもらったりとか、もう育児に疲れちゃって、赤ちゃん、夜昼なく寝たり起きたり、最初はそうなので、お母さんの休養がなかなかとれないなんていう方の場合には、できるだけ、ばーすはうすのほうで休養がとれるようにということで、その方のニーズに合わせたケアをしていただくということになっております。

○齊藤委員長 山本委員。

○山本委員 そうすると、この宿泊型を利用される方は、ほとんどが国際医療福祉大学で赤ちゃんを産んだ方ということでよろしいんですか。

○齊藤委員長 補佐。

○村越健康増進課長補佐 そういう方もいらっしゃるんですが、そういうふうに規定はしていないので、例えば別のところでお産をして、国際医療がいいことで利用なさる方もいますし、あとは、受け入れる升の問題で、本当はこっちがよかったんですけどもいっぱいだから受けられないのでこちらの委託先でという方もいらっしゃるって、統計をとってみると、今のところ、国際さんが多いということです。

○山本委員 了解しました。

○齊藤委員長 そのほかございますか。

眞壁委員。

○眞壁委員 がん検診の関係なんですけど、ちょっと数字が合っているかわからないんですけど、この検査をしてがんが見つかったとかって、そういう件数というのはあるんですか。あれば教えてください。

○齊藤委員長 課長。

○江連健康増進課長 検診別で申し上げますと、胃

がん検診におきましては平成30年度、がんの発見者数が5名という結果となっております。

ちなみに、肺がんでございますが、肺がんは1名でございます。大腸がんにつきましては11名でございます。子宮頸がんにつきましては1名の発見でございます。乳がんにつきましては9名。前立腺がんが5名でございます。

以上です。

○齊藤委員長 そのほかございますか。

高久委員。

○高久委員 同じところで、がん検診なんですけれども、どの程度の人が受診券を持って、検査を受けている方、何%ぐらいなのか、それぞれ率あると思うんですけれども、聞かせていただけたらと思います。

○齊藤委員長 課長。

○江連健康増進課長 胃がん検診でございますが、受診率が21.9%でございます。

続きまして、肺がん検診でございますが、受診率は16.5%。大腸がん検診が56.6%。子宮頸がん検診が42.4%。乳がん検診が48.1%。最後に、前立腺がん検診でございますが、38.5%でございます。

○齊藤委員長 高久委員。

○高久委員 乳がんが50%行ったよという話も一時あったんですが、これ、どこまで目指すというような計画というのはあるんですか。

○齊藤委員長 課長。

○江連健康増進課長 目標は50というところで、確かに、平成28年度は51.3という結果でございましたが、その後ちょっと、29年度を申し上げますと、48.9というところで、ちょっと50%を切っているような状況でございます。

○高久委員 ありがとうございます。

○齊藤委員長 そのほか。

副委員長。

○中里副委員長 説明ありがとうございます。

市政報告書の166ページ、保健センター整備事業の防水改修工事ということで、この改修工事の具体的な内容について伺えますか。

○齊藤委員長 課長。

○江連健康増進課長 防水工事の内容でございますが、外壁の改修工事でございます。雨漏りがするということで、シーリングの工事、目地とかそういうもの、または大量のクラックですとか欠損、この部分の補修、修繕というような内容でございます。

○齊藤委員長 副委員長。

○中里副委員長 この2,000万円ぐらいですと、結構建物全部というか、全体的に改修工事を行ったというような認識でよろしいですか。

○江連健康増進課長 そうですね、ほぼ外装も塗装も含めて改修したというような内容でございます。

○中里副委員長 わかりました。

○齊藤委員長 そのほかございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○齊藤委員長 討議すべき点はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○齊藤委員長 ないようですので、質疑を終了したいと思います。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○齊藤委員長 ないようですので、討論を終了したいと思います。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 異議がないものと認め、討論を終了し、これより採決いたします。

認定第1号 平成30年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定については原案のとおり認定すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 異議がないものと認めます。

よって、認定第1号については原案のとおり認定すべきものと決しました。



◎認定第2号の説明、質疑、討論、

採決

○齊藤委員長 次に、認定第2号 平成30年度那須塩原市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定を議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いいたします。

課長。

○江連健康増進課長 (認定第2号について説明。)

○齊藤委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

眞壁委員。

○眞壁委員 この特定健診の関係の検査の種類について、まず教えてください。

○齊藤委員長 課長。

○江連健康増進課長 特定健診の検査の種類ということですか。

特定健診の検査の種類でございますが、まず基本的な健診の項目ということで、既往歴ですとか、自覚症状、他覚症状の有無、身長、体重、腹囲、血圧、肝機能、血中脂肪、血糖検査、尿検査でございます。また、詳細な健診の項目ということで、貧血検査、心電図検査、眼底検査、腎機能検査などがございます。

○齊藤委員長 眞壁委員。

○眞壁委員 心電図の関係で、75歳以上も実施しているんですか。

○齊藤委員長 課長。

○江連健康増進課長 75歳以上の後期高齢者の健診につきましては、心電図検査を実施してございません。

○齊藤委員長 眞壁委員。

○眞壁委員 これはなぜしていないのか、わかれば。

○齊藤委員長 江連課長。

○江連健康増進課長 健康審査につきましては、40歳から47歳の加入者を対象とするというところで、メタボリックシンドローム、内臓脂肪の蓄積に着目をした検査項目の内容となっております。これらの検査から生活習慣、こちらを見直すことを主として検査を実施しているものでございます。

一方、後期高齢者のほうの検査の特性と申しますか、こちらはメタボリックシンドロームというよりは年齢を加えたことに伴う虚弱な状態ですかね、俗に言うフレイルというようなものですか、複数の慢性疾患を保有している方も多いというようなことで、後期高齢者の方の9割強が医療機関を受診しているというような現状もございまして、こういったことで、主としまして、貧血検査ですとか、栄養の状態把握、あとは腎機能低下の早期発見を目的として実施しているものでございまして、メタボ関係の腹囲ですとか、心電図、眼底検査については現在のところやっていないような状況でございます。

○齊藤委員長 眞壁委員。

○眞壁委員 内容はわかりましたが、高齢者になると、当然心臓とかにかなり影響が出てくるのかなということなんですけれども、その辺はもう全然診ていなくてという形でよろしいんですか。

○齊藤委員長 江連課長。

○江連健康増進課長 先ほどもちょっと言いました

が、やはり医療機関を受診されている方が多いということで、そのあたりはある程度ケアといいますか、診てもらえないのかなというようなところでございます。

○齊藤委員長 眞壁委員。

○眞壁委員 そうしますと、ほかの他市町なんかはどんな形でやっているか、もしわかれば。

○齊藤委員長 江連課長。

○江連健康増進課長 他市町の結果ということでございますが、集団健診での心電図の実施につきましては、今実施していない市町が当市を含めまして、4つでございます。申し上げますと、宇都宮市と真岡市と那須塩原市と壬生町と、それ以外については取り入れてございます。

また、個別健診では、9つの市町がうちも含めてですが、取り入れていなくて、それ以外は実施しているということでございます。

○齊藤委員長 眞壁委員。

○眞壁委員 この心電図の検査を入れることによってどのぐらいに経費というか、その辺はかかるのかというのはわかりませんね、ちょっと。

○齊藤委員長 江連課長。

○江連健康増進課長 詳しくは試算はしてございませんが、病院で実施しますと、おおむね1,500円ほど費用はかかります。集団健診ですと、600円から800円ということで1,000円弱の現在料金がかかっていますので、後期高齢者4,000人、受診者全ての方がやるとなると、その金額掛ける4,000人というような試算になるということでございます。すみません、240万円というところかなという試算でございます。

○眞壁委員 これは意見なんですけど、ちょっと検討していただきたいなと思います。

以上です。

○齊藤委員長 そのほかございますか。

[発言する人なし]

○齊藤委員長 討議すべき点はございますか。

[「ありません」と言う人あり]

○齊藤委員長 ないようですので、質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○齊藤委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

[「ありません」と言う人あり]

○齊藤委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○齊藤委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

認定第2号 平成30年度那須塩原市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定すべきものとするに異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○齊藤委員長 異議がないものと認めます。

よって、認定第2号については原案のとおり認定すべきものと決しました。

健康増進課所管の審査事項は以上となります。

その他として委員の皆様から何かございますか。

[「ありません」と言う人あり]

○齊藤委員長 健康増進課の皆さんから何かございますか。

[「ございません」と言う人あり]

○齊藤委員長 ないようですので、以上で健康増進課の審査を終了いたします。

お疲れさまでした。

ここで、執行部入れかえのため暫時休憩いたします。

休憩 午後 4時20分

再開 午後 4時21分

○齊藤委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

◇

◎市民課の審査

○齊藤委員長 ただいまから市民課の審査に入ります。

担当課の皆さん、お疲れさまです。

◇

◎議案第78号の説明、質疑、討

論、採決

○齊藤委員長 それでは、議案第78号 那須塩原市印鑑条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部から議案の説明をお願いいたします。

○齊藤委員長 室井課長。

○室井市民課長 (議案第78号について説明。)

○齊藤委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑ありませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○齊藤委員長 ないようですので、討議すべき点はありませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○齊藤委員長 ないようですので、質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○齊藤委員長 ないようですので、討論を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 異議がないものと認め、討論を終了し、これより採決いたします。

議案第78号 那須塩原市印鑑条例の一部改正については、原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第78号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、福祉教育常任委員会を予算常任委員会第二分科会に切りかえます。

◇

◎議案第65号の説明、質疑、討

論、採決

○齊藤委員長 それでは、議案第65号 令和元年度那須塩原市一般会計補正予算(第3号)を議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔をお願いいたします。

室井課長。

○室井市民課長 (議案第65号について説明。)

○齊藤委員長 説明がございましたので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○齊藤委員長 討議すべき点はありませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○齊藤委員長 ないようですので、質疑を終了した

いと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○齊藤委員長 ないようですので、討論を終結したいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

議案第65号 令和元年度那須塩原市一般会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第65号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

それでは、続きまして、予算常任委員会を決算審査特別委員会第二分科会に切りかえます。



◎認定第1号の説明、質疑、討論、

採決

○齊藤委員長 それでは、認定第1号 平成30年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定についての議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いいたします。

室井課長。

○室井市民課長 （認定第1号について説明。）

○齊藤委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

高久委員。

○高久委員 108ページで、マイナンバー事務補助臨時職員2人というのは、前からこの方はいまして、何か見ていると、市民課の窓口全部を対応しているように思えるんですが、マイナンバーだけではなくて、市民課全部の対応のように感じるんですが、その点はどうなんでしょう。

○齊藤委員長 室井課長。

○室井市民課長 ただいまご指摘があった件でございますが、基本的にはマイナンバーの事務ということでございますが、一日中マイナンバーの事務があるというわけではございませんので、手があいている時間には、ほかの業務もやっていただいているという現状でございます。

○齊藤委員長 高久委員。

○高久委員 交付率からいうと、仕事は非常に少ないように私は思えるんですが、対応は結構いろいろ仕事やっていて動いているみたいなんですが、交付率からいうと仕事は少ないのではないかと。

○齊藤委員長 室井課長。

○室井市民課長 交付率で見ると、確かに11%ちょっとということで、まだまだあるんですけども、どうしても分母になりますと、人口が多いので、他市町に比べましても、実際に処理をしている件数というのは決して少ないわけではございません。一日、日によつての当然お客様の人数とかというのもございますが、それなりの仕事はしていただいていると。

○高久委員 オーケーです。

○齊藤委員長 そのほかございますか。
中里副委員長。

○中里副委員長 説明ありがとうございます。

109ページの交付金について、地方公共団体情報システム機構への交付金が、当初ですと2,400万円の予算が組まれていたと思います。交付金が900万ということで、1,500万円減となっているん

ですけれども、その理由を伺えますか。

○齊藤委員長 課長。

○室井市民課長 ただいまのご指摘の件でございますが、この件につきまして、当初予算を編成する時点におきましては、まず国のほうから那須塩原市に最大限の見込み額というか、交付金の額が示されてまいります。それに合わせて予算を組ますので、どうしても実績のほうがかかなり下回ったような状況が市のほうに出ている。

○中里副委員長 了解しました。

○齊藤委員長 そのほかございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○齊藤委員長 それでは、討議すべき点はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○齊藤委員長 ないようですので、質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

高久委員。

○高久委員 前から言っていたことだと思うんですが、マイナンバーはやっぱり実際に市民がマイナンバーの利便性を実感できないと、発行率もそれほどでもない、低くはないんですが。あと、交付率ともそんなに高くはないと、国の平均値前後というあたりだと思います。

このシステムは、非常にそのカードを持ち歩くこと自体が危険というのと、情報漏えいに対するシステムが非常に脆弱と。どこの国でもこの情報漏えい対策に今対策費が青天井と、幾らかかるかわからないと、システムは完成しているシステムはないと、そういう中で使い道が非常に少ないという点においては、あの手この手で何ともし

たい。最近では国民健康保険を発行しないで、これを発行するんだというような情報も流れていますが、やっぱりこれは国民を幸せにする制度ではないので、中止、廃止を国に要請すべきだということで、認められないということです。

○齊藤委員長 そのほかには討論はございますか。

〔発言する人なし〕

○齊藤委員長 ないようですので、討論を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 異議がないものと認め、討論を終了し、これより採決いたします。

反対討論がございましたので、挙手により採決をいたします。

認定第1号 平成30年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定についてを原案のとおり認定すべきものとするに賛成する委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○齊藤委員長 挙手多数と認めます。

よって、認定第1号は原案のとおり認定すべきものと決しました。

市民課所管の審査事項は以上となります。

その他として委員の皆様から何かございますか。

〔発言する人なし〕

○齊藤委員長 市民課のほうからは何かございますか。

〔「特にございません」と言う人あり〕

○齊藤委員長 ないようですので、以上で市民課の審査を終了いたします。

これで、保健福祉部の本定例会における審査は終了となりますが、保健福祉部全体として何かございますか。

〔「特にございません」と言う人あり〕

○齊藤委員長 それでは、以上で保健福祉部の審査

を修了といたします。

お疲れさまでした。

閉会 午後 4時46分

ここで、執行部退席のため暫時休憩といたします。

休憩 午後 4時43分

再開 午後 4時44分

○齊藤委員長 それでは、休憩前に引き続き委員会を再開いたします。



◎その他

○齊藤委員長 それでは、次第の3、その他に入ります。

委員の皆様から何かございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○齊藤委員長 （所管事務調査について。）

○伊藤書記 （事務連絡。）

○齊藤委員長 それでは、次第3、その他を終了いたします。



◎閉会の宣告

○齊藤委員長 以上で、今定例会における委員会の議事日程は全て終了いたしました。

本委員会の審査報告書は、本職が作成し、議長に提出いたしますので、ご一任くださるようお願いいたします。

これをもちまして、福祉教育常任委員会を閉会といたします。

大変お疲れさまでした。